

余市水産博物館

BULLETIN OF
YOICHI FISHERIES MUSEUM

研究報告

第 12 号 2009 年 3 月

- 浅野 敏 昭：中村家「重要記事目録」に見る漁場労働について 1
- 乾 芳 宏：考古学入門 木製品の見分け方図鑑(縄文～続縄文時代) 17
- 日並 雄太・村元 亨輔・千葉 弘貴・
齋藤 明歩・西村 ひかり・杉岡 舞・松田 義章
：北海道指定史跡「西崎山環状列石」を構成する岩石とその由来について 31
- 平成20年度博物館活動報告 37
- 駒木根 恵 蔵：史料紹介『開拓使 明治四年 余市郡関係書類』 41(43)

余市水産博物館 研究報告

第 12 号 2009 年 3 月

余市水産博物館

中村家「重要記事目録」に見る漁場労働について

浅野 敏 昭

北海道余市郡余市町入舟町21（余市水産博物館）

I はじめに

小稿ではこれまで筆者が分析を重ねてきた漁家文書から、単一漁期の漁夫組織、漁獲物処理など鯨漁の諸作業について整理、分析を試みるものである。

対象とする史料は、余市町中村家「重要記事目録」（以下、「目録」）、対象とする時期は同史料が作成された大正4（1915）年度及び翌5年度のうち、より記載内容の多い同4年度とし、そこに記録された漁場労働の作業暦、陸揚状況、同家が経営に関わった複数の建場（定置網敷設箇所）における漁夫の配置について示したい。

前号及び前々号において報告した筆者拙稿は、平成18（2006）年中に余市町内にお住まいの川端有氏から「中村源兵衛関係史料一式」として余市町史編纂室が借用したものの一部で、明治～大正期にかけて同家に雇用された漁夫集団の雇用形態等について分析を加えてきた。小稿ではそうした成果とあわせて同家の鯨定置網経営について明らかにできれば幸いである。

「目録」の規格はつぎのとおりである。

後補された表紙に「重要記事目録 大正四年～五年」とペン書きされる。縦約23cm、横約15cm、罫紙が合本される112頁の帳簿で、前半の89頁に1915年分の記載があり、後半23頁に翌1916年分の記載がある。

各頁の記入は墨書で、両年度の筆跡は同一人物と思われる。

II 大正4年の中村家漁場

「目録」が記された1915（大正4）年の中村源兵衛漁場は余市町字山碓において鯨漁を営んだ。そこでは秋田県山本郡東雲村、同郡澤目村、青森県三戸郡下長苗代村の3村からの漁夫集団を中心に91名が雇用され、上記3村に同郡常磐村を加えた4村出身漁夫の約7割が複数年にわたって就業し、漁夫雇用に

中心的な役割を果たしたのは澤目村田村家であった¹⁾。

中村源兵衛漁場の印（シルシ）は「マルニ」、中村力蔵漁場が「カネマルイチ」、中村力蔵は中村利八の四男、中村長松の養子で中村源兵衛の実弟とされる²⁾。

大正年間に中村源兵衛が漁業権を有した鯨定置網は余市町字ユーベッポの余東定第32号、同35号（後に98号に番号変更）、ウタゴシの同40号（後に102号に番号変更）山碓町の同63号、同68号の5統であった³⁾。

同家が雇用した漁夫は明治末に増加傾向を示し、その後はその規模を維持した⁴⁾。

III 「重要記事目録」

2月21日から始まる「目録」はおよそ2ヶ月後の4月27日までの出来事が記載される。各月のはじめには記事と当該日が簡条書きで書かれ、続いて各日ごとの記載が続く。簡条書きの記事に付される月日と各日ごとの記載とは、一致しないものもある。各月の簡条書きを以下に示す。

「第弐月重要記事」が「造船起工」（2月11日）、「漁期用膳椀整理」（2月16日）、「大時化」（2月24日、同25日）、「造船完工秋田漁夫入込」（2月26日）の4項目である。

「第参月重要記事」は「南部漁夫入込」（3月1日）、「網下し祝」（3月20日）、「漁夫配置定」（3月22日）、「土方漁夫」（3月9日）、「強震アリ」（3月18日）、「家憲・投網」（3月23日）、「初収穫 大時化破船」（3月24日）、「損害（大時化程度）」（3月25日）、「漁夫組合定」（3月28日）、「悪模様揚網」（3月29日）、「悪模様揚網」（3月30日）、「掛鯨あり」（3月30日）の12項目である。

「四月中重要記事目録」が「悪模様揚網」（4月1日）、「悪模様のため揚網」（4月4日）の2項目である。

なお、文中のゴシック表記は漁家の印を示し、ヤマフクは林家（林長左衛門）、カクダイは井上家（井上林次）、マルマタキは奥寺家（奥寺徳太郎）、マルニは中村家（中村源兵衛）、カネマルイチは中村家（中村力蔵）、イチマタキは奥寺家（奥寺由蔵）、川印は市川家（市川大太郎）、二印は笠島家（笠島貞治）である⁵⁾。

具体的な記載内容を以下に示す。

(1) 2月11日「造船起工」

貳月拾壱日 晴天 暖氣

本日午前十時ヨリ船大工来り造船起工ス

貳月二十六日 晴天 稍寒氣

造船工事終了ス

大工ニハ酒振舞及びタオル 本足袋一足づゝを僉品として進ず

2月11日午前10時に船大工が到着して造船が開始され、16日後の同月26日に完成した。2月28日の記載に「旧保津船及び新造混合種船を引き出す」とあるが船種は不明である。

同月26日の完成にともなって船大工に酒が振舞われ、タオルや足袋が支給された。

(2) 2月16日「漁期用膳椀整理」

貳月拾五日 晴降雪 稍寒氣

造船工事續進ス今日漁期用膳椀ノ整理ヲナス

膳ハ余減少セザレドモ茶碗（飯）汁椀ハ甚ダシクフソクヲ生ズルガ常ナリ買入レザルベカラズ長氏をもって買入れしむ

実際に膳椀の整理を行ったのは2月15日で、膳は減っていなかったが、相当数が減っていた茶碗と汁椀は補充することとなった。「長氏」が指す人物は不明である。

(3) 2月24日、同25日「大時化」

貳月二十五日 大吹雪大時化 寒氣

大時化にて昨夜中に矢来の井楼三ヶ流失す越年雇人及び裏町雇人等をして諸家の海岸にうちよ

せらわなるを拾得せしむ但し諸家の損害も相当にあり

前日からの「大吹雪大時化」で海岸沿いの「矢来」が3箇所流失した。「矢来」は、漁獲物の陸揚作業を行う平坦地を確保するために海岸に築造され、「井楼」とは「矢来」を構成するもので、石を詰めるために四角に組んだ木枠であろう。

越年で雇用した漁夫と「裏町雇人」によって拾得させたのは「井楼」を構成する木材であったのであろうか。付近の「矢来」も相当に被害があった。

(4) 2月26日「造船完工秋田漁夫入込」

貳月二十六日 晴天 稍寒氣

八時着の列車延着し十時に漁夫等入込み来る阿部福松以下四十六名なり右の如し

遅れて到着した列車によって秋田県山本郡下各町村から阿部福松以下46名の漁夫が到着した。

(5) 3月2日「南部漁夫入込」

三月二日 大吹雪 寒氣

今日南部漁夫来る聞く處によれば函館へ一度渡りて汽車の都合により又々青森に引き返したる由なりなほ昨日大川に一泊せるとのことなり尤も今朝二時に余市口有なれば其のまま家へ来るわけに行かずやむを得ず宿屋へ停滞したるものにて吹雪を犯して今日午後一時半到着したる訳なり此日吹雪の故を仍て網作業木材木挽作業外の雪切り等を休みたり而して屋内にて科木皮をさく南部漁夫に薄縁を貸与す
氣象記録を調整す

2月26日の秋田漁夫に続いて青森県南部漁夫が到着した。「汽車」の都合により一度、函館まで来たものの再度、青森へ戻った。改めて余市に向かったが、余市着が深夜2時だったため宿屋に滞在した。

(6) 3月2日「土方漁夫」

三月九日 大吹雪 寒氣

雪切作業木挽大工作業枠製作業続行ス

細濑いの柄にするべき木材を注文す

地者漁夫

秋田工藤運助不來其代り 工藤為四郎

中村太吉 畠山松太郎 木村賛三

浅沼春松 武田兼蔵 工藤直三

木村滝蔵 中村勇太郎 浅沼初太郎

木村滝三郎 ×幸坂幸次郎 ×小澤富松

神馬政吉 ×幸坂惣吉 木村彗三郎

三月十日より三月十六日まで所用の為め旭川

札幌へ出張す其間に井楼を入れたんぬ

頃は漁具等の破損を修復するものなり

午後三時網下し祝をなす

3月20日午後3時から大漁祈願の「網下し祝」の宴会が行われた。同月18日に実施された海中への土俵入れが「前濱」において行われたほか、畚を使った除雪作業と漁具の修理も行われた。

またこの日、あらかじめ決められた漁夫の配置や役職が発表され、それらを記した板も掲げられた(第1表)。

前浜建場は22名、うち船頭1名(秋田県山本郡澤目村の阿部福松, 50歳, 給料90円), 副船頭1名(同郡能代港町の大高千蔵, 39歳, 給料47円), 起船総締1名(同郡東雲村の熊谷福次郎, 45歳, 給料32円50銭), 起船副締2名(同郡澤目村の笠原長松, 41歳, 給料32円50銭ならびに同郡澤目村の阿部米吉, 44歳, 給料32円50銭), 口引2名(同郡東雲村の佐藤定吉, 38歳, 給料32円50銭ならびに同郡埴川村の工藤寅吉, 27歳, 給料31円50銭)であった。

共同建場は7名、うち船頭1名(青森県三戸郡八太郎の高橋石松, 34歳, 給料不明), 起船締1名(住所記載なしの武田兼蔵, 年齢記載なし, 給料36円50銭), 口引1名(住所記載なしの神馬政吉, 年齢記載なし, 給料記載なし)であった。

歌越建場は24名、うち船頭1名(青森県三戸郡八太郎の原田惣吉, 52歳, 給料90円), 副船頭1名(同郡八太郎の下村九郎助, 36歳, 給料47円), 起船総締1名(同郡八太郎の戸来又吉, 35歳, 給料39円), 起船副締1名(同郡八太郎の渡辺岩蔵, 29歳, 給料38円), 口引2名(秋田県山本郡東雲村の越後辰五郎, 43歳, 給料31円50銭ならびに青森県三戸郡八太郎の原田松太郎, 32歳, 給料38円)であった。

湯別浦建場は24名、うち船頭1名(住所記載なしの中村太吉, 年齢記載なし, 給料記載なし), 起船総締1名(青森県三戸郡八太郎の木村彗三郎, 33歳, 給料38円), 起船副締1名(同郡八太郎の原田與太郎, 30歳, 給料37円50銭), 口引2名(同郡八太郎の中村定吉, 27歳, 給料38円50銭ならびに住所記載なしの畠山松太郎, 年齢記載なし, 給料36円50銭)であった。

陸上は11名、うち総取締役1名(住所記載なしの杉本栄吉, 63歳, 給料90円), 陸廻頭2名(青森県三戸郡八太郎の杉本竹松, 46歳, 給料36円ならびに住所記載なしの木村龍蔵, 年齢記載なし, 給料37円), 陸廻1名(住所記載なしの浅沼初太郎, 年齢記

簡条書きの記事と内容記載頁の月日が合致しない。この「土方」と「地者」の漁夫が合致するかは不明である。

除雪や大作業を引き続き行っている。「細濑い」はコマザライであろうか。

「土方漁夫」として氏名が16名記載される。第1表の住所の記載を見れば、幸坂幸次郎が秋田県山本郡常盤村、同姓同名の木村彗三郎の2名のうち一人が青森県三戸郡八太郎と、2名の住所が確認できる。小澤富松は氏名がない。

ほか13名は住所の記載がない。

(7) 3月18日「強震アリ」

三月十八日 曇 暖気

大作業石揚ヶ作業をす各建場の母船に網を積み込みす 土俵入れのため船出動す

船番号札を書く即ち十一、十三、十五、十六、十七、十九、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六の十二隻なり石揚ウエンチ今日より組立て使用す今朝二半十分前稀の強震アリ

「石揚ヶ作業」には「ウエンチ」が組立てられて使用された。この作業は前日に「入潤石上げ作業をなす」とあることから、漁獲物陸揚げの「潤」の底に溜まった石の除去を2日間実施したものである。

(8) 3月20日「網下し祝」／3月22日「漁夫配置定」／3月23日「家憲・投網」

三月二十日 吹雪 時化 寒気

今日午前中前濱の土俵を入れたり

屋方表の雪を畚にて運ぶ大作業をなす但し此

載なし、給料 36 円 50 銭)、陸廻豫備 3 名(青森県三戸郡八太郎の杉本孫四郎, 18 歳, 給料 25 円ならびに住所記載なしの木村多三郎, 18 歳, 給料記載なし同じく秋田県山本郡塙川村の工藤富蔵, 18 歳, 給料 25 円)炊事 3 名(石川県珠洲郡の小浪富松, 50 歳, 給料 20 円ならびに秋田県山本郡の安藤みよ, 27 歳, 給料 25 円同じく住所記載なしの土門みつ, 年齢記載なし, 給料 25 円), 下女 1 名(住所記載なしの佐々木カヨ, 17 歳, 給料 19 円)であった。

ほかに配置箇所不明が 3 名であった。

3 月 22 日の項では、「網下ろし」時に発表された漁夫配置が掲げられ, 同月 23 日の項では、「網下し」の宴席で発表された「漁夫心得家憲十七条」が同じく掲げられた。

(9) 3 月 24 日「初収穫 大時化 破船」

3 月 25 日「損害(大時化程度)」

三月二十四日 雪雨 大時化

此日初収穫アリ右之如シ

	予想	陸揚	摘要
湯別浦	無	無シ	
歌越	七杯	無シ	時化ノ為メ捨ツ
前浜	三杯	小一杯	時化ノ為メ捨ツ
共同	五杯	無シ	時化ノ為メ捨ツ

但シ前浜等ハ二杯位ハナシ得シ程群来シ何分浪高きため起さざりきと尚ほ杵はやぶれし由にて起を中止すと湯別浦にては昨日狼狽して船出し網を投した時すでに鯨群来甚だしく手網を引かず胴網のみ投じたる處鯨子をひりかけられ始末に終へず加ふるに浪高ければ空しく揚網すと此の間に横浜崎の網にては舳をはなす
早朝より怒涛甚だし大方の杵をヤマフク入澗に入る浪は刻一刻高まる各家網を競ふて揚ぐる
我家又揚網したり且ツ我人共に追々と杵を切りはなつ
我家前浜歌越母船を繋留し湯別浦母船前浜起船先澗帰し網揚(手網浜前)に行きたる湯別浦起船と歌越起船とはヤマフク陸を借り陸揚す
漁夫全部上陸すやかで昼食後より一層荒れて各家口杵を切り解く内に一家は(川印) 舳舳共はなしたる杵を水船となしたりて手を下し得ざるものあり午後より我前浜の母船は一条の錨網絶断され一条の錨力足らず海中の方向に押し流さる夜

鯨漁漁夫数人爺船頭指揮のもとに浜中に出張二印撈家を借り徹夜す
大崎尚ほ止む事なし前浜口引船又母船よりはなれて漂流したり此の時化に際し最も働きたるは春松なり太吉は目うとく感じたり

三月二十五日 晴 小浪

昨日の大時化にて損害されし船は二印の向ふの海岸につく爺船等は昨夜来二印の好意にて林檎など馳走になり尚木炭二俵を借りて焚き暖を取りたる由今日爺船頭等に食物を届くるに際し昨夜二印より借用の木炭二俵を返却す尚ほ本日は衆議院の総選挙投票に出で行く席に二印主人に祝をしたりと

此時化損害は大略は左の如し

杵切り解きのため鯨を捨てたるは勿論磯船一隻(前濱) 全て破壊 三半船(母船前濱) 海具に割れ入り大搦網流失艦襦一流失(共に前濱用) 共同手網四反(ヤマフク四反) 前濱手網(胴網部) 二反半流失前濱杵三分の一流失尤も共同は浪のため揚網を得ず又前濱杵は母船漂流中流失前濱手網は川印杵船漂流の際突貫絶断したるものなり其補充として前濱船母船は修繕に取りきめ同口引磯船は太吉船頭を以て探しあてし断漸々大一にあるを知るすでに七八隻も買れ一隻より残りなしとのことそれも昨日部方網より買いに来れとも現金ならざる故現金ならばと帰したる由即ち我は現金を以て購ひぬ其他船大工は十二三隻も売り切り尚ほ注文ある様なりと我の買しものは勿驚四十二圓の云價を四十一圓に引きたり即ち平時より約十圓高なり
前濱杵は替りを用ひ手網は胴網部なければ稗心網を用ひ二反半の稗心網なければ三反を用ひたり共同はヤマフクと四反づつ稗心網を出し合ふ
此日替網を用ひ或は修繕を加へ投網に出かく(共同歌越湯別浦) 浪稍高き故投網せぬ家数多あり我家前濱の支度おくれアセチリンを点じて網を積み込み投網に出かく
午後七時頃カクダイにて換杵の報聞こゆ諸家強効して投網をいそぐカネマルイチ又前濱に投網す尤も前濱の他は投じありカクダイに記す横浜付は此の時化に新造船を破砕す

3 月 23 日から「投網」して開始されたこの年の漁

で、胴網に「練子をひりかけられ始末に終え」ないほどの群来であったが、同時に大時化でいずれの建場も網を起こすことが出来ず、漁獲物を捨てざるを得なかった。他の漁家も網を破損させないよう撤収作業をし、船も陸にあげて避難させたが「水船」となって失われた船もあった。

この時化のさなか、中村漁場では湯別浦と歌越の起船をヤマフク林漁場の前浜に上陸させた。海上に停泊させていた前浜の母船の錨網の1本が切れて沖へ押し流されそうになり、二印（漁場）の傍家（船倉、漁期中は漁獲物の保管場所）を借りて徹夜で監視を行った。波濤のため建場に向かうことは出来ず、母船とつないでいた口引船を漂流させてしまった。

この夜の漁夫の働きぶりを見て、春松を評価し、太吉は「目うとく」感じられたことも記される。

一夜明けて翌 25 日には被害の概要が明らかとなった。前浜建場では磯船 1 隻（全損）、三半船（母船）の櫂（破損）、櫓 1 本（流失）、手網（2 反半流失）「大撒網」（流失）、杵網（三分の一流失）であった。共同建場では手網 4 反（流失）であった。

その後、漂流した口引船は発見され、破損漁具の修復や補充がただちに着手された。購入しようとした船は平時より 10 円高の価格で販売され、網の補充も行われた。

前浜建場以外の 3 つの建場の投網準備が先に整い、暗くなった頃に「アセチリン」を灯しながらの投網が前浜建場において行われた。やがてカクダイ漁場が大漁のため替わりの杵船の要請を浜に知らせたことが伝わって、他漁場も投網を始めた。

中村漁場が主体的に或いは部分的に関係する定置網建場は「目録」の記載から、湯別浦（ユーベッポ）が余東定第 35 号、歌越が不明、共同が同 63 号、前浜が同 68 号の計 4 箇所と考えた（第 1 図）。

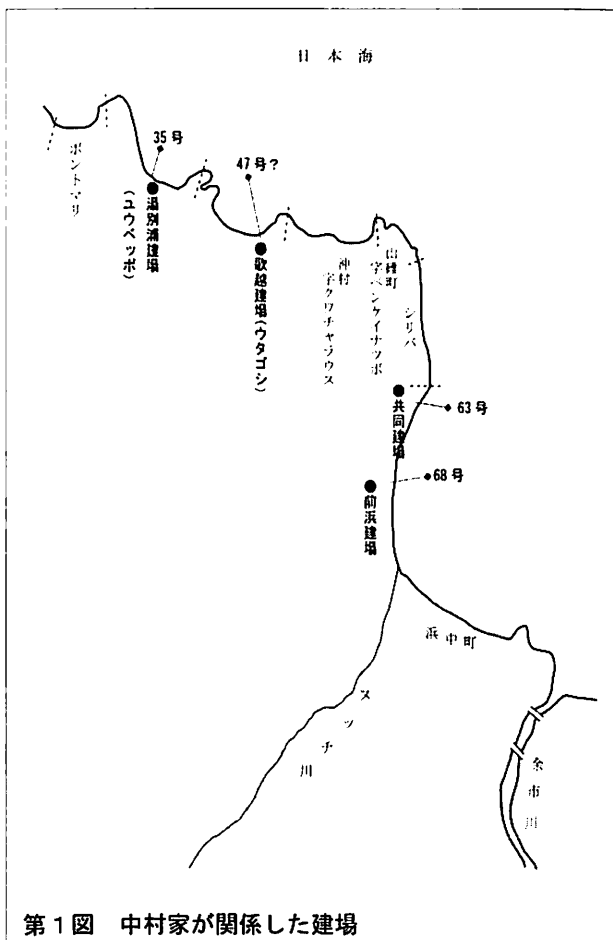
湯別浦建場については同家が関係した 2 統の定置網のうち余東定第 32 号が「目録」が書かれる前年の 1914 年までの所有であったことから除外し、湯別浦建場を残る同 35 号とした。

不明の歌越建場は同 40 号が中村源兵衛名義であるものの、登録が 1922 年と後年であることから除外した。同 47 号は中村源兵衛の実弟とされる中村力蔵名義で旧免許原簿から転記、売却されるのが 1914 年であるので、権利移転後の賃貸などによる操業と考えた。

共同建場は同 63 号と考えた。これは中村、林、柳

谷 3 名の共同名義（中村家の持分が 3.75/10）と主体的ではなかったが⁶⁾、「目録」の 3 月 25 日の項に「共同手網ヤマフク四反（四反）」、「共同はヤマフクと四反づつ稗心網を出し合ふ」と記載があることからである。

前浜建場は残る同 68 号と考えた。かかる建場は 1904（明治 37）年に免許許可された以降、ながく中村家が所有したものであった。



第 1 図 中村家が関係した建場

(10) 3 月 28 日「漁夫組合定」

三月二十八日 曇小雪 和

第四次收穫 左の如し<省略>

今日大浜中にては大抵一杵位をはなしたり

沖村方面にては川印の元分杵（櫓を口放中）あるのみ但し日本海に群来し練はフゴッペより大浜中へ直接突進したるものの如しと

カネマルイチクワチユラウシ共同は約七杯なり

と薪廻しを前浜起舟にてす一回

漁夫組合定を造る右の如し

「漁夫組合定」を第 1 表中に漁夫組合役職として示

した。この漁夫組合は第1部から第4部の4部制で、各部にはいろは順に組が設定されて各組頭が1名、また取締、准取締、幹部がほぼ役職付の漁夫に割り当てられる。各部、各組はほぼ建場別で分けられるが、建場ごとの人員とは別に「組合」を設ける目的や行動などの記載は「目録」中には見られない。

- (11) 3月29日、同30日「悪模様揚網」
同30日「掛鯨あり」

三月三十日 曇 小雪 悪模様
午前三時半悪模様のため揚網す
陸作業として鯨潰し つぼ庭雪運び 薪割り納
屋抗雪掘り 網ととのひ 大工木挽なり
外に石屋の石削り(釜修り)一人あり
第壹次掛鯨あり
掛鯨八十本(早切数百三十二行半) 十人づつ
白子二十枚 鯨釜

時化のために身網を揚げる日が漁期中に散見される。3月30日は鯨潰しや除雪、薪割り、身欠乾燥用の「納屋」下の除雪、大工作業、釜の修理などを行っている。身欠鯨製造のための「潰し」作業が開始された。

- (12) 4月1日、同4日、同7日、同8日、同10日、同14日、同17日、同20日、同22日「悪模様揚網」

四月四日 曇 暖
第九次収穫左の如し
第四次鯨潰し 八本渡し
夕景より悪様のため各場揚網す
歌越の粹汲残部は番屋澗へ投錨す前浜の袋鯨磯
船一杯は母船にて陸揚す

4月中は9回の「悪模様揚網」があった。鯨潰し、掛鯨、鯨裂き(以上、身欠製造の諸作業)、粕製造、生鯨販売が4月27日まで続けられた。

IV 漁獲高と陸揚先の状況(第2表)

第2表に漁獲物の陸揚げ場所の状況を示した。

1915年は3月24日から4月27日まで、24回の漁獲物の陸揚げがあった。

第2表にみるごとく4つの各建場からの陸揚げが行われたが、「目録」中には各次収穫ごとに「予想」、「陸揚」または「実収陸上」、「実収計数」の各項目に数値が記載される。

計数単位は汲船数で数える「杯」、磯船数で数える「磯」、畚数で数える「畚」、魚箱数で数える「箱」が併記される。

摘要欄には漁獲物の処理方法などが書かれ、「時化のため捨」てた日や、生売りの際の箱単価、川崎船での陸揚げや、ほかにも備忘用なのか細かな数字が羅列される。

正確な漁獲高は不明であるが、累計値と推定される「実収陸上」欄の最終数値は、汲船で79杯(1杯で10石とすると、建場4箇所合計で790石)である。

同じく累計値と推定される磯船の最終数値は「前浜」で15杯(4月4日)、「共同」で2杯(同)である。4月9日の記載に「20箱(磯船1杯)」とあることから、1箱を10貫とすると20箱で200貫となり、磯船1杯は1石となる。これによると「前浜」では15石、「共同」では2石を磯船で数えたこととなる。

畚による最終数値も累計値とすれば、4月16日の「前浜」15畚、「歌越」25畚、「湯別浦」25畚となる。

箱による漁獲高は4月21日に「前浜」40箱、「歌越」30箱、「湯別浦」30箱を数えるが、後日の欄により少ない数値が見られることから、これを累計値と考えずに各日を累計すると303箱で約15石となる(1箱10貫で換算)。

以上を合計するとこの年の総漁獲高は822石余となる。

各建場からの漁獲物がそのまま自らの建場へ陸揚げされない日もあり、その日の時化や天候の状況によって陸揚場所が決まった。例えば4月1日は西北風が強く「悪模様」のため揚網しており、この日は陸揚作業に専念し、なおかつ「前浜」(=「自場」)に汲船で4杯の陸揚げがあったが、さらに歌越と湯別浦からも合計9杯が前浜に集中して陸揚げされた。

V 陸揚げされた漁獲物の処理状況(第3表)

第3表に漁獲物の陸揚げ場所、加工作業を行った月日と数量、作業人数などを示した。

陸揚げ日総計は24日、うち前浜19日、共同12日、歌越14日、湯別浦14日であった。

加工作業と比較するため第2表と同様に収穫日の陸揚げ場所も示した。陸揚げ作業は累計で前述のとおり24日、うち前浜19日、共同12日、歌越14日、湯別浦14日と前浜での陸揚げ日が最も多かった。

生鯨販売は4月2日から開始され、6日、7日、8日、9日、10日、12日、19日、21日、24日、25日の11日間あり、72銭から60銭までの単価が設定される。単価は漁期後半になると廉価となる。

3月24日の初収穫から6日おいて掛鯨と白子製造、鯨製造が開始される。

掛鯨は8日間(3月30日、4月2日、3日、4日、5日、7日、8日、15日)、延人数112名を要し853本(870,060尾)の早割(背骨と身を分離させない半製品)を製造した。乾燥に6日間ほどかけた後、4月6日から12日までの7日間で鯨裂き(背骨と身に分ける)作業を行った。

白子製造は3月30日から4月4日までと同月15日の計5日間、鯨製造も3月30日から4月5日までと同月15日の6日間で行われた。白子の計数単位の「枚」はスダレによるものと思われる。

鯨は「釜」による計数だが、粕製造用の釜を用いた数値かは不明である。

粕製造は4月6日から同月27日までに断続的に12日間行われ、4月10日から同月17日までに集中的に作業があった。

全体的には3月24日から3日ほど続いた悪天候があって、本格的な加工作業は3月30日から4月20日までに集中し、漁期の終盤になると漁獲物の処理は生鯨販売を専らとして、最後の粕製造で加工作業が終了した。

VI その他

漁中に「目録」に記載された内容を第3表の備考欄に示した。このうち筆者が注目した事項を以下に挙げる。

(1) 大時化と群来(3月24日)

前浜の定置網は2枠ほどの漁獲があったが時化のため網を起すことができなかった。湯別浦では「鯨群来甚だしく～(中略)～胴網のみ投じたるところ鯨子ひりかけられ始末に終へ」ないほどであった。このことは時化の夜にも群来ることがあったことを示している。

(2) 隣接する建場との問題(3月27日)

定置網が隣接する山本家から、中村漁場(湯別浦の建場)の身網の沖出し距離が出過ぎているとの抗議を受けた。湯別浦建場の漁夫らは改めて建場位置の距離を測るために終日を費やした。

両隣に隣接して定置網を敷設する漁家とは事前に協議を行ってから、その年の操業について申請することとなっていたにも関わらず、漁期中に抗議を受けることがあった事例である。

(3) 袋網使用の可能性(4月4日)

歌越建場の「枠取残部は番屋澗に投錨」し、前浜建場の「袋鯨磯船一杯」は母船で陸揚げした。「投錨」された「枠取残部」がどのような状態で一時的に置かれたのか、また「袋鯨」が袋網を指すものかは不明である。

歌越建場では翌5日夕方に「投網」され、6日には陸揚げがあるので、4日の「枠取残部」は「番屋澗」の岸近くに繋留され、人の手によって漁獲物を陸上に運ぶことが可能な操込袋による陸揚げであったかもしれない⁷⁾。

積丹半島東側沿岸で多く使用された袋網による沖揚げは、漁獲物を入れた袋網をそのまま袋澗まで曳航して水中で一時的貯蔵されたが、ここで見る前浜建場の「袋鯨」は母船で陸揚げされていることから、この「母船」は汲船と思われる、いわゆる袋網ではないものと思われる。

(4) マネ(4月11日、15日)

陸上との連絡に船上から「マネ」を掲げた。明治期の絵図では幟が描かれた⁸⁾。

筆者が実施した聞き取りでは、大漁を陸に伝えるためのムシロを使用した。刺網漁家がそれを見ると、定置網の網口に網を入れるので目立つようなものはあまり揚げなかったという例があった⁹⁾。

ここではカネマルイチの建場の「網に故障ありて陸にむけマネ上げたる」を見た他の漁家が鯨が来ていると誤解をしたことがあったこと、「カネマルイチ(が)まねをあげ」たのは枠網が満杯になって換わりの枠船を要請する合図と見たが、この日は慎重を期したところ、最終的な漁模様はさほどではなかったことが記入されている。

(5) 木炭の試用(4月12日)

4月12日に20俵で65銭の木炭の「試用」を始めた。「母船焚用」とあるので、調理用と思われるが、採暖のためであったかもしれない。

Ⅶ まとめ

ここまで、「目録」の記載について整理を試みた。以下にまとめてみたい。

①3月24日の初収穫から4月27日の最後の収穫まで、24回の陸揚げがあった。うち時化や大風など悪天候が「目録」に記載されたのは7日、4月中旬以降は天候の記載が無いが、そうした悪天候に身網の撤収を余儀なくされたのは13回を数えた。漁労作業の一環とは言え、悪天候に左右される漁場の状況が見て取れる。

②中村源兵衛漁場は、自家の前浜すなわち山碓町(現在の港町)を拠点として、共同建場、歌越建場、湯別浦建場の4箇所の定置網を経営した。うち3統は直接経営し(前浜、歌越、湯別浦の各建場)、1統を林家と共同経営した(共同建場)。

前浜を拠点と考えたのは、山碓町前浜が自家の前浜であること、「目録」の記載でも漁獲物の陸揚げが前浜に集中していることからである。前浜にはそれら大量の漁獲物を加工し得る平坦地が備わっていた。

筆者が漁夫数から推定した中村漁場の定置網操業数は3統ではなく、3統の直営網と他漁家と共同で組織を構成した1統の計4統であった。

③中村家が直接雇用した漁夫は91名、うち前浜22名、共同7名、歌越24名、湯別浦24名の77名が海上での諸作業に携わり、陸廻りや炊事などに11名、ほか不明が3名であった。

各建場の出身県別の構成はつぎのとおりである。

前浜は船頭以下、大半を秋田県出身の漁夫が占める。共同は船頭を青森県出身とし、他を秋田県が占める。歌越は船頭以下4名を青森県出身で構成し、口引以下一般漁夫の7割強が秋田県、全体では秋田県からの漁夫が6割を占める。湯別浦は船頭の出身県は不明だが役職付漁夫を青森県出身で構成し、一般漁夫を青森県、秋田県、北海道出身の混成とする。

言い換えれば4つの建場のうち、拠点とした前浜は秋田県出身の漁夫で構成するが、他の建場の構成は青森県出身者を役職付漁夫とし、一般漁夫を秋田県や地元北海道からの漁夫で構成したこととなる。

漁夫給料の平均額を青森県と秋田県で比較すれば、

青森県出身漁夫が高額であるのは、役職付となった漁夫が多数を占めるからであるが、各県下の漁夫供給組合が年度ごとに大会で決定する給料額が同様の傾向を示すことは、北海道の漁場に働く漁夫の実質的な待遇を勘案してのものなのであろうか。

④漁獲物の加工は、身欠鯨製造から始まり、粕製造が若干遅れて並行して行われ、漁期後半は生売りに移った。

3月30日から開始された加工作業のうち、身欠鯨の製造は同日から4月15日まで集中的に行われた。

掛鯨の延べ従事者数は7日間で112人、裂きの作業も7日間を要した。

加工作業の開始から1週間ほど後の4月6日から粕製造が開始される。4月10日から8日間は集中的に作業が行われたが、その前後では断続的であって、延べ日数は12日間、延べ従事者数は119人であった。

加工作業の後半といえる4月21日からは生売りを専らとした。

これはこの年の初収穫直後にあった大時化による漁獲物の大量の放棄や、漁船や網などに大規模な被害があったことによる特殊な傾向を示したものであつたかもしれない。

「目録」から中村家が漁期中で重要と考えた事項を示した。そこでは造船、食器の整理、漁夫の到着、網下ろしの祝宴、悪天候による漁具の被害などに際しての具体的な対処法が記された。漁が開始されると漁獲量や陸揚げの状況の記載に重きが置かれ、加工作業の詳細が記された。

明治から大正にかけての中村漁場の一連の史料は漁網や船、道具などに昭和期以降と違ったものが使われていた。今後もより多くの史料を整理して比較、分析を行う所存である。

最後に、小稿を報告するにあたって、史料の借用と閲覧をご許可いただいた余市町 川端有氏はじめ、北海道開拓記念館 三浦泰之氏、余市町史編纂室 駒木根恵蔵氏にご協力、ご指導を賜りました。また職場を同じくする乾芳宏氏、小川康和氏にもご助言を頂きました。記して感謝の意を表します。

浅野 敏 昭

第1表 大正4年中村漁場における漁夫の配置箇所、氏名、及び役職 *住所、年齢及び給料額は「雇人貸附帳」（大正4年）より/住所は字名までとした。

No.	配置建場	建場毎 人員通 番号	役 職	漁夫組合 役 職	氏 名	年 齢	住 所	給 料 (円)	「雇人貸附帳」の続柄などの記載事項 () 内は筆者註
1	前浜	1	船頭	幹部	阿部福松	50	秋田県山本郡澤目村字水沢町	90	戸主
2		副船頭	第3部部长	大高千歳	39	秋田県山本郡能代港町能代町	47	戸主	
3		3	起船総締	第3部を組頭	熊谷福次郎	45	秋田県山本郡東雲村須田	32.5	富蔵養子
4		4	起船副締	第3部た組頭	笠原長松	41	秋田県山本郡澤目村字水沢	32.5	藤吉弟
5		5	起船副締	第3部上組頭	阿部米吉	44	秋田県山本郡澤目村字水沢	32.5	戸主
6		6	口引	第3部わ組頭	佐藤定吉	38	秋田県山本郡東雲村字吹越	32.5	戸主
7		7	口引	第3部か組頭	工藤寅吉	27	秋田県山本郡堀川村比八田	31.5	子之松二男
8		8	—	第3部わ組	佐藤三次郎	31	秋田県山本郡東雲村字吹越	31.5	戸主
9		9	—	第3部か組	佐藤清吉	48	秋田県山本郡東雲村字吹越	31.5	戸主
10		10	—	第3部よ組	大高鉄之助	19	秋田県山本郡東雲村荷羽田	28	清松長男
11		11	—	第3部を組	小林久吉	39	秋田県山本郡東雲村荷羽田	31.5	申松弟
12		12	—	第3部か組	大高三太	43	秋田県山本郡東雲村荷羽田	31.5	佐助前夫子
13		13	—	第3部わ組	大高嘉代松	33	秋田県山本郡東雲村荷羽田	31	戸主
14		14	—	第3部よ組	山口嘉七	46	秋田県山本郡東雲村朴瀬	31	戸主
15		15	—	第3部た組	阿部利三郎	19	秋田県山本郡澤目村字水沢	25	米吉長男
16		16	—	第3部を組	田村芝吉	26	秋田県山本郡澤目村字水沢	31.5	柚吉二男
17		17	—	第3部わ組	鈴木甚之助	23	秋田県山本郡澤目村字水沢	31.5	勇吉二男
18		18	—	第3部た組	金平盛市	19	秋田県山本郡堀川村	25	少七孫
19		19	—	第3部を組	中村勇太郎	—	—	35	一円五十銭道具使用料
20		20	—	第3部よ組	工藤為四郎	—	—	30	—
21		21	—	第3部た組	杉本専之助	19	青森県三戸郡八太郎	28	栄吉長男
22		22	—	第3部か組	幸坂幸次郎	—	秋田県山本郡常盤村	33.5	戸主/残金ハ証書貸シ
23	共同	1	船頭	第4部部长 幹部も兼ねる	高橋石松	34	青森県三戸郡八太郎	—	福松長男
24		2	起船締	第4部ら組頭	武田兼蔵	—	—	36.5	—
25		3	口引	第4部な組頭	神馬政吉	—	—	—	—
26		4	—	第4部ら組	佐藤平助	44	秋田県山本郡東雲村字吹越	31.5	金次郎養子
27		5	—	第4部ら組	大高善次	19	秋田県山本郡東雲村二八田	26	金助長男
28		6	—	第4部な組	大高金之助	41	秋田県山本郡東雲村荷羽田	31.5	戸主
29		7	—	第4部な組	山本與市	30	秋田県山本郡榑村	31.5	由松長男
30	歌越	1	船頭	幹部	原田惣吉	52	青森県三戸郡八太郎	90	戸主
31		2	副船頭	第2部部长	下村九郎助	36	青森県三戸郡八太郎	47	馬助長男
33		3	起船総締	第2部ほ組頭	戸来又吉	35	青森県三戸郡八太郎	39	又十郎長男
32		4	起船副締	第2部り組頭	渡辺岩蔵	29	青森県三戸郡八太郎	38	福太郎弟
34		5	口引	第2部と組頭	越後辰五郎	43	秋田県山本郡東雲村向能代	31.5	戸主
35		6	口引	第2部ち組頭	原田松太郎	32	秋田県青森県三戸郡市川村	38	勘ノ助長男
36		7	—	第2部ほ組	成田徳五郎	29	秋田県山本郡能代港町出戸町	31.5	友吉弟
37		8	—	第2部ち組	佐藤萬蔵	26	秋田県山本郡東雲村字吹越	30	金次郎孫
38		9	—	第2部ち組	佐藤嘉作	22	秋田県山本郡堀川村比八田	31.5	長四郎弟
39		10	—	第2部ち組	大山興助	31	秋田県山本郡榑村字太内田	31	戸主
40		11	—	第2部と組	工藤慶治	28	秋田県山本郡東雲村朴瀬	31.5	少七長男
41		12	—	第2部と組	菊地長一郎	23	秋田県山本郡澤目村字水沢	31.5	戸主
42		13	—	第2部り組	田村竹四郎	21	秋田県山本郡澤目村字水沢	31	嘉市三男
43		14	—	第2部り組	鈴木永蔵	33	秋田県山本郡澤目村字水沢	31	戸主
44		15	—	第2部と組	鈴木甚次郎	24	秋田県山本郡澤目村字水沢	31.5	戸主
45		16	—	第1部に組	佐藤兵助	24	秋田県山本郡浅内村河戸川	29.5	兵吉五男
46		17	—	第2部ち組	薩摩長吉	41	秋田県山本郡堀川村字石川	31.5	長次郎弟
47		18	—	第2部ち組	田中千代松	38	秋田県山本郡堀川村字石川	31.5	戸主
48		19	—	第2部ほ組	吉田仁太郎	37	青森県三戸郡市川村	37.5	山石太郎婿養子
49		20	—	第2部と組	原田清蔵	28	青森県三戸郡八太郎	37.5	惣吉長男
50		21	—	第2部り組	杉本兼八	20	青森県三戸郡八太郎	33	栄吉四男
51		22	—	第2部ほ組	渡辺市助	32	青森県三戸郡市川村	37.5	石太郎長男
52		23	—	第2部ほ組	木村登蔵	—	—	35.5	—
53		24	—	第2部と組	幸坂惣吉	—	—	34.5	—

中村家「重要記事目録」に見る大正期の鯨漁場について

第1表 大正4年中村漁場における漁夫の配置箇所、氏名、及び役職(2) *住所、年齢及び給料額は「雇人賃附帳」(大正4年)より/住所は字名までとした。

No.	配置建場	建場毎 人員通 番号	役 職	漁夫組合 役 職	氏 名	年 齢	住 所	給料 (円)	「雇人賃附帳」の続柄などの記載事項 ()内は筆者注
54	湯 別 浦	1	船頭	幹部	中村太吉	—	—	—	30円大正5年5月20日ノ証書貸トス
55		2	起船総締	第1部い組頭	木村才三郎	33	青森県三戸郡八太郎	38	マツ夫
56		3	起船副締	第1部に組頭	原田與太郎	30	青森県三戸郡八太郎	37.5	勘之助二男
57		4	口引	第1部に組頭	中村定吉	27	青森県三戸郡八太郎	38	松太郎三男
58		5	口引	第1部ろ組頭	島山松太郎	—	—	36.5	出而トシテ差シ引キ済
59		6	—	第2部ほ組	佐藤藤助	37	秋田県山本郡東雲村字巻土	31.5	金五郎養子
60		7	—	第1部ろ組	西村長治	32	—	31	栄吉甥ノ原籍利尻東臨村アシリコダシ49
61		8	—	第1部ろ組	大高佐吉	23	秋田県山本郡東雲村荷羽田	31	佐助孫
62		9	—	第1部ろ組	渡辺礼吉	28	秋田県山本郡檜山町檜山	31	七太郎長男
63		10	—	第1部ろ組	奥村孫吉	40	秋田県山本郡檜山町	31.5	利左衛門婿養子
64		11	—	第1部ほ組	田村長治	21	秋田県山本郡渚目村字水沢	30.5	長之助甥
65		12	—	第1部ほ組	小林箱蔵	20	秋田県山本郡渚目村字水沢	31	万次郎三男
66		13	—	第1部ろ組	清水竹蔵	38	秋田県山本郡東雲村貞野地	31	重治長男
67		14	—	第1部ほ組	大倉長吉	18	秋田県山本郡山本郡常盤村	29	—
68		15	—	第1部い組	木村勝太郎	27	青森県三戸郡市川村	38	勘助二男
69		16	—	第1部に組	高橋権太郎	19	青森県三戸郡八太郎	32	福松二男
70		17	—	第1部い組	高橋藤松	27	青森県三戸郡八太郎	38	助蔵二男
71		18	—	第1部い組	長井三郎	45	青森県三戸郡市川村	36	廣吉弟
72		19	—	第1部い組	中村松蔵	29	青森県三戸郡八太郎	37.5	千次郎長男
73		20	—	第1部ほ組	小田寅太郎	20	北海道檜山郡上ノ国村	34	寅吉長男ノ三円片旅費
74		21	—	第1部ほ組	小田哲治	21	北海道檜山郡上ノ国村	34	竹次郎二男ノ三円片旅費
75		22	—	第1部に組	工藤直蔵	20	—	31	—
76		23	—	第1部い組	木村龍三郎	—	—	35	—
77		24	—	第1部部長	浅沼春松	—	—	45	残金ハ証書貸シ
78	陸 上	1	総取締役	取締	杉本栄吉	63	—	90	戸主
79		2	陸廻頭	番外組	杉本竹松	46	青森県三戸郡八太郎	36	戸主
80		3	陸廻頭	番外組	木村龍蔵	—	—	37	—
81		4	陸廻	番外組	浅沼初太郎	—	—	36.5	—
82		5	陸廻子備	番外組	杉本孫四郎	18	青森県三戸郡八太郎	25	辰助二男
83		6	陸廻子備	番外組	木村才三郎	18	—	—	3円40銭大正三年度十一月分不足ノ別買あり
84		7	陸廻子備	番外組	工藤富蔵	18	秋田県山本郡檜川村比八田	25	戸主
85		8	炊事	—	小浪富松	50	石川県珠洲郡	20	—
86		9	炊事	—	安藤みよ	27	秋田県山本郡	25	飯焚き
87		10	炊事	—	上門ミツ	—	—	25	飯焚きノ十三円五十銭大正三年度ノ夏給料
88		11	(下女)	—	佐々木カヨ	17	—	19	—
89	不 明	1	—	—	菊地勝之助	16	北海道旭川区中嶋	—	直吉二男ノ小間使
90		2	—	—	伊藤井五郎	39	秋田県山本郡能代町大柳町	30	戸主
91		3	—	—	鈴木ゲン	—	—	—	下女

第2表 大正4年中村漁場における漁獲高及び陸揚状況一覽

筆者註：「建揚の名称」は史料中では「建揚」と表記、以下同様。「予想沖揚高」は「予想」、陸揚高は「陸揚」または「実収陸上」、「最終漁獲高」は「実収計数」とそれぞれ表記されている。各数値の単位は「杯」(汲船に積載された漁獲量)で、1隻に汲まれたものを1杯(=10石)としている。数値の前後に「巻」「磯」「川崎」がある場合はそれぞれ巻(モッコ)、磯船、川崎船による計数である。

收穫回	月日	建揚の名称	予想沖揚高(杯)	陸揚高(杯)	最終漁獲高(杯ほか) <>は推定計数	陸揚場所と回数(杯数)	摘要欄の記載 <>ゴシックは筆者注記
1	3月24日	前浜	3	小1	—	—	「時化のため増つ、但生売大野へ巨式函代金百式函」
		共同	5	0	—	—	「時化のため増つ」
		歌越 湯別浦	7 0	0 0	—	—	「時化のため増つ」
		小計	—	—	<小1>		
2	3月26日	前浜	0.5	小0.5	—	—	「全上」
		共同	2	2	—	—	「全上」
		歌越 湯別浦	0 無	10 無	—	—	「全上」
		小計	2.5	2	<2>	「全部」	
3	3月27日	前浜	—	—	1.5/5巻	—	—
		共同	—	—	10巻	—	—
		歌越 湯別浦	—	—	—	—	—
		小計	16.5	2杯半15巻	<2.5/15巻>	「予想中枠切解(枠船にて)十四杯無三届」	
4	3月28日	前浜	—	—	1.5/10巻	—	—
		共同	2	2	2/10巻	—	—
		歌越 湯別浦	0.5 5	0.5 2.5/5巻	0.5 <5/20巻>	—	—
		小計	14	14	15.5/10	「枠揚一回(二、四日)」	
5	3月31日	前浜	5	7/磯1	8/磯1	—	—
		共同	7	5(内1杯川崎)	7/10巻	—	—
		歌越 湯別浦	4 35	4 32/磯1	6.5 <37/磯1/10巻/10>	—	—
		小計	—	—	—	「三十一日 五 1日九 2/4 弱」 「三十一日 三 全 一カネマルイチ」 「三十一日 一、全二弱、弱マタジョウ」 「三十一日 二、全 二弱、一弱カネジュウ」 <予想値の合計は30>	
6	4月1日	前浜	—	—	—	—	—
		共同	—	—	—	—	—
		歌越 湯別浦	—	—	—	—	—
		小計	—	各場少取つあり昨日分へ加入す。	—	「起船 自場四杯 合計四回」 「共同(枠船を利用) 全四杯 合計三回内カネマルイチ一回」 「全二回 前浜二回 合計四回」 「全二回 前浜三回 合計五回」	
7	4月2日	前浜	—	—	15.5/10	—	—
		共同	—	—	8/磯1	—	—
		歌越 湯別浦	2	1.5	7/10巻	—	—
		小計	37	1.5<38.5/磯1/10巻/18>	8	「共同(枠船利用) 一回 口引磯船一回」 「起船 一回」	
8	4月3日	前浜	—	5巻	15/15巻	—	—
		共同	—	—	8/磯1	—	—
		歌越 湯別浦	6 1.5	8.5 1.5	15.5/10 9.5	—	—
		小計	44.5	10	<48/磯1/15巻/10>	「用船歌一回」 「起船 自二回」 「起船 自一回」 「川崎 二回(二隻)」	
9	4月4日	前浜	—	—	15/15磯	—	—
		共同	—	1磯	8/磯2	—	—
		歌越 湯別浦	2	2	15.5/10 11.5/1弱	—	—
		小計	46.5	2/磯2	<50/磯17/1弱/10>	「共同用船 一回」 「起船 一回」 「川崎 二回(二隻)」 「共同用船 歌越二回(一杯半)」	
10	4月6日	前浜	—	—	—	—	—
		共同	—	—	—	—	—
		歌越 湯別浦	—	—	50箱	—	—
		小計	—	—	<50箱>	「川崎にて汲分 但し七十銭つにつに生売りす。」	

第2表 大正4年中村漁場における漁獲高及び陸揚状況一覧(2)

筆者註:「建場の名称」は史料中では「建場」と表記、以下同様。「予想沖揚高」は「予想」、陸揚高は「陸揚」、または「実収陸上」、「最終漁獲高」は「実収計数」とそれぞれ表記されているもの
各数値の単位は「杯」(船艀に積載された漁獲量)で、1隻に扱われたものを1杯(=10石)としている。数値の前後に「登」「磯」「川崎」がある場合はそれぞれ登(モッコ)、磯船、川崎船による計数である。

收穫回	月日	建場の名称	予想沖揚高	陸揚高	最終漁獲高 <は筆者計数>	陸揚場所と回数(杯数)	摘要欄の記載 < >ゴシックは筆者注記
11	4月7日	前浜 共同 歌越 湯別浦 小計	—	—	3箱 <3箱>	—	「七十二錢づつ生売りす。」
12	4月8日	前浜 共同 歌越 湯別浦 小計	—	—	7箱少々 <7箱少々>	—	「七十二錢づつに生売りす。少々□□20銭」
13	4月9日	前浜 共同 歌越 湯別浦 小計	—	—	20箱(磯船1杯) 57箱(川崎にて扱む)	—	「七十錢づつに生売」 「七十拾錢生売す。1/3は二十錢」
14	4月10日	前浜 共同 歌越 湯別浦 小計	—	17.3	<77箱> (17.3)	—	—
15	4月12日	前浜 共同 歌越 湯別浦 小計	—	17.3	<17.3>	「起舟 自揚二回 一杯八分」	「一 8少 生売二百函」
16	4月13日	前浜 共同 歌越 湯別浦 小計	—	1.8	8	「一回 一杯」	「一 13/4 人」 「一 13/4 八 手間取十二人へ五番づつ □□履へ一畚」 附註 同 マタジョウウー(一) カネジュウウー(二) 生売四百五十六函(六)(三百三十四函九錢)
17	4月16日	前浜 共同 歌越 湯別浦 小計	—	—	15畚 25畚 25畚 <65畚>	「川崎 湯一回(一杯)」 「起船 歌三回(三杯)」 「共同用船 歌三回(三杯)」 「起船 自二回(二杯)」 「起船 自二回(二杯)」 「川崎 カネジュウウー 湯一回(一杯)」	—
18	4月17日	前浜 共同 歌越 湯別浦 小計	—	—	1(但し磯船) <1/磯1>	「第十六次收穫少成つ昨日の分へ和人す」	—
19	4月19日	前浜 共同 歌越 湯別浦 小計	—	—	2函 <2函>	—	「但し旧鯨共にて七函六十五錢生売り及び七十三函七十錢に購買す。」
20	4月21日	前浜 共同 歌越 湯別浦 小計	—	—	40函 30函 30函 <100函>	—	「六十五錢の生売り」

第2表 大正4年中村漁場における漁獲高及び陸揚状況一覧(3)

筆者註:「建場の名称」は史料中では「建場」と表記、以下同様。「予想沖揚高」は「予想」、陸揚高は「陸揚」または「実収陸上」、「最終漁獲高」は「実収計数」とそれぞれ表記されているもの、各数値の単位は「杯」(汲船に積載された漁獲量)で、1隻に及まれたものを1杯(=10石)としている。数値の前後に「番」(磯)、「川崎」がある場合はそれぞれ「番」(磯)、「川崎」による計数である。

收穫回	月日	建場の名称	予想沖揚高	陸揚高	最終漁獲高 < > は筆者計数	陸揚場所と回数(杯数)	摘要欄の記載 < > は筆者注記
21	4月24日	前浜			12箇		「生売り六十五銭」
		共同					
		歌越					
		湯別浦			52箇		
小計							
22	4月25日	前浜	1	1	18	「起舟一回(一杯)自」	「一 第十六次ヨリ第二十二次までの收穫の内には生売りあり是を記入す」 「一」 「一 松林一回、マタジコウ、(A)、カネジュウ、(一)、生売六百四十四杯(六) (四百五十四杯六十四銭)」
		共同	0.5	0.7	8	「共同用船一回(七分)自」	
		歌越	1	1.3	27	「起舟一回(一杯)自」	
		湯別浦	1	1	17(4)	「起舟一回(一杯)自」	
小計							
23	4月26日	前浜	三、半、66	4	<70(4)>	「歌川一回(三分)」	「三 27/4 (五) 十一人 手間取へ三番づつ」 「二 (五) 一カネマルイチ 27/4 (五)」 「一」 「(2)」
		共同	2	4(5)	22	「起舟自三回(二杯)」	
		歌越	3	3(5)	12(2)	「共同用船自四回(三、(五))」	
		湯別浦	1	1	28(2)	「起舟自一回(一杯)」	
小計							
24	4月27日	前浜	6、72	0.2	17(7)	「起舟自一回((二))」	「起舟自二回(一(五))」 「共同用船自一回((五))」
		共同		9(2)	<79(11)>		
		歌越					
		湯別浦					
小計							

前浜少量前日の分に加ふ。

第3表 大正4年中村漁場における漁獲物の陸揚及び加工作業一覧(2)

加工物の出位: 掛練作業の1本=鱈丸を1,020尾(用した鱈20尾倉で1週、51週で1本)/早切(乾燥用の本折)1本に鱈100尾(1把)が24把をかけた)/白7.1枚は30×90cmほどのすだね枠で乾燥させたもの/鱈の1密は箱裝作業前の鱈を鱈の血抜きに使用したものと推定/箱装きの1玉=鱈丸を1,000尾(海水と蒸沸した原料魚を角型や丸型の圧搾器に入れて水や油分を抜いた後のものを「玉」と呼称)

月日	天気	收穫日	陸揚場所			生究の日	加工			作業				他記載事項の関連事項抜粋ほか/<>は筆者註
			前浜	共同	歌越		遠隔浦	掛練作業日及び製造数(本)	掛練従事者数(人)	早切数(本)	裂き作業日及び早切数	白子製造日及び製造数(株)	細製造日及び製造数(釜)	
4月21日	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	「早朝二時半出漁す」
22日	-	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	「悪模様のため掛網す但し夜」
23日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	「投網に出づ」
24日	-	●	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	
25日	-	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	
26日	-	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
27日	-	●	●	●	-	-	-	-	-	-	63	14	-	「第二十四次收穫前減少盛前日の分に加ふ/陸揚 前起舟 白二回(…(五))/箱向用舟 白…(…(五))」
28日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

<脚注>

- 1) a 拙稿 「中村家文書に見る漁夫雇用について」『余市水産博物館研究報告』第10号 2007年 P. 8
b 拙稿 「中村家文書に見る漁夫雇用について」『余市水産博物館研究報告』第11号 2008年 P. 5~6
前々号と前号の拙稿で筆者は、同家による明治後半の1900(明治33)年から1912年までの13年間に雇用された累計842名の漁夫のうち、秋田県山本郡東雲村、同堀川村及び同澤目村の3村からの漁夫集団が主体的となっていたこと、かかる傾向が大正前半の1914(大正3)年から1918年までの5年間に変化を見せ、これらの期間の全雇用数累計470名中、前述の3村のうちから堀川村に代わって青森県三戸郡下長苗代村からの漁夫集団が新たに加わることとなったことを示した。
複数年で雇用される漁夫も前述の3村にあわせて同郡常盤村出身の漁夫集団が主体的であって、その7割以上が2~4年間の雇用であったこと、さらには同家の漁夫雇用に中心的な役割を果たしたのが澤目村田村家であったことを示した。
- 2) 当館作成資料「明治末より大正初期の余市の網元~尻場の麓より~」
余市町教育研究所編『余市漁業発達史』1966年 P. 92
- 3) 山田健 「余市地方における鯨定置網漁業権の変遷 - 『免許漁業原簿』の内容を中心として - 」『北海道開拓記念館調査報告』第28号 1989年 P. 72-90
- 4) 前傾1) 明治末に同家が所有した定置網は漁夫集団の規模から2統と考えた。明治38年の史料中に「カネマルイチ漁場」の記載があったことなどから、同年以降は直営漁場2統とカネマルイチ漁場の計3統に向けた漁夫の雇用が行われたと考えた。明治35年の「余市市街明細地図」の裏面「余市郡地方有名家紹介表」(町内個人蔵)には「マルニ中村源兵衛 余市町大字山碓町」と「カネマルイチ中村力蔵 余市町大字山碓町」が確認できる。
- 5) 前掲2)
- 6) 前掲3) P. 81
- 7) 1935年 北海道水産協会(1977年 北水協会 再刊)『北海道漁業志稿』P. 52
「操込袋により沖揚するには、澗の内へ棧橋を構造し、其端に穴を開け、沈めたる袋を引き寄せ其口を開きて穴の周囲に結付け、其穴の内より遣り出し(棧橋)の上に汲み揚げれば、直ちに「小タモ」にて畚に掬ひ込み~」とある。
- 8) 例えば1889(明治22)年 函館、重陽堂書林発行「北海道鯨大漁概況之図」や、1891(明治24)年の余市町湯内の小黒家漁場による鯨漁を描いた余市町指定文化財「湯内盛業鳥瞰図」などである。
- 9) 拙稿「余市町豊浜地区の「ニシン漁労」民俗について」(2)『余市水産博物館研究報告』第6号』2003年, P31
文中(11) 漁模様の伝達方法に「マネは昼間に掲げた合図で、ヒルニシンが乗網し、棹船を直ちに寄越して欲しい時など緊急の場合に使った」とある。

考古学入門 木製品の見分け方図鑑 (縄文～続縄文時代)

乾 芳 宏

北海道余市郡余市町入舟町 21 (余市水産博物館)

I はじめに

北海道の森林はエゾマツ、トドマツなどの常緑針葉樹とサクラ、ハルニレなどの落葉広葉樹が交じっている針広混交樹林帯に属しています。

北海道に住む先住民族であるアイヌの人々は樹木の性質を利用した多種多様な木製民具を使用していますが、縄文時代の人々も同様であることが次第にわかってきました。

それは近年の旧河川跡や低湿地付近の開発工事に伴う発掘調査により、地中深く水中に埋まっていた木製品が発見されるようになったからです。

今回の図示した木製品は、縄文～続縄文時代を対象としています。縄文時代として町内の^{あき}安芸遺跡をはじめ小樽市^{おしほろとぼ}忍路土場遺跡、石狩市^{いもじやま}紅葉山49号遺跡、続縄文時代では江別市^{えべつふと}江別太遺跡出土の代表的な木製品を主として説明したいと思います。

なお、文末には掲載した木製品と主な樹木の一覧表を作成しましたので参照して下さい。また先の土器・石器の見分け方図鑑(『余市水産博物館研究報告』第7・9号)と合わせるとより以上に考古学への関心が深まると思います。

II 木製品の利用

森林の立木や伐採した丸木を縄文人は生活の中で様々な利用や活用を考えました。

(1) 樹木の利用 (文献 18)

果実～食料、薬、装身具

樹液・樹脂～食料、接着剤、燃料

樹皮～容器の材料、繊維、燃料、染料、薬

幹～住居・諸道具の材料、燃料

枝～住居・諸道具の材料、燃料

木灰～洗剤他

(2) 木取り (文献 21)

樹木の加工部位は第 1 図のように様々な方法があります。

(3) 木製品製作の基礎工程 (文献 18・21)

- a. 打ち削る, 切断する, 折る, 割る～石斧など使用
- b. 割る, 削る, 剥ぐ, 抉る, 曲げる～石斧, スクレイパーなどを使用
- c. 削る, 磨く, 研ぐ, 穿孔, 彫刻～石斧, スクレイパー, 石錐などを使用
- d. 組む: 材どうしや織物など
- e. 焼き焦がす: A～Cの加工, 細工の補助として行うことがあります。

(4) 製作方法による木製品 (文献 24)

- a. 刳物(くりもの)～木塊をノミなどで抉り込んで加工する容器類, 舟等
- b. 曲物(まげもの)～薄い柁目板などを使用した容器類
- c. 編物(あみもの)～木皮やツルを編んだ袋や敷物類
- d. 挽物(ひきもの)～ロクロ挽きによる容器類
- e. 指物(さしもの)～板材を指し合わせて作るもの箱物類
- f. 結物(ゆいもの)～桶や樽のような器類

※ 縄文時代では a～c が見られ, 他は弥生時代以降となります。

III 縄文時代の木製品

縄文時代の中期～後期の木製品を中心とし, 参考に本州の木製品もここで取り上げてみました。

(1) 狩猟・漁労・伐採・諸工具類

・弓(No.1・2): 丸木を利用したもので, 1mほどの短弓が多く, 漆塗やサクラの皮を巻いたものもあります。弦をかける弓端部分の弓^{はず}は削りや刻みなど細工が施されています。縄文文化ではハイイヌガヤを使用していますが, アイヌ文化ではイチイを主としているため, 樹種選択の違いが認め

られます。

- ・木鏃? (No. 3) : 縄文時代では狩猟のために沢山の石鏃が作られましたが、時には木や竹を材料として作られたと思われます。
- ・ヤス (No. 4) : 先端が尖っており、中柄に装着して使用したと思われます。
- ・石斧柄 (No. 5~7) : 石斧の着装によってチョウナのような横斧とマサカリのような縦斧があります (文献 15)。図にあるのは樹木の枝股部分を利用して台座に固定する横斧です。石斧の固定として単に紐で縛る場合や図のような木製補助具も併用しています。斧という名前ですが木の伐採だけでなく、打製石斧を装着してクワのようにした土堀具としての使用法も考えられます。
- ・槌状木製品 (No. 8~9) : 背部分の凹凸をもっている異形の槌です。硬いものや繊維を叩いたり、潰したりする道具と思われます。形態としては北方の民族がサケの皮などを鞣す道具に類似しています (文献 23)。
- ・横槌 (No. 10~11) : 繊維を叩く、潰す、木の実を砕くなどに使用したと思われます。
- ・杵形木製品 (No. 12) : 堅杵のように、木の実を砕く、搗くなどに使用したと思われます。
- ・台板 (No. 13) : 板を短く切断し、端部に加工を加えているもので、作業台として使用したと思われます。
- ・クサビ? (No. 14~15) : 木材を割る時などに使用したと思われます。石斧についても場合に応じてクサビのように使用したと考えられます。
- ・タモ (No. 16) : Y字状になった枝の先端をすぼめて杵を作り、結束部分はブドウ蔓などで縛っています。網部分については見つかっていません。
- ・浮子 (No. 17) : 樹皮から木質部にかけて厚く切り取って削っています。そのために軽く、側面に紐ずれのような凹みの痕跡があることから網に装着したのではないかと考えられています。
- ・発火具 (No. 18~19) : 火キリ棒と火キリ板です。火キリ板の白部分はV字条の切れ込みがあり、もみきり式の火起こしが行われたと考えられています (文献 17)。
- ・串? (No. 20) : 長さ 30 cm くらいの尖り棒で、物を刺したりする串として利用したと思われます。
- ・尖り棒 (No. 21) : 細い丸木の樹皮を剥ぎ、両端を尖らせている長い棒です。用途については不明で

す。

- ・ヘラ状木製品 (No. 22) : ヘラの部分が片側に寄り、大きく湾曲し、柄部分に小さな突起が見られます。ヘラの先端部分が使用により傷でギザギザとなっています。

(2) 装飾・儀式用具

- ・櫛 (No. 23~27) : 赤色や黒色の漆塗りで、透かし文様のあるものも作られました。縦櫛で差し歯の作りが主ですが、一枚板から歯を作り出した櫛もあります (No. 28)。
- ・腕輪 (No. 28) : 墓穴から出土したもので、赤漆製で左右の腕にはめていたと推定されます。
- ・垂飾具 (No. 29~31) : 枝の節、小板に穿孔しています。トチの実に紐を通して首飾りとしたものもあります。
- ・有頭棒 (No. 32~34) : 棒の先端部を加工しているもので、断面が楕円形、または円形となっています。No. 33 はアイヌ民族の使用するサケ叩き棒の可能性が指摘されており、他についても儀礼的な場で使用したと思われます。
- ・双角付ヘラ状木製品 (No. 35) : 薄い板状のもので上端に2つの突起が作り出されています。類例として青森県八戸市の是川遺跡で数点出土しています。弦楽器との推定 (文献26) もありますが未だ不明です。

(3) 容器類

- ・掬い具 (No. 36) : 水などを汲む杓で、大きなこぶと幹の部分を利用して製作されています。
- ・鉢形容器 (No. 37~38) : 木胎漆器で丁寧な作りとなっています。No. 38 は吊耳状の突起が付けられています。
- ・皿形容器 (No. 39~40) : 長方形で、浅い掘り込みの皿で、裏面には四脚が作り出された特殊な形態です。このような四脚の皿は石器でも作られることがあります。
- ・舟形容器 (No. 41~42) : 横木取りによるもので、No. 41 は片口で尾部に小さな突起が付いています。No. 42 は大きな容器で、食物の盛皿、こね鉢などに使用されたと思われます。
- ・ボール型容器 (No. 43) : 大形の円形容器で、加工した時の削り痕などが見られます。
- ・樹皮製用具 (No. 44) : 樺皮を利用したもので、防水性が高い容器です。忍路土場遺跡では内部に漆

液の痕跡が見られました。

(3) 建築材、構造部材 (No. 45~52)

器具ではなく何らかの施設を構成する部材と思われるものです。

丸木を利用し、一端を丸く作り出しているもの、さらに^{えぐ}抉りを入れて木組みをしたと思われるものもあります。分割材 (No. 47) として^{はり}梁や^{ひた}桁としたと思われれます。忍路土場遺跡では、6 m を超える巨大な柱 (No. 49) と丸太 (No. 50) が並んで出土した極めて特殊なものでした。背後に環状列石があることから環状木列や特殊な建物があった可能性もあります。

木杭 (No. 52) や二股 (No. 51) を利用して横架材を受けるための加工材もあります。柱目取りした厚めの板に二つの方形孔を施している用途不明なものもあります (No. 45)。

また、遺構として漁獵のための柵 (No. 58) や作業跡の木組み遺構 (No. 59) なども発見されています。

(4) 交通用具

・^{かい}櫂 (No. 53~54) : ほぼ完形のもので芯打ち材を削り出しています。搔部の幅は 7 cm で片面中央に陵を持っています (No. 53)。他は柄部が欠損しているもので、柄と水搔き部に段状の削り込みがあります。先端の先が潰れているため棹的な使用も考えられています。

・丸木舟 (No. 55) : 道内では紅葉山 49 号遺跡から^へ船先や舟べりの断片が出土し、大きさは約 3 m、深さ約 20 cm と推定されています。参考として福井県^{とりはま}鳥浜貝塚の丸木舟があります。縄文時代後期に相当し、現存の長さ 6.8 m、幅 63 cm、深さ 21 cm のスギ材を利用しています。

(5) その他

・環状木製品 (No. 56~57) : ハイイヌガヤやブドウ^{つる}蔓などを輪状にしたものです。土器の台座や柱材の結びなどが考えられます。

・木偶 (No. 60) : 参考資料として岩手県^{しだない}荻内遺跡から出土した珍しい木偶で、丸木に目、鼻、口を彫刻しています。ロシアのアムール川流域に住む北方民族はセヴェンと呼ぶ木偶 (文献 11) を崇拝していることが知られていますが、縄文時代でもそのような信仰の対象であった可能性もあります。また、墓標の一部ではないかとの考えもあります。

IV 続縄文時代の木製品

北海道特有の続縄文文化は本州の稲作を基盤とした弥生文化の影響を受けながらも縄文文化の伝統を継承しつつ鉄製品を使用しています。木製品の種類は縄文時代と基本的に大きな変化はないと思われま

(1) 狩猟・漁労・伐採・諸道具

・飾り弓 (No. 62) : 墓穴から副葬品として出土したもので、木質部は腐蝕して塗膜のみが残っています。残存の弓は長さ約 1 m、幅 3 cm で赤漆を基調として間隔を置きながら黒漆で渦巻文を描いています。この^{とび}棘のある渦巻模様はアイヌ民族の意匠に見られるモレウ文とよく類似しています。美しい装飾弓であることから実用的なものではなく、儀礼や権威の象徴的なものではないかと思われま

す

・^{いり}銚先 (No. 63~65) : 先端と基部を尖らせているもので、刻みを施しているものもあります。

・ナイフ柄 (No. 66~69) : 石器を木製の柄に装着して使用していたことがわかる貴重な資料です。石器の装着部分をあらかじめ平に加工し、サクラの皮を巻いて固定しています。透かしのある装飾的な柄も作られました。

・石斧柄 (No. 70~71) : 石斧を柄に装着する 2 つの方法を知ることができます。チョウナのように台部に装着するもの (横斧)、マサカリのように柄の先端部を穿孔して石斧を差し込むもの (縦斧) です。

(2) 装身具

・かんざし (No. 72~73) : 髪形を結うためのかんざしと思われるもので、動物の頭部を模した彫刻を作り出したものもあり (No. 71)、下部を細い二股に加工しています。

(3) 容器類

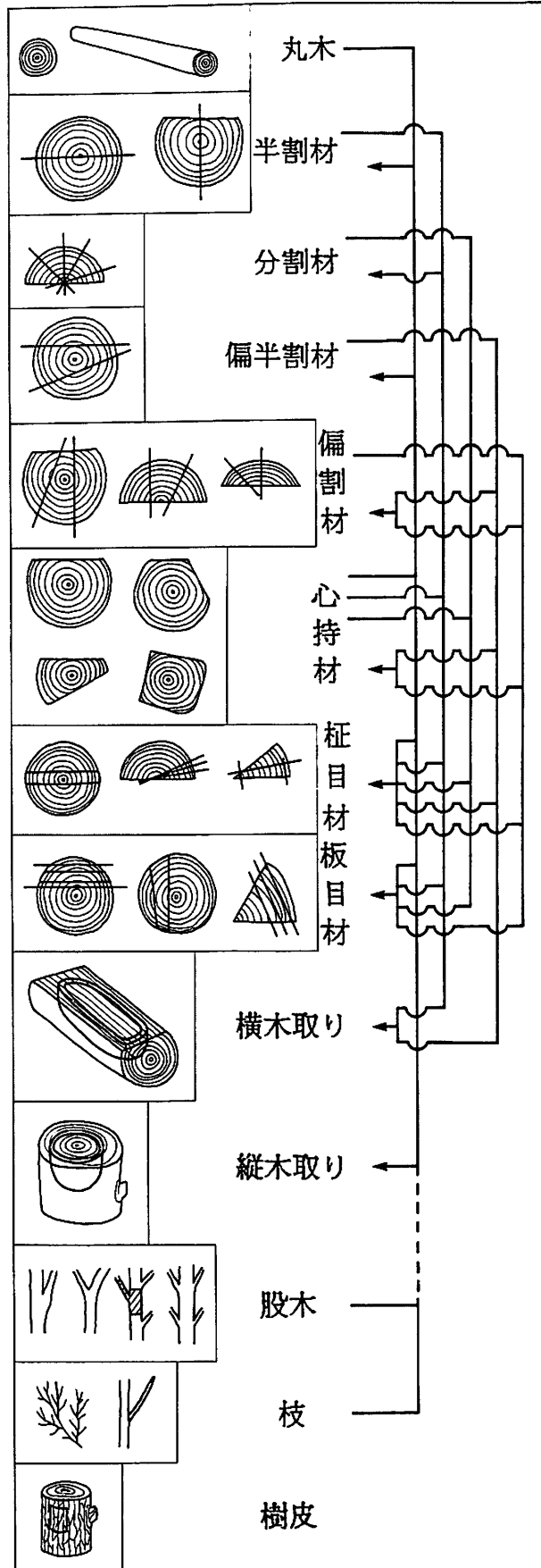
・舟型容器 (No. 74~75) : 片口のものもあり、いずれも横木取りによって製作されています。

(4) その他

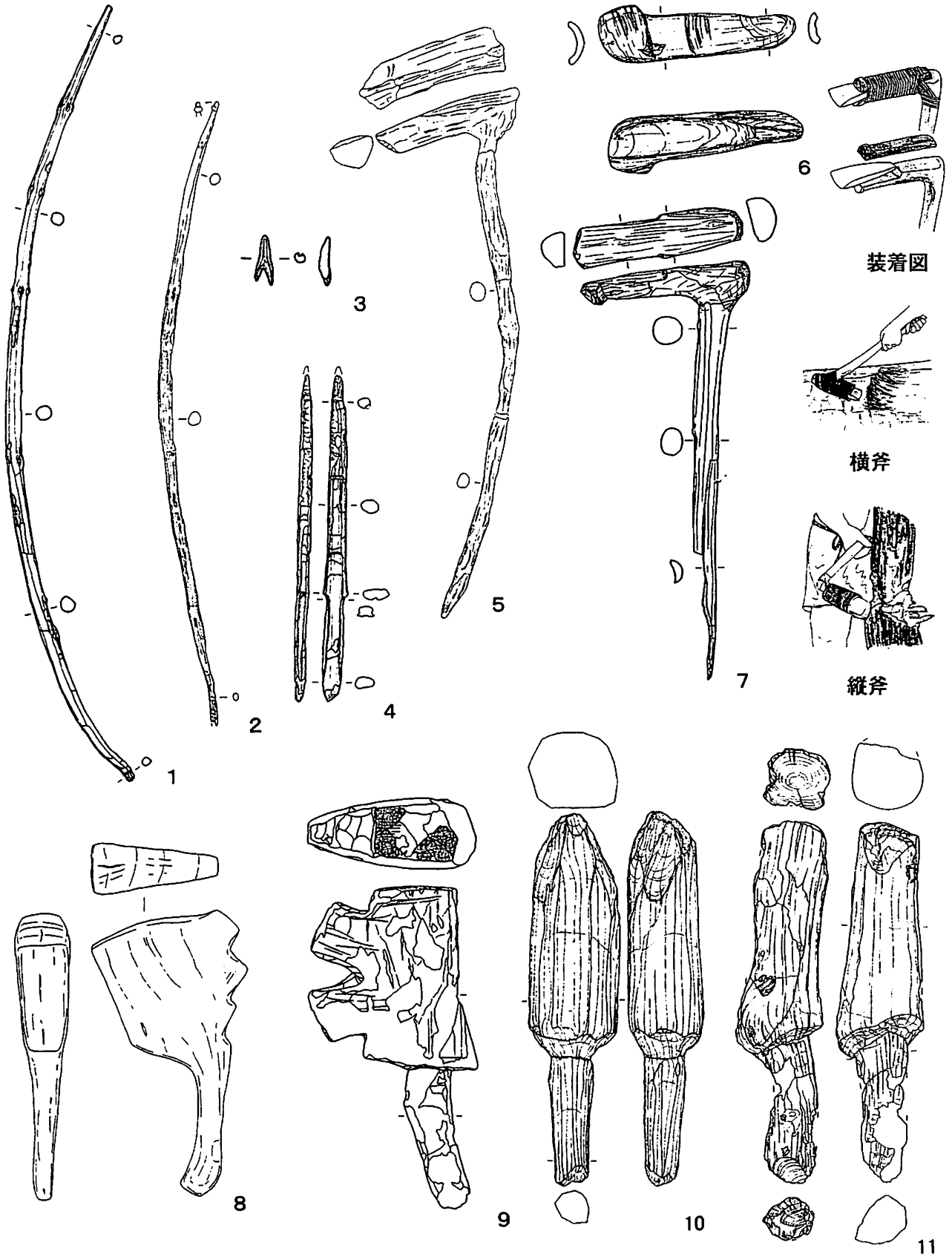
・柄状木製品 (No. 76) : 細木の両端を穿孔しているもので、上端が楕円形、下端が楕円形と思われま

本州	北海道
2万年前 旧石器時代	旧石器時代
1万年前 縄文時代	
2000年前 弥生時代	続縄文時代
4世紀 古墳時代	
8世紀 奈良時代	
平安時代	アイヌ文化
12世紀 鎌倉時代	
室町時代 15世紀	

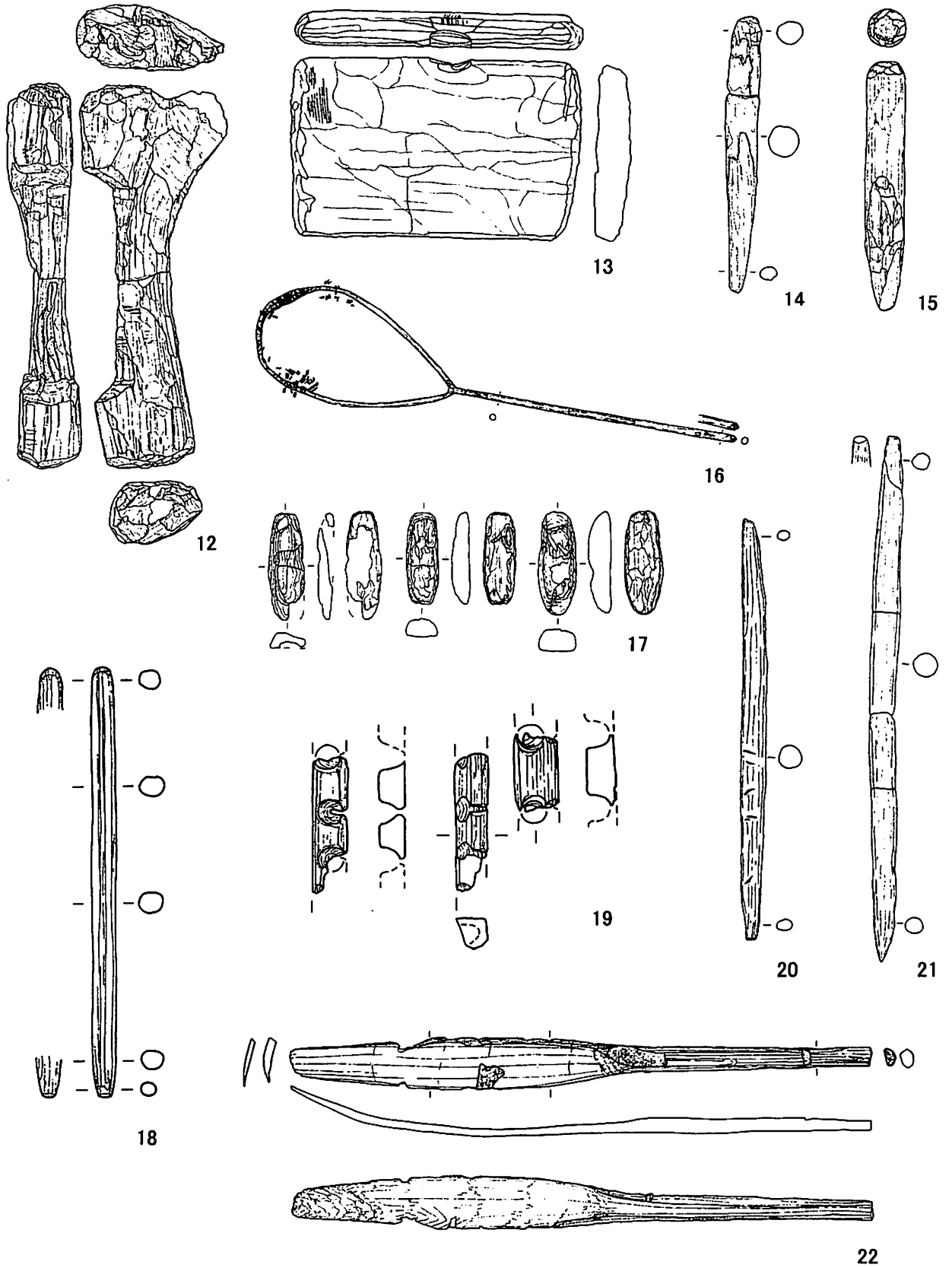
第1表 北海道の時代区分



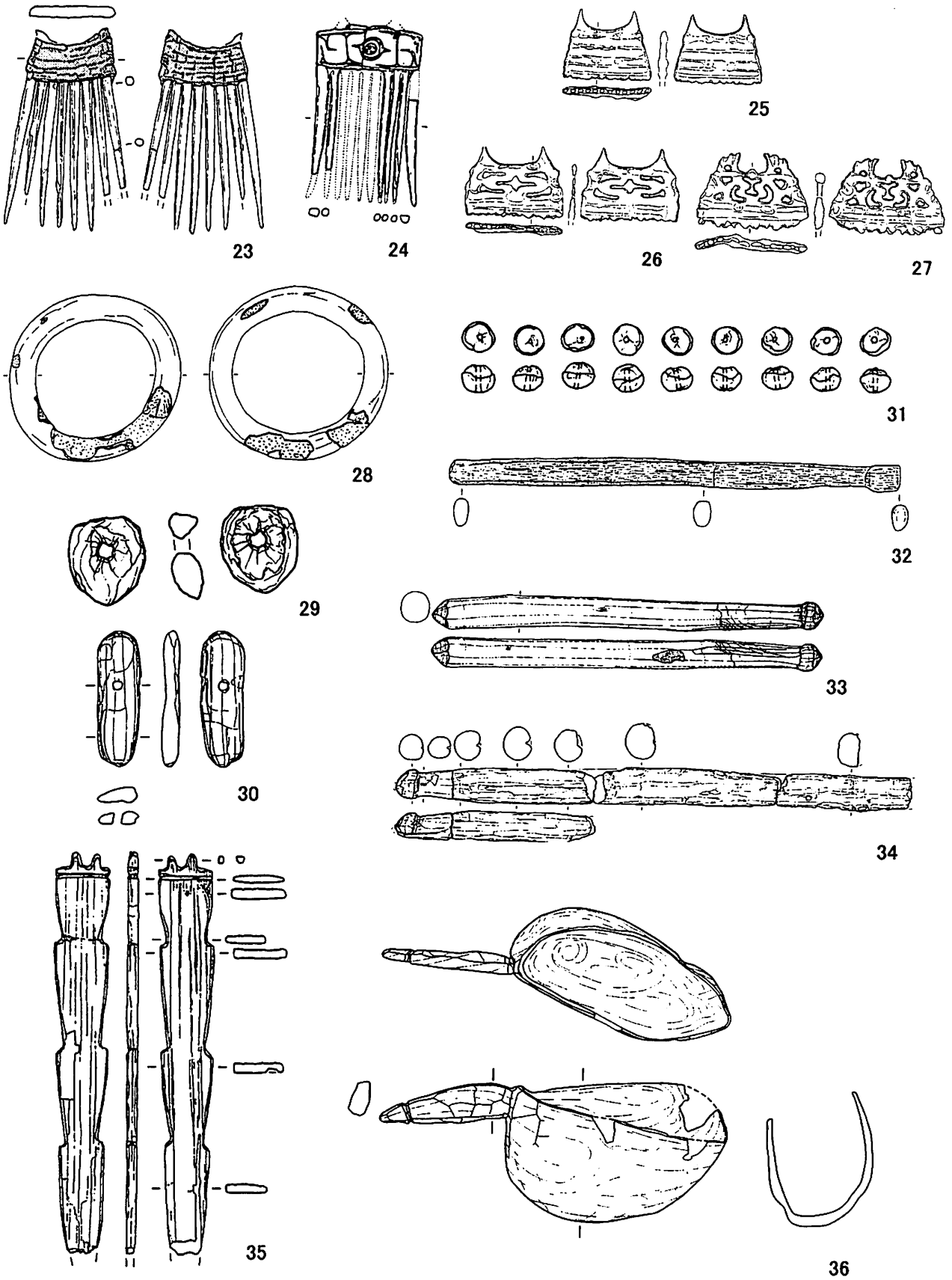
第1図 木取り：呼称と展開（文献21より）



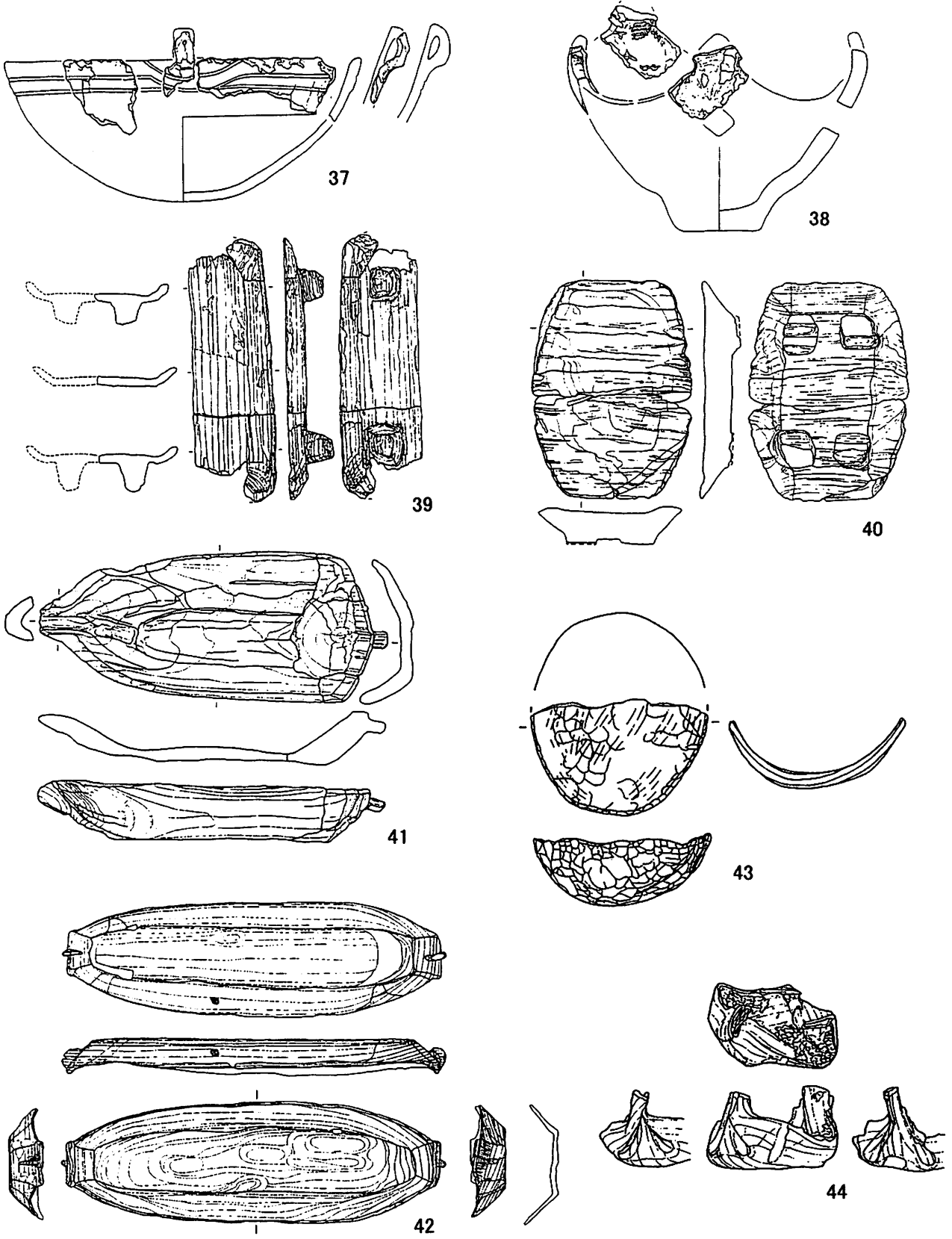
第2図 縄文時代の木製品 (1)



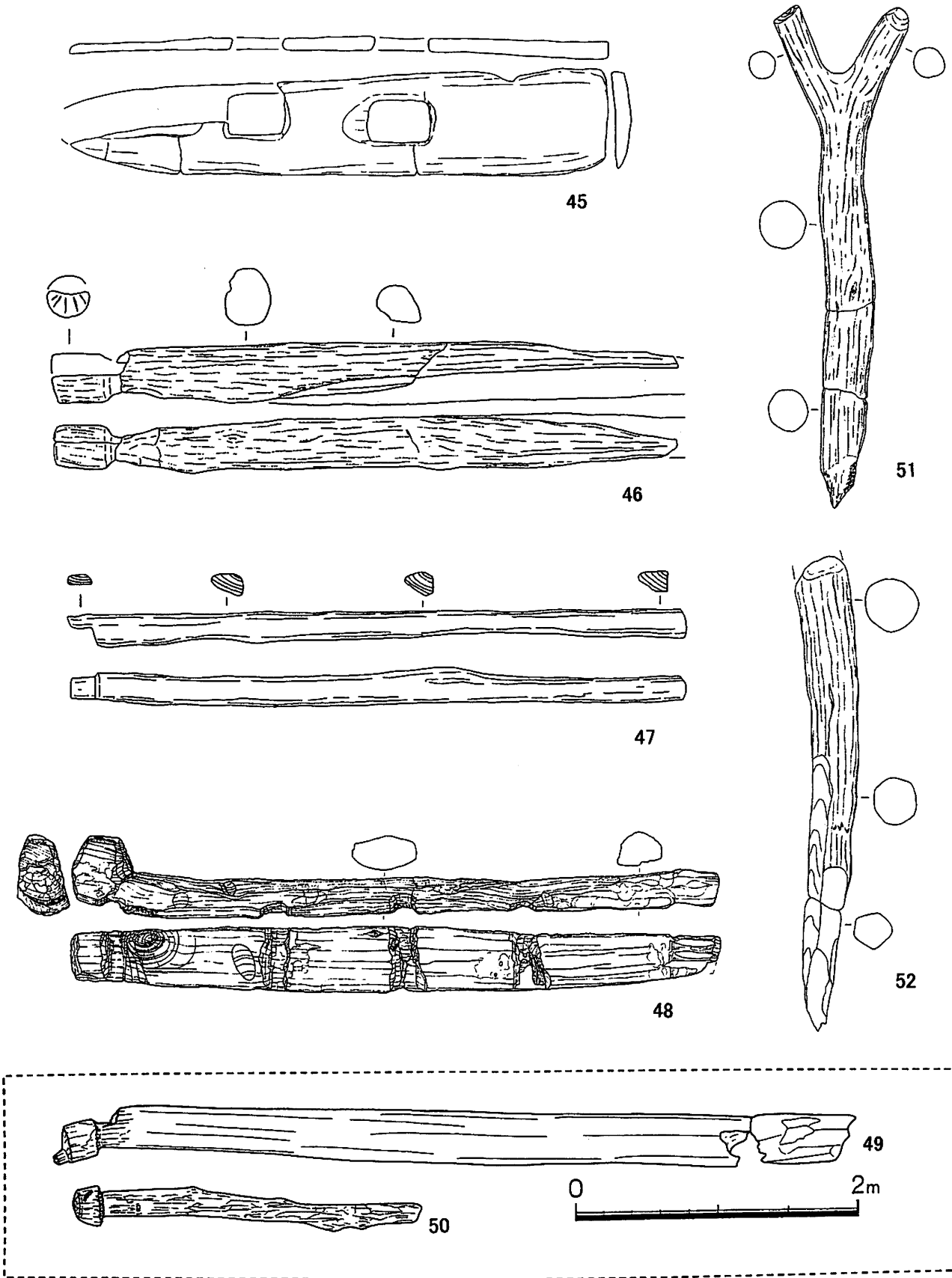
第3図 縄文時代の木製品(2)



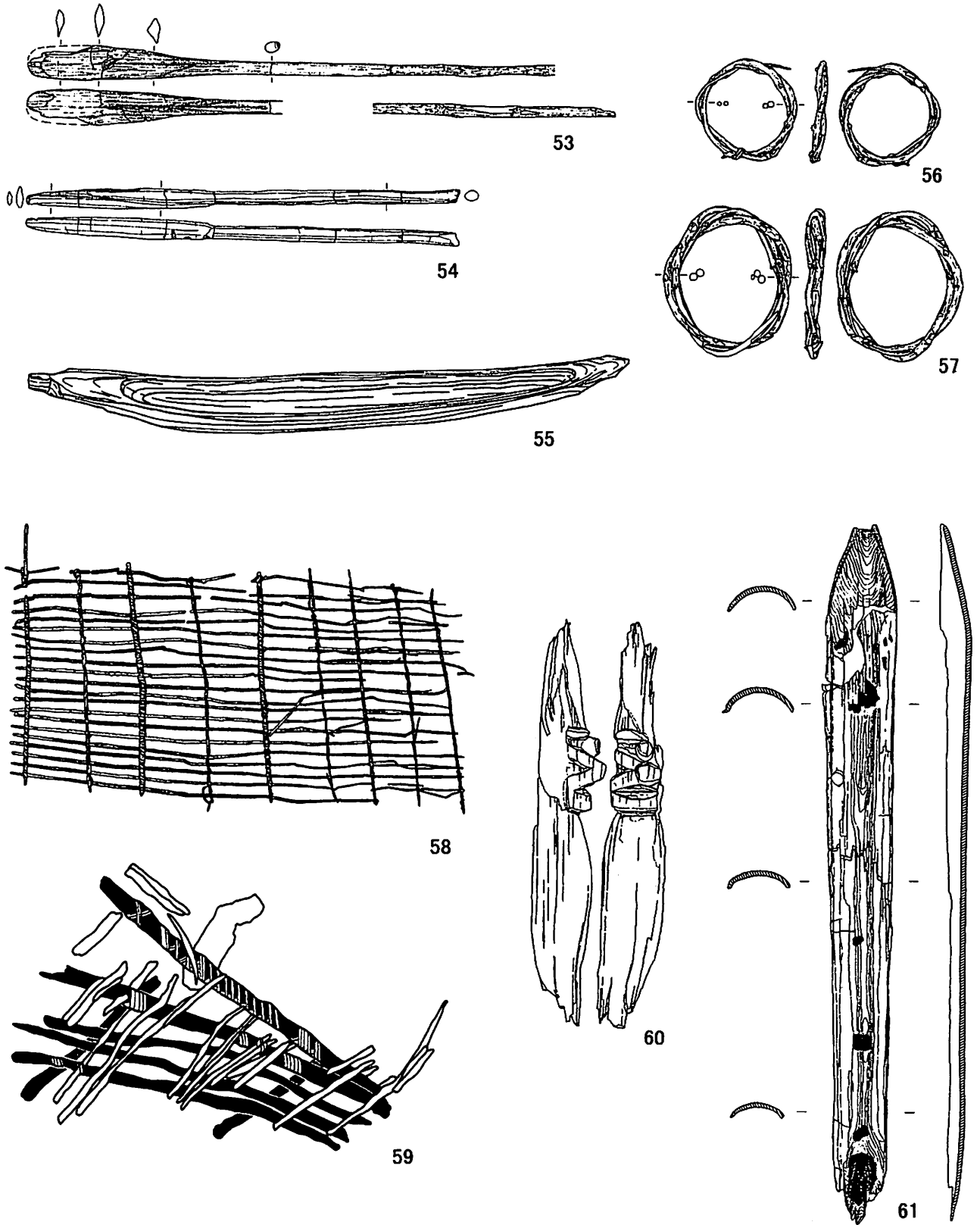
第4図 縄文時代の木製品（3）



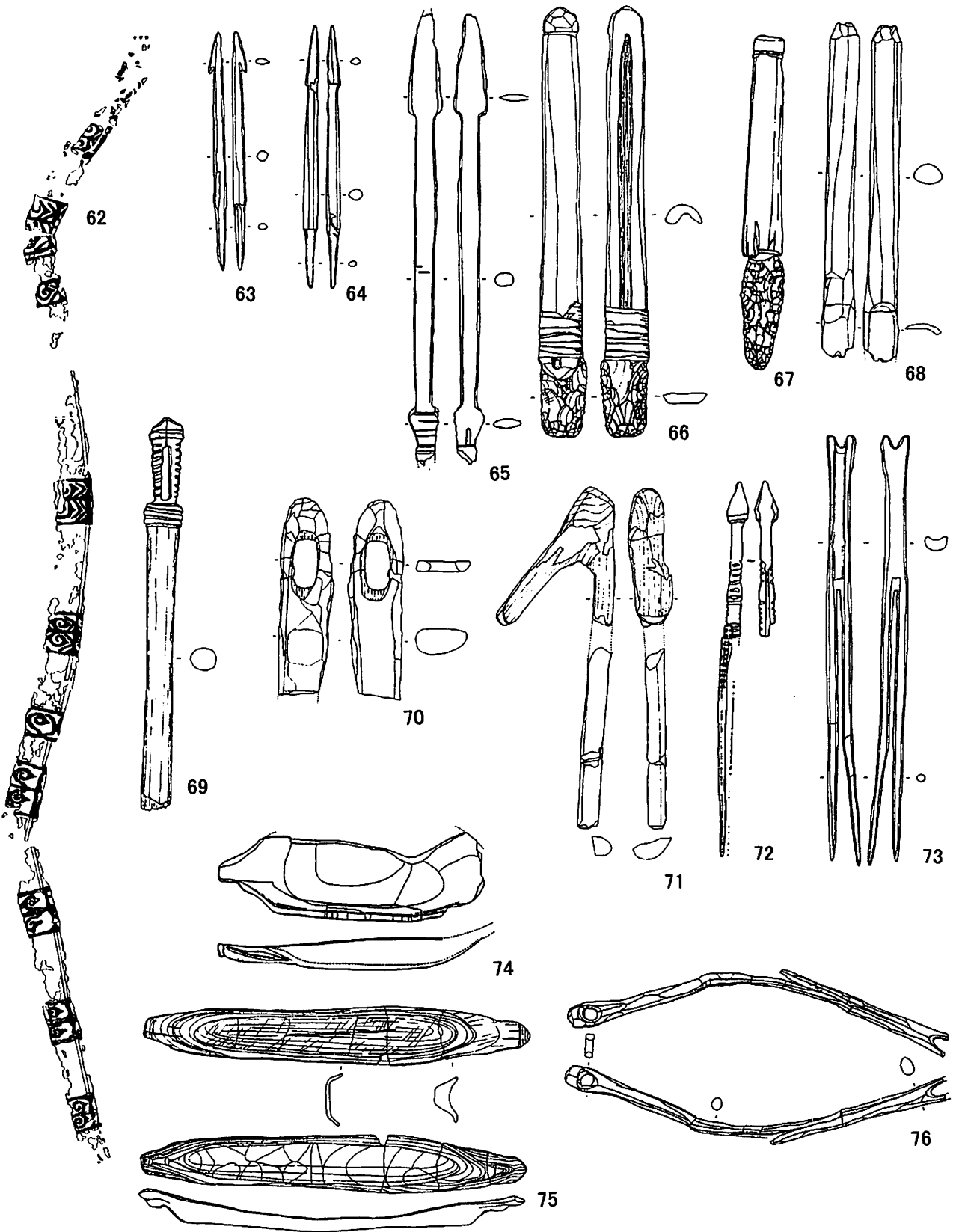
第5図 縄文時代の木製品(4)



第6図 縄文時代の木製品（5）



第7図 縄文時代の木製品(6)



第8図 続縄文時代の木製品

No.	名前	計測 (cm)	樹種	時代	遺跡名	備考
1	弓	89.1×2	ハイイヌガヤ	縄文後期後半	安芸	文献30
2	〃	(85) × 2.2	〃	〃	〃	〃
3	木鏃?	2.7×1.0×0.7	〃	〃	忍路土場	文献21
4	ヤス	34.4×2.7×1.5	〃	〃	〃	〃
5	斧柄	93×27	コナラ属	〃	安芸	文献30
6	石斧固定補助具	15×45×19	モミ属	〃	紅葉山49	文献5
7	斧柄	41.3×29×25	カエデ属	〃	〃	〃
8	槌状木製品	31×17×6	〃	〃	安芸	文献30
9	〃	37.5×17.8×5.2	〃	〃	キウス5	文献22
10	横槌	44.0×10.8×8.4	オニグルミ	〃	紅葉山49	文献5
11	〃	37.4×9.2×9.0	セン・ケヤキ?	〃	忍路土場	文献21
12	杵形木製品	67×26	〃	〃	〃	〃
13	台板	24.7×15.6×3	ハルニレ?	〃	〃	〃
14	クサビ	28.7×3.4	〃	〃	〃	〃
15	〃	25.8×4.2	ナラ属	〃	〃	〃
16	タモ	183.5×42.8×2.3	ヒメシャブシ	縄文中期後半	紅葉山49	〃
17	浮子	5.6~11.1×3.8~3.9×2.5	〃	縄文後期後半	忍路土場	〃
18	火きり棒	22×1.3	〃	〃	〃	〃
19	火きり板(焦有)	白計 1.4	スギ?	〃	〃	〃
20	串?	23.8×2.4	ノリウツギ	〃	安芸	文献30
21	尖頭棒	73×5	コナラ属	〃	〃	〃
22	へら状木製品	61.3×19	〃	〃	紅葉山49	文献5
23	竪櫛(黒漆・さし歯)	(9) × (4) × 0.4	〃	〃	忍路土場	文献21
24	竪櫛(木製・挽歯)	11.8×7.4×6	カツラ?	〃	美々4	文献19
25	竪櫛(赤漆・さし歯)	7.7×6×0.7	〃	〃	カリンバ	文献6
26	〃	8.4×6.3×0.8	〃	〃	〃	〃
27	〃	8.2×6×1.2	〃	〃	〃	〃
28	腕輪(木胎漆器 左右)	8~8.5×1.2	〃	縄文晩期前半	沢町	文献29
29	垂飾	4×1.5	〃	縄文後期後半	忍路土場	文献21
30	〃	6.8×2.2×8	カエデ属?	〃	〃	〃
31	首飾り	1.7~1.4×1.4~1.1	トチノキ	〃	〃	〃
32	有頭棒	48×3×2	ニレ属	〃	安芸	文献30
33	魚たき棒	51.5×4.0×3.7	トネリコ属	縄文中期後半	紅葉山49	文献5
34	男根状木製品	(91.5) × 5.4	〃	縄文後期後半	忍路土場	文献21
35	双角付へら状木製品	(29.9) × 4.1×0.8	〃	〃	〃	〃
36	柄付容器	30.7×12×10	ハリギリ(セン)	縄文中期後半	紅葉山49	文献5
37	鉢形容器(木胎漆器)	38×15	〃	縄文後期後半	忍路土場	文献21
38	〃	32×15	トチ?	〃	〃	〃
39	脚付皿	40×2.5×6.8	ヤチダモ?	〃	〃	〃
40	〃	23×17×4	〃	〃	〃	〃
41	片口舟形容器	36×15.6×6	ハリギリ(セン)	〃	〃	〃
42	舟形容器	105.7×35.4×8.7	〃	〃	〃	〃
43	鉢形容器	28.8×13	〃	〃	キウス5	文献22
44	樹皮容器	9.2×5.9×5.9	カンバ類	〃	忍路土場	文献21
45	貫穴板材	(155) × 30×8	トネリコ属	〃	安芸	文献30
46	建築材	(190) × 20	〃	〃	〃	〃
47	〃	188×10	〃	〃	〃	〃
48	木柱材	114.2×11.5×7.3	ヤチダモ?	〃	忍路土場	文献21
49	巨木柱	(600) × 25.4	〃	〃	〃	〃
50	桁材	241.7×20.1	〃	〃	〃	〃
51	股木	53×4.2	ハリギリ(セン)	〃	安芸	文献30
52	杭	(65) × 3.5	コナラ属	〃	〃	〃
53	櫓	160.8×7.1	モクレン属	縄文中期後半	紅葉山49	文献5
54	〃	90.2×4.2	オニグルミ	〃	〃	〃
55	丸木舟	(300) × (20)	トネリコ属	〃	〃	〃
56	環状木製品	9×8.9×6	ハイイヌガヤ	〃	〃	〃
57	〃	13.1×11×1.4	〃	〃	〃	〃
58	柵(WPT)	263×128	〃	縄文中期後半	〃	〃
59	木組図(5号木組)	〃	〃	縄文後期後半	忍路土場	文献21
60	木偶	(65) × 10	〃	〃	岩手県森内	文献26
61	丸木舟	(680) × 63×21	〃	〃	福井県鳥浜	文献2
62	飾り弓(木胎漆器)	(105) × (3)	〃	続縄文前半(恵山式)	紅葉山33	文献4
63	銚先	13.4×8	〃	続縄文前半(後北式)	江別太	文献20
64	〃	16.9×7	〃	〃	〃	〃
65	〃	36.9×2.4×1.0	トネリコ属32%	〃	〃	〃
66	ナイフ柄	26.4×3×1.5	ヤナギ属21%	〃	〃	〃
67	〃	12.8×1.9×1.0	ニレ属12%	〃	〃	〃
68	〃	22×1.8×1.3	他モミ属	〃	〃	〃
69	〃	23.8×1.4×1.2	クルミ属	〃	〃	〃
70	石斧柄	32.4×40	カバノキ属	〃	〃	〃
71	〃	(20.5) 5.4	コナラ属	〃	〃	〃
72	かんざし	13.0×3	シナノキ属	〃	〃	〃
73	〃	(18.1) × 1.1	カツラ属	〃	〃	〃
74	片口容器	44×14.4	キハダ属	〃	〃	〃
75	舟形容器	54.5×8.1	〃	〃	〃	〃
76	柄状木製品	97×4.4×3	〃	〃	〃	〃

第2表 木製品掲載一覧

○・△はこの樹木の利用を示す

	科	属	種 ()は俗名	アイヌ民族の利用例
針葉樹	ま つ	モ ミ	トドマツ	建材、樹皮
	すぎ	ス ギ	ス ギ	
	ひのき	アスナロ	アスナロ	
広葉樹	いぬがや	イヌガヤ	○ハイイヌガヤ	
		コナラ	ミズナラ、コナラ、カシワ	建材・細工
	ぶ な	ブ ナ	ブ ナ	
		ク リ	ク リ	細工・食糧
	いちい	イチイ	イチイ(オンコ・アララギ)	狩猟道具(弓)
	くるみ	オニグルミ	オニグルミ	建材・細工・食糧・染料
		サワグルミ	サワグルミ	
	に れ	ニ レ	○ハルニレ(アカダモ)、△オヒョウ	○火種の材、△内皮
	く わ	ク ワ	ヤマグワ	細工
	かつら	カツラ	カツラ	刳物(丸木舟他)
	もくれん	モクレン	ホオノキ、キタコブシ、コブシ	刳物
	ゆきのした	アジサイ	○ノリウツギ、ツルアジサイ	○小物(キセル・矢柄)
	ば ら	サクラ	エゾヤマザクラ、ミヤマザクラ、	細工・樹皮容器
		ナナカマド	ナナカマド、アズキナシ	
	ま め	イヌエンジュ	イヌエンジュ	御神体(臭有)
		ハ ギ	ハ ギ	
	かえで	カエデ	○イタヤカエデ、ヤマモミジ、	○刳物(臼他)
	とちのき	トチノキ	トチノキ	食糧
	しなのき	シナノキ	○シナノキ、オオバボダイジュ	○細工・内皮
	もくせい	ハシドイ	ハシドイ(ドスナラ)	
		トネリコ	○ヤチダモ、△アオダモ	○建材・刳物・竿、△柴樵・染料
	かばのき	カバノキ	シラカンバ(シラカバ)、ウダイカンバ	樹皮容器
		クマシデ	サワシバ	
		ハンノキ	ハンノキ(ヤチハン)、ケヤマハンノキ	
	みかん	キハダ	キハダ、ヒロハノキハダ	刳物・薬
		サンショウ	サンショウ	
やなぎ	ヤナギ	エゾノカワヤナギ、バッコヤナギ	イナウ	
	ハコヤナギ	ドロノキ(ドロヤナギ)		
うこぎ	ハリギリ	ハリギリ(センノキ)	刳物・竿	

利用については萱野 茂『アイヌの民具』による

第3表 北海道の主な樹木と利用

(引用・参考文献：50音順)

- 1) 朝日新聞社 1973『北方植物園』
- 2) 網谷克彦 1996「鳥浜貝塚出土の木製品の形態分類」『福井県立若狭歴史民俗資料館』
- 3) 飯塚俊男 2000『縄文うるしの世界』
- 4) 石狩市教育委員会 1989『紅葉山33号遺跡』
- 5) 同上 2005『石狩紅葉山49号遺跡』
- 6) 恵庭市教育委員会 2003『カリンバ3遺跡(3)』
- 7) 稲本正・姉崎一馬 1985『森林の研究～木は生きている』
- 8) 菅野 茂 1978『アイヌの民具』
- 9) 桑原義晴 1996『羊蹄山植物図説』
- 10) 国立歴史民俗博物館 2005『水辺と森と縄文人～低湿地遺跡の考古学』
- 11) 国立民族学博物館 2000「シャーマニズムの世界」『国立民族学博物館展示ガイド』
- 12) 小久保拓也 2007「木製容器」「木製用具」『考古学ハンドブック』
- 13) 佐藤孝夫 1990『北海道樹木図鑑』
- 14) 鮫島淳一郎 1986『北海道の樹木』
- 15) 佐原 真 2005「石斧論」「石斧再論」『佐原真の仕事2～道具の考古学』
- 16) 鈴木 信・臼居直之 1994「狩猟のための道具」『季刊考古学』47
- 17) 高島幸男 1989「忍路土場遺跡出土の木製発火具」『忍路土場遺跡・忍路5遺跡』
- 18) 北海道開拓記念館 2000『先史文化と木の利用～遺跡からのメッセージ』
- 19) 北海道教育委員会 1979『美沢川流域の遺跡群』Ⅲ
- 20) 北海道先史学協会 1977『江別太遺跡』
- 21) 北海道埋蔵文化財センター 1989『忍路土場遺跡・忍路5遺跡』
- 22) 同上 1997『キウス5遺跡(5)』
- 23) 三浦正人 2003「縄文・続縄文の木の文化」『新北海道の古代2～続縄文・オホーツク文化』
- 24) 同上 2007「木器」『考古学ハンドブック』
- 25) 宮本長二郎 1998「平地住居と堅穴住居の類型と変遷」『先史日本の住居とその周辺』
- 26) 山田光平 1998「筐状木製品」『楽器の考古学』
- 27) 山田昌久 1983「木製品」『縄文時代の研究～道具と技術』7
- 28) 同上 1989「縄文時代のうつわを探る～縄文時代後期木製容器からの検討」『忍路土場遺跡・忍路5遺跡』
- 29) 余市町教育委員会 1989『沢町遺跡』
- 30) 同上 2003『安芸遺跡』
- 31) 渡邊定元 1988「ブナの語るもの～北海道の森林分布」『森と私たち』
- 32) 渡辺 誠 1975『縄文時代の植物食』

北海道指定史跡「西崎山環状列石」を 構成する岩石とその由来について

日並雄太・村元亨輔・千葉弘貴・齋藤明歩・西村ひかり・杉岡 舞・松田義章

北海道札幌稲北高等学校自然科学部地学班 北海道札幌稲北高等学校教諭
〒006-0860 札幌市手稲区手稲山口 254 (北海道札幌稲北高等学校)

1. はじめに～研究の動機と目的～

本校の自然科学部は、石狩湾沿岸地域の地質・岩石の研究をテーマに研究・活動を継続中であるが、2008 年の 5 月の地質巡検の折りに訪れた余市町西崎山環状列石について、その環状列石を構成する岩石の種類や、その由来については明らかでないことを余市町教育委員会の学芸員の乾芳宏氏及び浅野敏昭氏に伺った。本遺跡の近隣の山地や丘陵には岩石の露頭は存在せず、また、本遺跡の近隣の海岸である余市大浜中海岸及び小樽市蘭島海岸はすべて砂浜海岸であって、本遺跡に見られるような岩塊は全く存在しない。

それでは、本環状列石を構成する岩石はどこから運んできたものだろうか？

このことに疑問と興味・関心をもち、その岩石の由来についての解明を目指して本研究に取り組むことにした。

2. 北海道指定史跡「西崎山環状列石」について

西崎山環状列石は、JR 余市駅から東南へ約 5 km の余市町と小樽市との境界となるフゴッペ岬に連なる西崎山（海拔 70m）の丘上にあつて、大小約 200 個の自然石を長径 17m、短径 12m の楕円形に並べたものであり、現在柱状に立っている立ち石は 20 個弱で、その最大のもは高さ数十 cm である。昭和 25（1950）年に東京大学の駒井和愛教授らによって発掘調査され、直径 1～2 m の遺構が 7ヶ所密集して、一つの大きなサークルを形成していることが明らかになった。これらの遺構から亀ヶ岡系土器の破片等の、約 3,500 年前の縄文時代後期の土器片が発見され、小さなサークルの一つ一つは墳墓であろうと推定されている。【駒井(1959)による】なお、西

崎山環状列石は昭和 26 年 9 月 6 日に北海道指定史跡に指定されている。

しかし、この環状列石を構成する個々の岩石の大きさや形状、岩種等の検討はほとんどなされておらず、また、これらの岩石がどこから運搬されてきたものかについても明らかではなかった。

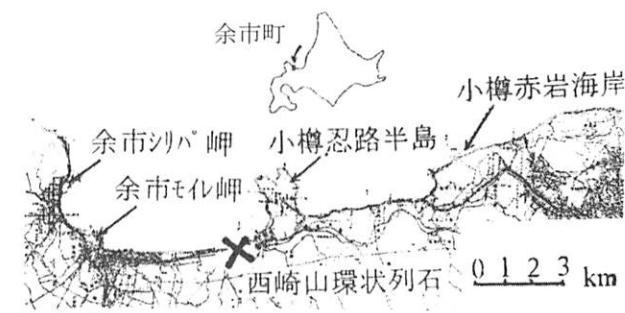


図 1 余市町の西崎山環状列石の位置図



図 2 西崎山環状列石の様子(全体の産状)

3. 研究の方法

まず、本環状列石を構成する岩石の配置について測量し、次に本環状列石遺跡を構成する 213 個の

個々の岩石について、その礫の大きさの計測、礫の形状や円磨度の検討、さらに、礫の岩種について肉眼で鑑定・分類し記載した。また、併せて、本遺跡周辺の地質と岩石の分布や産状についても調査を行った。さらに、上記調査による検討結果をもとに、本環状列石を構成する岩石の由来について考察した。

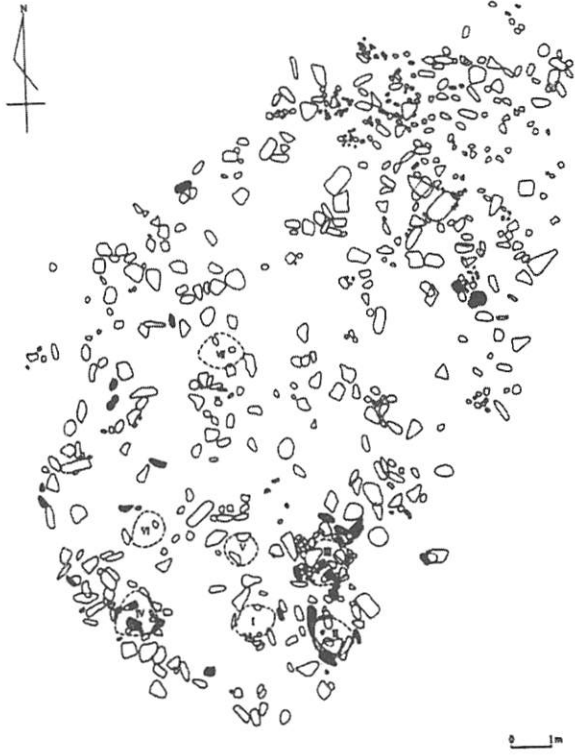
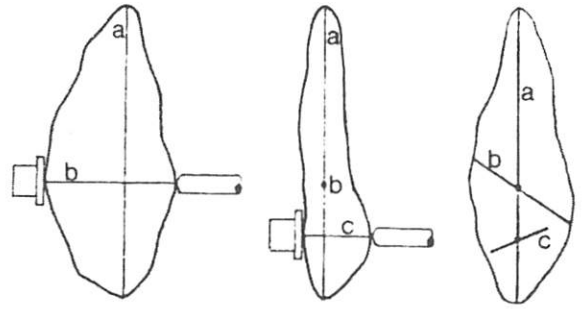


図3 西崎山環状列石の岩石の配置
【駒井(1959)の図を一部改変】



礫の三軸 a:長軸 b:中軸 c:短軸
図5 礫の三軸とその計測

- (1) 礫の計測: 図5のように、礫の三軸(長軸・中軸・短軸)の長さを、それぞれ長径・中径・短径として計測する。
- (2) 礫の形状: 個々の礫の形状について、球形・卵形・円盤形・板形・柱形の5種に区分し記載する。
- (3) 礫の円磨度: 個々の礫の円磨度について、円礫・亜角礫・角礫の3種に区分し記載する。
- (4) 礫の岩種: 個々の礫の岩種について、岩相や含有されている鉱物とその組み合わせの観察を基に、肉眼で鑑定・分類する(これらの礫は文化財の一部であるため破碎することができず、従って薄片を作成することができないため、専ら肉眼によって鑑定した。)
- (5) 立ち石の岩種: 環状列石を構成する岩石のうち、特に象徴的な存在である「立ち石」について、その岩種について詳細に検討し、肉眼で鑑定・分類する。
- (6) 周辺地域の地質と岩石の調査: 本遺跡の近隣には、岩石の露出する山地や丘陵が存在しないため、本遺跡周辺の海岸のうち、岩石海岸となっている、主な

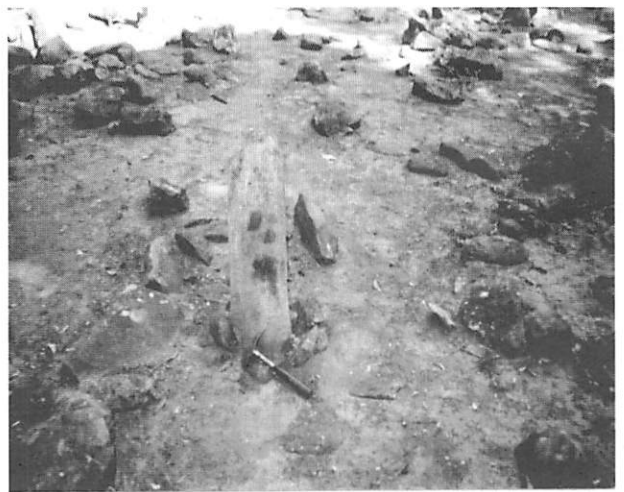


図4 西崎山環状列石の立ち石の様子

岬や半島等の地質・岩石について調査し、本環状列石を構成する岩石と同様な岩石が産出する場所の特定を試みる。

4. 結果

本環状列石を構成する岩石 213 個について、次のような測定・分類・鑑定を行った結果を以下に示す。

(1) 礫の大きさについて

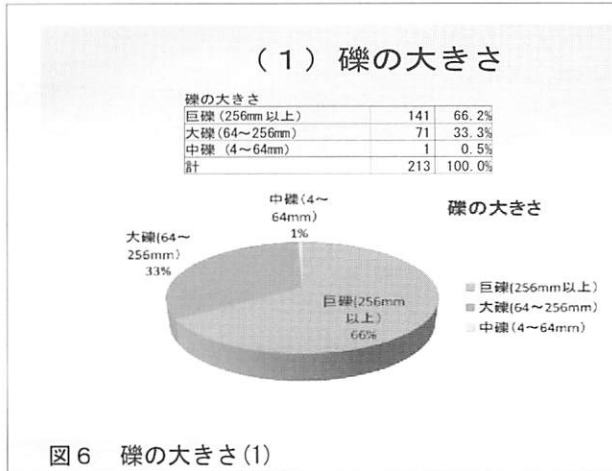


図6 礫の大きさ(1)

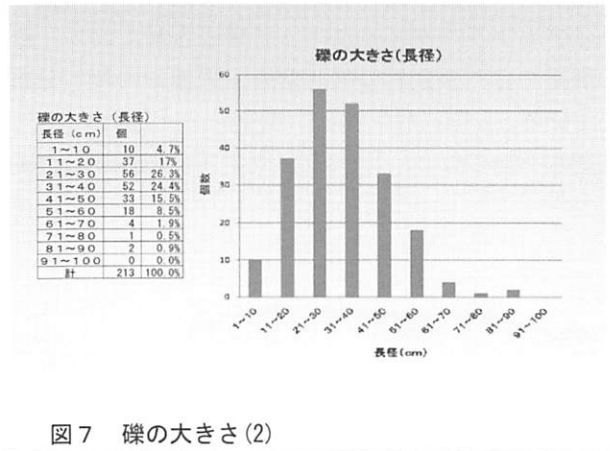


図7 礫の大きさ(2)

(2) 礫の形状について

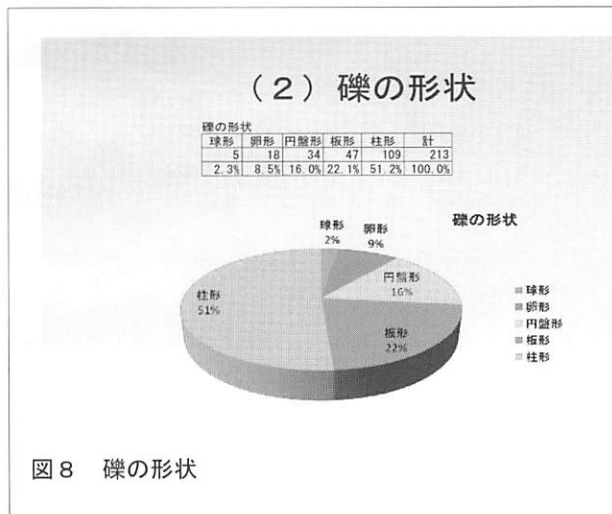


図8 礫の形状

(3) 礫の円磨度について

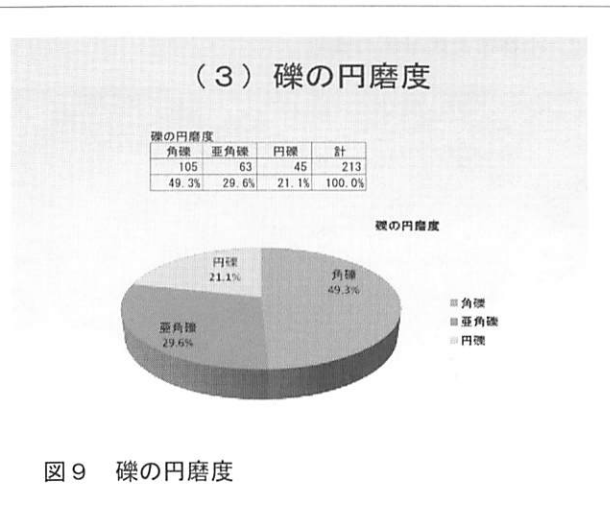


図9 礫の円磨度

(4) 礫の岩種について

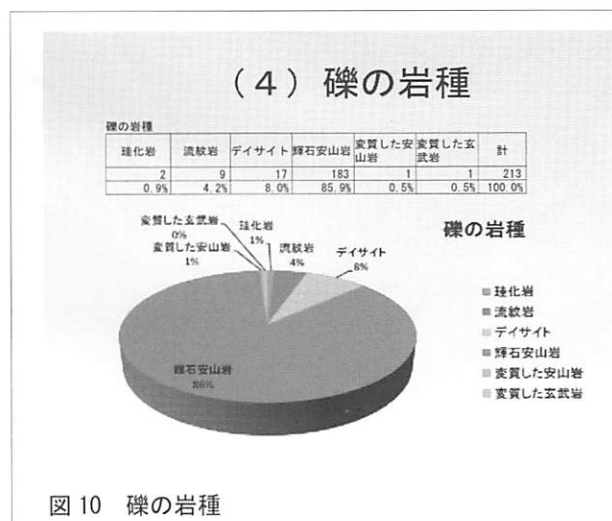


図10 礫の岩種

(5) 立ち石の岩種について

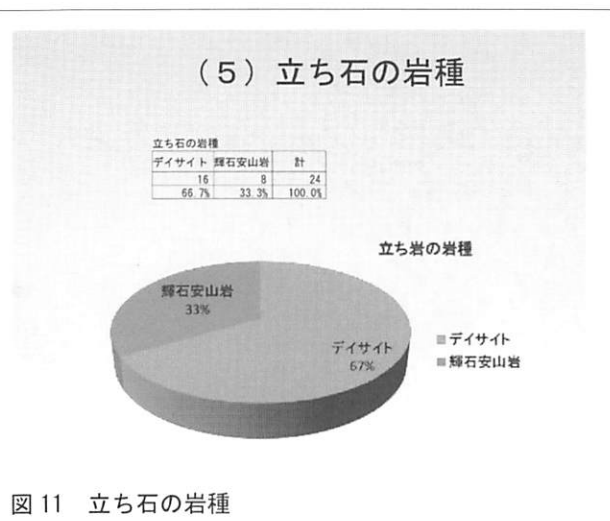


図11 立ち石の岩種

特に、「立ち石」の岩種について、立ち石は、全て輝石安山岩及びデイサイトから構成されている。なお、デイサイトは普遍的に捕獲岩(ゼノリス)を含んでいるのが特徴的である。

(6) 周辺地域の地質と岩石の調査結果：

①本遺跡に最も近い(約2 km離れた)岩石海岸である小樽市忍路半島・忍路海岸は玄武岩及び同質のハイアロクラスタイトによって構成されており、その海岸では、玄武岩の枕状溶岩、岩塊や円礫が分布している。



図 12 小樽市忍路半島の景観



図 13 忍路海岸の岩石(玄武岩)の露頭



図 14 忍路海岸に分布する円磨された円礫の様子

②本遺跡からやや離れた(約5 km離れた)岩石海岸である余市町モイレ岬の海岸では、流理構造の発達した流紋岩の岩体が特徴的に分布している。



図 15 余市モイレ岬の景観(写真の左端に小さく見えるのがモイレ岬)



図 16 余市モイレ岬海岸の岩石(流紋岩)の露頭

③本遺跡から東方にかなり(約8 km離れた)小樽市赤岩海岸では表面は鉄染されて赤色を呈するが、内部は白色ないし灰色を呈する珪化岩及び緑色に変質した安山岩の岩体の特徴的に分布している。



図 17 小樽市赤岩海岸の岩石(珪化岩)の露頭

④本遺跡から西方にかなり(約8km)離れた余市町シリパ岬の岩石海岸では柱状節理の発達した輝石安山岩の岩脈や、同じく柱状節理が発達し捕獲岩(ゼノリス)を含むデイサイトの岩体が特徴的に分布している。

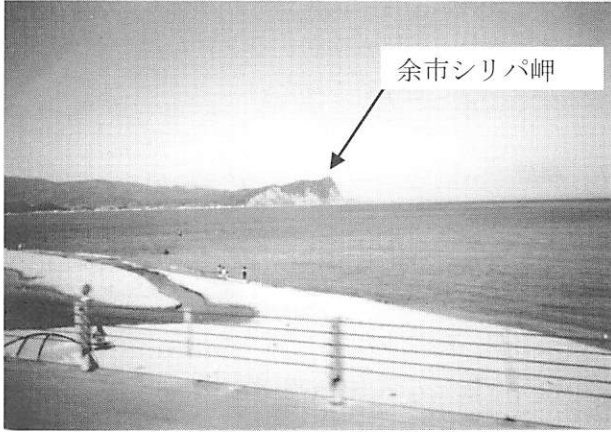


図18 余市シリパ岬の景観



図19 余市シリパ岬の輝石安山岩の岩脈の露頭



図20 余市シリパ岬で見られる輝石安山岩

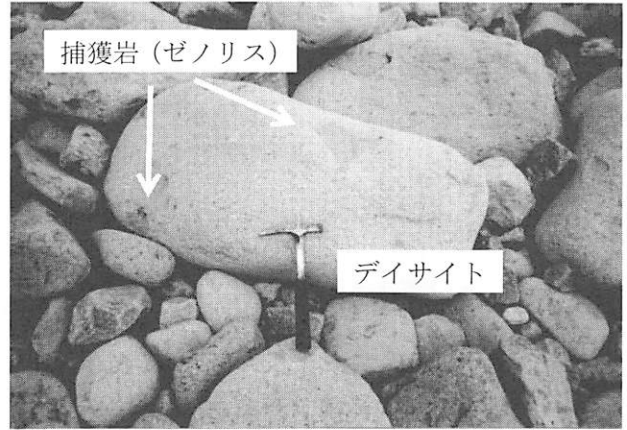


図21 余市シリパ岬で見られるゼノリスを含むデイサイトの転石

5. 考察

(1) 礫の大きさについて：巨礫(256mm以上)が全体の66%，大礫(64～256mm)が33%を占めており，縄文人は20～40cmの大きさの礫を選んで採取したものと思われる。また，全体の約10%は50～90cmの，より巨大なものも特に選んで採取している。

(2) 礫の形状について：礫の円磨度の検討から，採取した礫のうち，角礫が49%，亜角礫が30%を占めることから，これらの岩石は，その岩石を構成する岩体の露頭のすぐ近くで，岩体の一部が崩落した岩石を採取したものと思われる。また，礫の形状では柱状のものが全体の51%を占めることから，採取した岩石を構成する岩体は柱状節理を呈する産状であることが推定される。

(3) 礫の岩種について：採取した岩石のうち，輝石安山岩が全体の86%，ゼノリスを含むデイサイトが8%を占めることから，輝石安山岩及びデイサイトで構成される岩体からほとんどの礫を採取したものと思われる。この他，流紋岩や珪化岩等，岩相や岩質が異なる岩石も本環状列石を構成する礫に含まれていることから，礫を採取した地点は，少なくとも3カ所以上の複数箇所から礫を採取したものと思われる。

(4) 礫の由来について：余市西崎山環状列石を構成する213個の岩石のほとんどともいえる94%が約8kmも離れた余市シリパ岬(輝石安山岩及びデイサイトを産する)から運搬された可能性がある。次いで4%が約5km離れた余市モイレ岬(流紋岩を産する)から運搬されたい。さらに，2%が小樽赤岩海岸(珪化岩を産する)から運搬されたい。最も本遺跡に近い小樽忍路海岸(玄武岩を産する)からは1%

未満の岩石しか運搬されていないか、全くここからは岩石を運搬していない可能性がある。

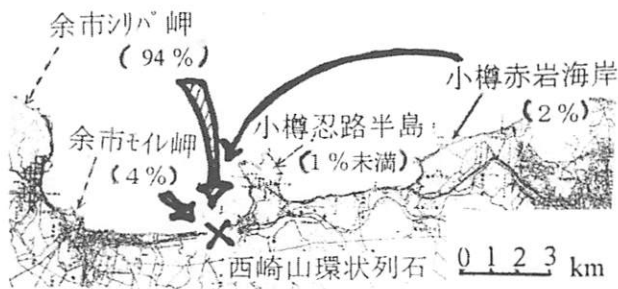


図22 西崎山環状列石を構成する岩石の供給源の推定

6. 今後の研究課題

西崎山環状列石を構成するほとんどの岩石は、余市シリパ岬から運搬された可能性があることが判明したが、縄文人が、なぜ余市シリパ岬の岩石にこだわって、あえて、約8 kmも離れたこの岬からわ

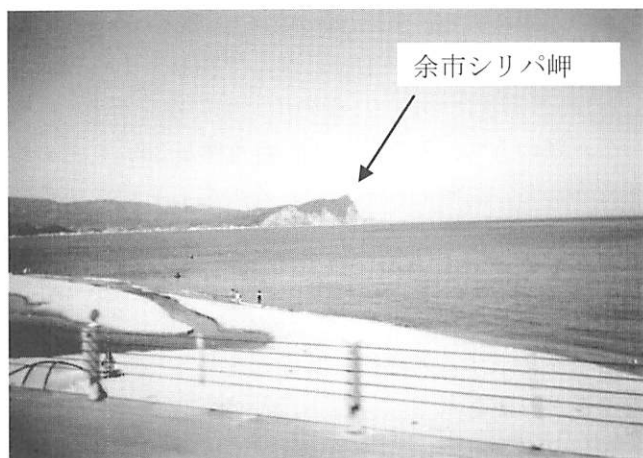


図23 西崎山環状列石の岩石のほとんどを運搬してきたと推定される余市シリパ岬

ざわざ苦勞して岩石を運搬したのか、とても興味ある課題であるが現在のところ謎である。

なお、西崎山環状列石の周辺には、さらにいくつかの環状列石が分布している。

これらの環状列石についても、その構成する岩石について検討してさらにデータを増やし、それらのデータを総合的に比較検討するとどんなことがいえるのかについて追究してみたい。

7. 謝辞

本研究をすすめるにあたって、余市町教育委員会の乾芳宏氏及び浅野敏昭氏には、本遺跡への立ち入り調査の許可をいただいた上、調査のために多大なご協力を賜った。また、本環状列石等、余市の遺跡について有益なご教示をいただいた。ここに記して深く感謝する次第である。

【附記】本研究は、平成20年度北海道高等学校文化連盟・第47回全道高等学校理科研究発表大会において発表し、地学部門で「総合賞」を受賞した他、第52回日本学生科学賞・北海道審査において「読売新聞社賞」、全国審査で「入選3等賞」を受賞した。

2008年10月10日付北海道新聞紙上でも「西崎山環状列石の石はシリパから」、また同年10月18日付同紙に「余市・列石研究の札幌稲北高 高文連理科研の全国大会に出場」と報道された。

【参考文献】

- ・猪木幸男・垣見俊弘(1954) : 5万分の1地質図幅・同説明書「小樽西部」 北海道開発庁
- ・駒井和愛(1959) : 「音江—北海道環状列石の研究—」 慶友社
- ・松田義章(1991) : 小樽市西部、蘭島遺跡群周辺地域の地形・地質および砂丘発達史「蘭島餅屋沢遺跡」p 9-53 小樽市教育委員会
- ・Matsuda, Y., and Yamagishi, H., (1997) : The K-Ar dating of the volcanic rocks from the Otaru City area and the significance. Report of the Geological Survey of Hokkaido. No. 68 p103-111
- ・砕屑性堆積物研究会(1983) : 「堆積物の研究法」 地学双書24 地学団体研究会
- ・Yamagishi, H., and Matsuda, Y., (1991) : The Neogene submarine felsic rocks at Yoichi Beach, Shakotan Peninsula, Hokkaido, Japan. Journal of the Geological Society of Japan. Vol. 97 p269-277
- ・山岸宏光・松田義章・嵯峨山 積・濱田誠一・秋田藤夫・広田知保(1997) : 「小樽市の地質環境」北海道立地下資源調査所

平成 20 年度博物館活動報告

1. 運営

(1) 組織

余市水産博物館（余市町教育委員会 社会教育課）

（平成 21 年 1 月 31 日現在）

教育長	武藤 寿		
社会教育課長	永井 克憲	学芸員	浅野 敏昭
社会教育課主幹	松井 正光	社会教育係長	
水産博物館館長 社会教育課主幹 (社会教育主事)	乾 芳宏	学芸員	小川 康和
		嘱託職員	山下 明子
		嘱託職員	山田 稔
		臨時職員	玉川 義美

文化財専門委員（5名）

文化財関係施設管理運営委員（7名）

委員長	本郷 保寛	委員長	川端 有
副委員長	梶 政泰	副委員長	田村 政司
委員	林 彭	委員	野島 照之
委員	見野 久幸	委員	瀧澤 義三
委員	澤野 宗一	委員	竹内 昌俊
任 期（平成 19 年 12 月 1 日～同 21 年 11 月 30 日）		委員	近藤 芳二
		委員	野中 伸隆
		任 期（平成 20 年 4 月 1 日～同 22 年 3 月 31 日）	

(2) 平成 20 年度の主な活動状況

4 月 18 日	文化財ボランティア説明員研修会	7 月 11 日	余市歴史探訪講座（～12 日） (浅野)
4 月 25 日	沢町小学校出前授業 「縄文式土器の見分け方」(乾)	7 月 14 日	文化庁調査官来町
5 月 9 日	余市町文化財施設管理運営委員会 余市町文化財専門委員会（於 公民館）	7 月 27 日	若手写真家スライド上映会「ON THE MOVE-写真 の種をまく-」（於 フゴッペ洞窟）
5 月 18 日	大川第 4 区会「海山川の記憶」映写会 （於 三吉神社）(浅野)	8 月 1 日	栄町 7 遺跡発掘調査開始（～11 月 25 日、 整理作業は 11 月 1 日～翌年 3 月 20 日）
5 月 19 日	文化庁調査官 運上家・福原漁場視察	8 月 2 日	ソーラン祭共催文化財施設無料公開（～3 日） " 開催式（於 福原漁場）
6 月 3 日	北海道大学建築学科 福原漁場見学	8 月 12 日	小樽地図研究会フィールドワーク案内 (浅野)
6 月 29 日	北海道教育大学 資料調査	8 月 13 日	札幌稲北高校 栄町 7 遺跡発掘体験 (小川)

8月19日	北海道文教大学より学芸員実習受入れ (～26日)	11月6日	白寿会研修講座「余市町の文化財・発掘・遺跡について」(於 町老人福祉センター) (乾)
8月11日 9月18日	神恵内村にて袋澗資料調査 (浅野)	11月16日	韓国釜山 KBS テレビ取材・撮影 (於 福原漁場)
9月19日	文化庁調査官水産博物館・栄町7発掘・フゴッペ洞窟・西崎山環状列石視察	11月25日	北海学園大学 擦文土器等実測
10月5日	STVテレビ「1×8いこうよ」取材・撮影 (於 福原漁場)	11月28日	旭中学校出前授業 「縄文時代の道具について」 (乾)
10月7日 ほか	小樽観光大学講座「おたる案内人」講師 全6回 (浅野)	12月4日	秋田県立博物館・北海道大学 茂入神社獅子頭・林家文書調査
10月11日	北海道地方史研究会 林家文書整理作業 (～12日)(於 博物館・中央公民館)	12月6日	科研 岩面刻画調査 台湾 (～10日) (乾)
10月11日	中国黒竜江省文化庁研究者 フゴッペ洞窟 視察	12月11日	寿大学 講座「栄町7遺跡発掘調査について」 (於 中央公民館) (小川)
10月23日	北海道博物館協会 ミュージアムマネージメント出席 (於 苫前町) (浅野)	1月10日	科研 岩面刻画調査 鹿児島県徳之島 (～14日) (浅野)
10月30日	旧水産会館外壁レリーフ取り外し・回収 (浅野・山田・玉川)	1月14日	女性学級 講座「栄町7遺跡発掘調査について」 (於 中央公民館) (小川)

(3) 文化財施設利用状況

平成 20 年度文化財施設見学者数 (別表参照)

2. 教育普及活動

(1) 展示活動

- ・平成 20 年度フゴッペ洞窟 ミニ企画展『フゴッペを守った男たち』
期間：平成 20 年 4 月 25 日 (金) ～平成 20 年 6 月 1 日 (日)
展示資料：写真 (昭和 26 年当時の調査風景ほか)、調査成果を記したノート、実測図ほか

(2) 教育活動

- ・出前授業
4月25日 出前授業「縄文式土器の見分け方」
「当時の人々の生活の様子」 余市町立沢町小学校6年生 (乾)
11月21日 出前授業「沢町地区の今と昔」
「シリバ山について」 余市町立沢町小学校3年生 (浅野)
1月21日 出前授業「縄文時代の道具について」 余市町立旭中学校1年生 (乾)

(3) 学芸員の館外活動

講師の派遣依頼等を受け、館所蔵資料を使用し町内外での報告会等に参加活動した。

月 日	活 動 内 容	活 動 場 所	担 当 者
10月7日	小樽観光大学 講座「おたる案内人1級講座」講師	小樽商科大学講義室	浅野学芸員

10月19日	小樽観光大学 講座「おたる案内人2級講座」講師	小樽商科大学講義室	浅野学芸員
10月26日	小樽観光大学 講座「おたる案内人2級講座」講師	小樽商科大学講義室	浅野学芸員
11月6日	講座「余市町の文化財・発掘・遺跡等について」講師	余市町老人福祉センター	乾館長
11月20日	講座「余市町の歴史と文化財について」講師	大川第八会館	浅野学芸員
12月11日	寿大学 講座「栄町7遺跡発掘調査について」講師	余市町中央公民館	小川学芸員
1月14日	女性学級 講座「栄町7遺跡発掘調査について」講師	余市町中央公民館	小川学芸員
2月24日	小樽観光大学 講座「おたる案内人1級講座」講師	小樽商科大学講義室	浅野学芸員
3月8日	小樽観光大学 講座「おたる案内人2級講座」講師	小樽商科大学講義室	浅野学芸員
3月15日	小樽観光大学 講座「おたる案内人2級講座」講師	小樽商科大学講義室	浅野学芸員

3. 資料収集活動

平成 21 年 1 月 31 日までの受入資料は文書資料 25 点、水産資料 9 点、記録資料 318 点、商業資料 3 点、書籍資料 22 点、信仰資料 4 点、生活資料 124 点、美術資料 21 点の計 526 点であった。

4. 調査研究活動

(1) 栄町7遺跡発掘調査 担当：乾 芳宏，小川康和

道々栄町温泉線改良工事に伴う緊急調査である。遺跡は大川砂丘東端の縁辺部から畚部川により形成された低湿地帯に跨り、土坑 3 基が検出されたのに加え、縄文時代晩期前半～後半のものを主体に 22,534 点の遺物が確認された。そのなかで注目されるのは、小型の板状土偶の出土である。

(2) アイヌ民具調査 担当：乾 芳宏

当博物館に収蔵されているアイヌ民具の整理、写真撮影、計測などについて道立アイヌ民族文化研究センターの協力を得て実施した。

(3) 文書調査 担当：浅野敏昭

明治以降の町内漁家の漁場経営に関わる文書資料（川内家，奥寺家）の調査、積丹半島各地の鯨漁に関する資料調査を行ない、整理を行なっている。

(4) フゴッペ洞窟保存調査 担当：浅野敏昭，小川康和

平成 15 年度までのフゴッペ洞窟保存調査事業期間中に行なっていた内部壁面の定点撮影、浸透水の Ph 測定などを継続して行なっている。

(5) 袋澗資料調査 担当：浅野敏昭

神恵内村にて昭和初期の袋澗建造に関わる資料の調査、現存する袋澗の現地調査および聞き取りなどを行なった。

<別表>

平成19年度文化財関係施設入場者数

(下段の数字は平成18年度)

施設名	フゴッペ洞窟	旧下ヨイチ運上家	余市水産博物館	旧余市福原漁場	総計
4月	1,071 847	283 180	104 99	167 119	1,625 1,245
5月	1,620 1,870	394 462	163 234	278 387	2,455 2,953
6月	1,523 1,225	526 524	426 342	570 691	3,045 2,782
7月	2,164 2,185	1,020 982	522 503	1,025 968	4,731 4,638
8月	2,416 2,146	585 687	448 208	538 600	3,987 3,641
9月	2,012 1,939	497 767	323 356	565 470	3,397 3,532
10月	1,282 1,343	566 447	354 455	467 612	2,669 2,857
11月	427 520	89 109	209 120	163 111	888 860
12月	169 127	52 30	36 13	41 42	298 212
1月	- 126	- 24	- 15	- 20	- 185
2月	- 174	- 24	- 26	- 33	- 257
3月	- 276	- 67	- 70	- 70	- 483
計	12,684 12,778	4,012 4,303	2,585 2,441	3,814 4,123	23,095 23,645

平成20年度文化財関係施設入場者数

施設名	フゴッペ洞窟	旧下ヨイチ運上家	余市水産博物館	旧余市福原漁場	総計
4月	626	150	76	139	991
5月	1,404	397	217	380	2,398
6月	1,176	463	177	658	2,474
7月	1,457	627	200	447	2,731
8月	2,532	877	666	1,232	5,307
9月	1,365	579	360	536	2,840
10月	1,220	626	238	650	2,734
11月	493	162	139	190	984
12月	83	24	60	20	187
1～3月	冬 期 閉 館				
計	10,356	3,905	2,133	4,252	20,646

付 不納とのみ申居候てハ不相濟次第二付 嚴密申付精々心配為致居候間

橘次郎義は是迄迎も夫々之刻限を後レ如何様之御沙汰相成候共 不苦旨申立

置 今更一言之申披無之次第二付 此上貴庁嚴密御取調可相成筈之処 左候

ては却て上納方遅延相成 殊ニ当郡詰合ニおゐても甚々本意ならず 就てハ

是迄之刻限遅延相成候義は皆上納之上至当之御沙汰相伺御所置可有之候得は

此上屹度刻限等ハ申上兼候得は 如何様ニも嚴重取調皆上納為整候儀專一と

被存間 何卒右上納方 再ヒ御詮議相成 於当郡ハ当月中ニ急度上納為致度

一同心配致居候間 右等御勘考之上可然御伺有之度 最も過日は從当方老人

出庁之上御所置可伺段申進置候得は 前条之次第二付暫時見合居候間 此段

至急御回答有之度御依頼候也

未 十一月十四日

余市詰 ㊦

札幌 庶務掛

金穀掛 御中

追て上納金之儀は一兩日中ニ取調出来候丈ケ差進可申候間御承知有之度候也

100 (十一月廿二日至ル)

本月九日附御書致披見候所 掘割其外伺書御差越候之趣ニは有之候得共 御

封隊出し相成候哉 未夕到来無之候間 序便御差越有之度 此段幸便を以申

進候也

未 十一月十七日

与市詰

札幌

庶務掛 御中

101

本月十七日附御書状当廿三日相達致披見候 然は掘割之義ニ付御問合一件

則御檢印済写 再心差進候間 御落手否ニてハ承知 其首尾御取計可有之候

此段及御報候也

辛未 十一月廿五日

札幌 庶務掛

東村少主典殿

102 (未十二月十四日至ル)

以書状致啓上候 然は郡民貸附金別紙之通願出候間 則願書ニ通差進候

一 当郡詰寺沢兵衛并小黒嘉右衛門革姓願書届書共三通差進候 右之段得御

意度如斯候也

未 十二月十日

与市詰 ㊦

庶務掛 御中

103

乍恐以書附御届奉申上候

小黒嘉右衛門事

徳光 喜多藏

私義 今般書面之通復氏改名仕候間 此段御届奉申上候 以上

未 十二月

名主 徳光 喜多藏 ㊦

余市郡

御出張所

95 (十一月九日至ル)

以書狀致啓達候 然は仮病院并官舎取建之伺書御檢印済迄通御差越相成云々
御申越之趣細々致承知候 右之外掘割致候義二付伺書差出置候間 是又序便
御差越し有之度被存候

一 当郡より岩内郡境迄里程取調可差出旨申越有之 則別紙迄通差進候 御
落握可然御取計有之度 最其他共猶細詳可取調旨御申越有之候得共 忍路古
平両郡之義は先般差出候調より外別段細詳可取調廉も無之 殊二唯今雪中故
都て難取調候間 最前差出置候内 不分明之廉等は有之候得は取調可申候
右彼是得御意度如此候也

未 十一月五日

与市詰 ㊦

庶務掛 御中

追て当正月より十一月迄郡中死去之者取調書永全寺外両寺より差出候間差
進候也

96 (十一月十二日至ル)

以書狀致啓上候 然は当郡繼立人馬賃金錢倍方之義二付伺書式通差進候条可
然御取計有之度 右得御意候也

未 十一月十日

与市詰

庶務掛 御中

97 (十一月十二日御檢印)

・判官

庶務掛 ㊦ ㊦

人馬賃錢之義ハ駅通規則も有之義二付 難被及御詮議筋二可有之奉伺候也

未 十一月十二日

伺之趣難被及御詮議候事

98 判官

与市詰 ㊦

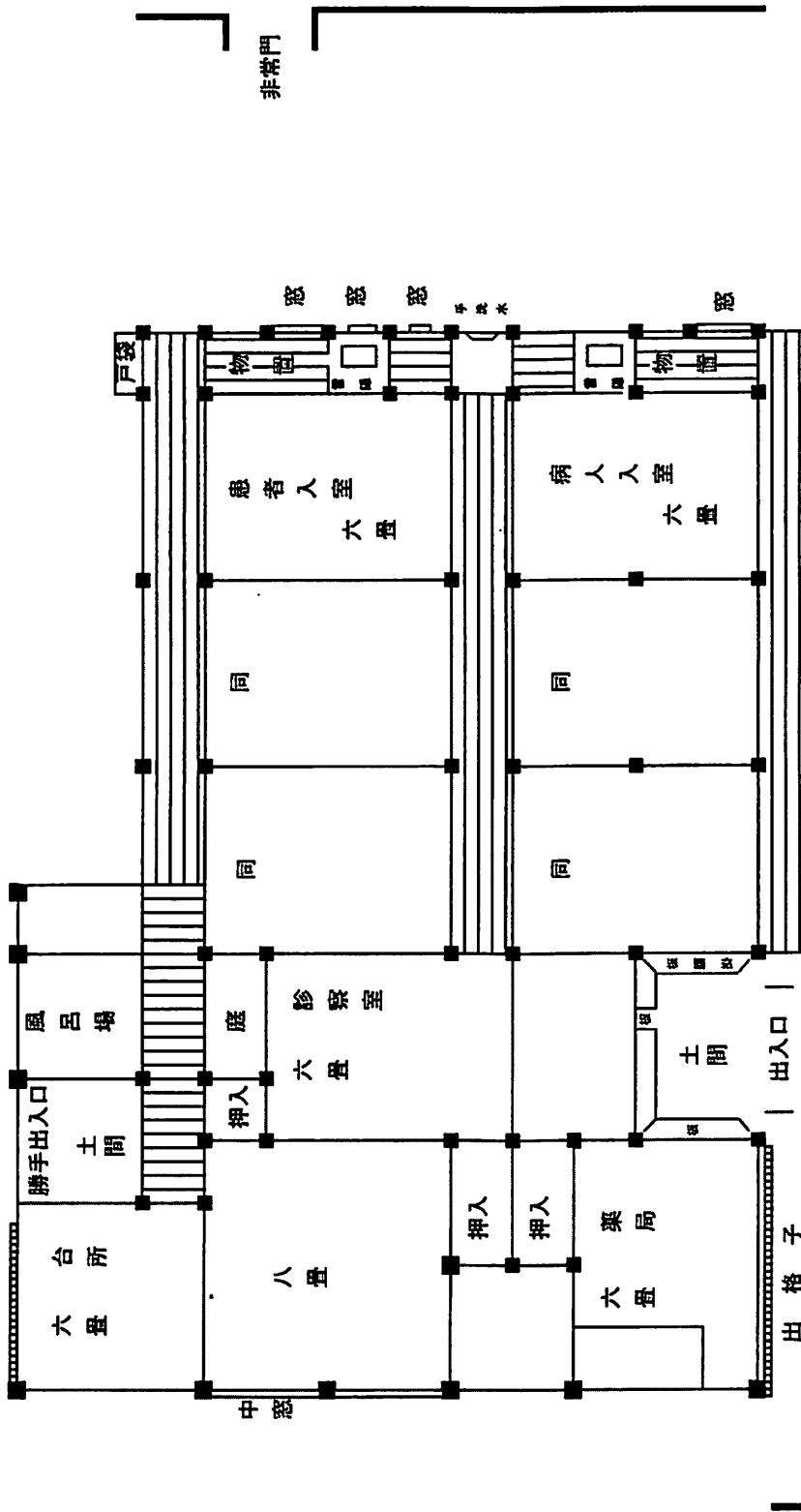
北海道中是迄其土地道路之平地險惡 依而里数延縮等有之 且險惡之場所ハ
人馬賃錢等四割或は五割倍ヲ以払来候処 当夏一般平地險阻之無論 更二三
十六丁を以老里と定 其後人馬賃錢等平地險惡之無差別総て御定賃錢ニて相
払繼立居候得共 当郡之義ハ西岩内郡迄拾貳里二十壹丁余ニて 三冬中ハ人
足共往復五七日も相掛 古平郡迄五里拾丁余ニて両郡何れも極めて險惡之山
道故 両郡繼立之人馬勞苦不斜 郡民甚難渋之趣ニ付 右両郡繼立之義ハ人
馬御定賃錢江向後四割之倍方相成候様仕度奉存候 可然御詮議有之度 此段
奉伺候也

未 十一月

99 (十一月十六日至ル)

当郡御收稅御払代金山谷橋次郎上納方之義ニ付 既ニ過日申進候通当月十日
迄之刻限有之候処 同人帰郡無之ニ付 甚不届之至有之深心配致シ不取敢其
段申進置候処 其後昨十三日之夕橋次郎より飛脚を以金千兩上納相成 同人
義は彼之地ニ於て病氣之趣ニて 又候不凶刻限を後レ実以恐入候得共 殘金
不日皆納致すべく旨申越候由ニて 留守宅其外より歎願申出候得共 当郡お
ゐてハ是迄迎も夫々刻限有之候得共 今日迄遅延ニ及候上ハ揚ケて難取次段
為申聞候間 御地江願出候哉も難計 且ハ当郡於詰合も深く心配致し候義ニ

余市郡仮病院



病院之義仕様積可被差出 古家御松之上付属長屋取建之義ハ 御入用見込取調之上尚可被伺出候事 金穀掛 ㊟

89

今般余市郡江医生老人詰合可相成 就てハ是迄病院并役宅等も無之 且当時詰合官員四人之処 官舎三軒ニて壹棟先般家買上候得共 右は策外往来端ニて不都合之場合も有之候間 右買上直段を以売払 来春附属長家式軒続壹棟取建申度 最仕様積書等ハ追てさし出可申候得共 兼て申上置候 且仮病院等ハ是非無之てハ不都合ニ付当病院江相談候処 別紙之通仮病院并役宅絵図面差出候間右ニて仕様積書差出可然哉 此段相伺候也

未 十月十四日

余市詰 東村 少主典 花押

90

余市郡仮病院

(図の概略は、次ページ)

91

別紙御伺書御詮議済老綴差遣申候 兼々申遣置候得共扣御差出遅々に付甚々差支申候 已来扣急度差出可有之候也

十月廿五日

庶務掛

東村 少主典殿

92

(辛未十月廿九日至ル)

以書状致啓上候 然は過日拙者出庁之節差出置候伺書 儘ニ御検印済相成居候間 序便御廻し有之度 此段申進置候也

未 十月廿五日

与市詰 ㊟

札幌

庶務掛 御中

副啓 金穀掛行壹封并刑法懸行壹封平井浪治行壹通 右乍御手数御送届有之度候也

93

本月五日附同九日相達披見致し候処 是迄米願受代小樽相場ヲ以上納致来候処 今般月給御渡之上は御仕入元代金ヲ以上納致度旨御問合之趣 右は札幌表ニては小樽時相場ヲ以願受致し候義ニ有之候間 其郡も同様御所分可被成候 此段御答および候也

未 十一月九日

庶務掛

余市詰 御中

94

(十一月九日至ル)

是迄官員願受米価上納方之義は 小樽相場を以上納致来候所 今般月給御渡之上は官員願請米価上納方は仕入元代金を以上納致し可然哉 此段及御相談候也

未 十一月五日

余市詰 ㊟

庶務掛 御中

金穀掛 御中

双方石垣築立

古道よりは四拾間程 近道ニ相成申候

右仕様

人歩 三百貳拾八人九分 但

岩切抜平均 壺丈三尺
高サ 壺丈三尺
中 壺丈三尺
長サ 貳丈三尺
此坪数 尺四方三百貳拾八坪九分
切抜壺坪 二付 壺人分

人歩 四拾九人 但

坂通双方野面石垣
築立坪数 貳拾四坪半
壺坪 二付 壺人分

人歩 百五拾人 但

坂惣長 貳拾九間
門四間 石切通之処引
全ノ 貳拾五間 砂利
石土盛立 此坪 数五拾坪
平均壺坪 壺人半分

惣人歩 五百貳拾七人九分 但 壺人賃金 壺分貳朱

此賃金 百九拾七両三分永貳百貳文五分

玄米 五石貳斗七升九合 但

人歩 五百貳拾七人九分
喰料 壺人 玄米 壺升
直段 壺石二付 六両替

代金 三拾壺両貳分永百七拾四文

合金 貳百貳拾九両貳分永百貳拾六文五分

右は余市本陣脇北浜通り波高之節岩岸迄波打揚 道路相塞通行難渋之儀度々
有之候ニ付 西北之方少々凹之巖壁切割試候処 左程堅石ニも無之候間 為
御冥加自分以入用新道切開出来仕候 右仕様御尋ニ付 此段奉申上候 以上

未 九月

余市郡 御本陣守

88

御尋ニ付奉申上候

一 余市郡山臼村谷地悪水抜切通 但

谷地より海迄
長 四十壺間 巾 貳間
深サ 平均八尺

此坪数六尺四方 百九坪三分

外ニ双方橋詰石垣八坪

右人用

一金 百六十四両三分

石場掘割方人歩 五百四十六人五分
壺坪二付 五人分
壺日壺人 金壺分貳朱

一金 四十七両三分

右飯米五石四斗六升
壺石直段金八両三分永十九文壺分

一金 六両也

橋詰双方野面
石垣八坪
但壺坪二付 三分渡

合金 貳百十八両三分永十文六分 (ママ)

右当春三月中余市永住山谷橋次郎付永住小島文四郎兩人ニて切通仕候 其節
私義は余市郡本陣守代ニて存罷有候 依之御尋ニ付奉書上候 已上

未年十月十四日

御本陣守

東村 少主典様

石黒 朴太郎 ㊞

89 (十月廿二日御検印)

判官

庶務掛 ㊞㊞㊞

山谷 橋次郎 ㊞

金 千五拾兩也

巳年白老郡野口又蔵貸
証文有一関藩江振二相成

金 百五拾兩也

巳年箱館宮越由五郎貸
証文有

金 三百拾壹兩二分

午年勇仏郡会所
植田甚蔵江塩貸付賃

金 五千貳百貳拾六兩貳分永七拾貳文五分

右之通全ク引方并貸方ニ御座候 尤証書は与市郡江差置 只今持參無之候

右御尋ニ付奉申上候 以上

未 十月

於札幌

余市郡

山谷 橘次郎 印

余市郡

御開拓 御出張所

85 十月十二日御検印

判官

権監事

庶務掛印印印
金穀掛印

書面山谷橘次郎外壹人 貴地堀割并往来筋蔵窟石切通し自力ヲ以就成いたし
奇特之義ニハ候得共 入費為取調候処 別紙之通合金貳申貳十九兩貳分
成
四百四十八兩壹分永百三十七文壹分 相掛候趣 元來何れも官費ヲ以御開
相成当然之場所柄ニ付御入費ニ相立可然哉奉伺候也

辛未 十月

86

判官

権監事

余市詰 印

本陣守 山谷 橘次郎

永住 小島 文四郎

右之者当春余市郡山白村谷地水抜堀割等自力普請仕 奇特之至ニ付左ニ申上
候

余市郡山白村之義ハ從來谷地ニテ毎年春雪解之節大沼同様洪水致し 人民住
居も無之処書面兩人ニテ当三月中山白村字しりばと申処 長五拾間幅式間深
壹丈之堀割水抜自力普請致度旨願出ニ付申付置候処 其後出来相成 当時水
難之憂も無之追々同所江永住家作致度旨願人も多分有之候 最右堀割之義は
兩人冥加として致候段申立候得共 右は数日之間多人歩相懸り出来仕候間
前兩人江相心御褒美被下置候ハ、民心御趣意感激仕 猶亦御為筋を計者も可
有之奉存候 且山谷橘次郎義は其後当八月中本陣脇岩坂等切通し仕候 是又
冥加として自分ニ普請致し候得共 右は是迄波高之節本陣脇海辺人馬往復を
塞候義は毎時有之候趣ニ付 右切通し入用等は官より御下金ニ相成可然様奉
存候間其節入用相尋候処 別紙之通相懸候趣申出候 右は御入用ニ相立下渡
申度奉存候 此段書付ヲ以申上候也

辛未 九月

87

乍恐御尋ニ付奉申上候

一 岩切割坂壹ヶ所

但 長貳拾九間 巾貳間

佐野専左衛門店勤弁天町岩間忠藏方迄差向 以船便為差登候処 直段下落二付格別損毛二相成可申間 売捌方見合罷有候趣 報知有之候処 九月中可奉
上納様度々 嚴敷御仰聞有之候二付 上納延引二相成候ては恐入候次第 早速
売捌可申様九月中兩度飛脚差立度候得共 是迄帰郡無之延引仕候 不束之段
深ク奉恐入候 依之右之者共帰郡次第上納可仕は勿論之儀 右飛脚当着無之
候てハ此度尚又飛脚差立候 外別紙之通取引之廉ハ有之候二付 今般伐木願
上候得共 私儀右蒙御免当処より直様出立 往返式拾五日之以日限出函仕
金子取立之上來十一月十日迄二急度上納可仕候 万一間違等有之候ハは如何
様之御沙汰被仰付候共聊申分無御座候 依之奉願上候も重々恐多奉存候得共
右期限迄御猶予奉願上度奉存候 何卒格別之以御憐愍前願之趣御聞届被下置
度 此段以書附奉歎願候 以上

未 十月

於札幌

余市本陣守

山谷 橋次郎 ㊦

余市郡

御開拓 御出張所

83

乍恐以書附奉願上候

一 緋ノ粕 千石目

代金 四千貳百五拾兩

一 筒緋 五百五拾石目

代金 貳千貳拾七兩貳分

永三拾六文五分

但 箱館大町佐野専左衛門店岩間忠藏

迄 差向 長久丸仁兵衛 惠久丸

五三郎 広惠丸吉右衛門 右三艘

にて積送候荷物

直段余市立相場

合金 六千貳百七拾七兩貳分永三拾六文五分
内金 三千五百兩 請取
前書之通御收稅荷物積送内金請取置候処 当時直段下落二付過分之損毛相見
得申候 就ては上納金相滞候ては 恐入候次第二付 内金借用之分古主之間
柄ヲ以明年迄猶予相談御荷物代金皆上納仕度旨 佐野専左衛門方江過日以手
代願合仕置候間 奉願上候も恐多奉存候得共 別紙歎願書之通御聞届被下置
度奉願上候 以上

未 十月

余市本陣守

山谷 橋次郎 ㊦

余市郡

御開拓 御出張所

84

乍恐以書附奉申上候

金 七百三拾七兩壹分

永三拾六文

金 貳千七百七拾七兩貳分

永三拾六文五分

金 貳百兩也

於与市
筒緋貳百石目
罫二相成哉分

右は箱館岩間忠藏より
御荷物代之内請取可申分

与市小黒嘉右衛門
小樽富永増右衛門より
右同断

外二

以書狀致啓上候 然は当未年御收税高并代金取調至急可差出旨承知いたし候
則取調書老通差進候条御落手有之度奉存候 右之段得御意度如斯候也

未 九月三日

与市詰 ㊦

札幌 庶務掛 御中

追て菊地金之助次子病死届書老通差進候也

78 (九月十日御検印)

判官

庶務掛

御届書

私 次男事病氣ニ付薬用介抱仕候得共 養生不相叶昨夜九ツ時病死仕候 依
之御届申上候 以上

辛未 八月廿三日

余市附属

菊地 金之助 ㊦

79 (判官)

権監事

未 九月十六日到ル

以書狀致啓上候 然は

一 檢使一件書類 式綴

一 郡民倉米其他調書 老通

右差進候条 御落掌之上可然御取計有之度 此段得御意候也

未 九月十四日

与市詰 ㊦

札幌 庶務掛 御中

追て石狩詰行書狀老封并金穀掛宛書狀老通 刑法懸行老封 御届有之度

80 (未十月十四日御検印)

判官

庶務掛 ㊦㊦㊦

金穀懸 ㊦

与市郡当未年御收税荷物売捌方 同郡山谷橋次郎江申付候処 別紙之通代備
延納方歎願申出 詰合於て篤卜取調候処 無相違相聞候趣不都合之次第二ハ
候得共 不得止情実ニ付御聞届相成可然哉奉伺候也

辛未 十月

81

与市郡当未年御收税御払残荷物有之 右は本年一般入船不足ニ付 別囲荷物
ニも相成候ては鼠喰其外減石不少御損失可相成と深く心配致し 右残荷物八
月中御收税売捌 山谷橋次郎江売払代金九月中上納可致筈之処 刻限後未タ
上納不致 夫が為御勘定差支 於詰合も不行届ニ付度々厳敷上納方申付候得
共 唯今上納何分ニも出来兼候趣を以 別紙之通願出候ニ付猶亦深く相糺候
処 是迄延引致候義は甚不都合之次第二ハ御座候得共 別紙歎願書之次第二
有之候間 可然御詮議有之度 此段奉伺候也

未 十月十三日

与市詰

東邸 少主典 ㊦

82

乍恐以書附奉歎願候

当未正月余市郡御收納税荷取捌方被仰付候間 於当所売払可奉即納処 隣場
共一円入船不足ニて買仁相進ミ不申 無規御荷物代金九月下旬迄ニ上納可仕
筈ニて願受仕候得共 尔今式百石余圍荷と相成 積出候分は以運賃箱館大町

相成候得共 御収税分之品代金ニ付 右は御收納会所臨時備金ニいたし度候
間承知有之度 最伺濟ニ無之て不都合ニ候得ハ其御掛より御申立有之度 此
段及御問合候也

未 七月

金穀掛 御中

与市詰 東邸 少主典 ㊟

75

引上ケ鯉調書

覚

サシ 中身かキ

一 百人拾五束 壹束ニ付 壹貫二百五拾匁平均

此目形 貳百四拾九貫七百五拾匁

貳貫匁詰直し

此束 百貳拾四束八分八厘

直段壹束 永百八十三文八分

代金 貳拾貳兩三分永貳百五文三分

一 身欠三万七千本

貳四入建数 拾五本ト拾包

直段 金壹兩也

代金 拾五兩壹分永百六十五文

一 三拾束八連 壹束壹貫七百匁平均

此目形 五拾貳貫二百六拾匁

貳貫匁詰直し

此束 貳拾六束貳分

直段壹束 永百六拾五文四分

代金 四兩壹分永八拾三文四分

合金 四拾貳兩貳分永貳百三文七分

右之通

未 七月

与市詰 ㊟

76 (未八月十九日至ル)

以書状致啓上候 然は行倒死人有之檢使一件書類之内 取落し失念之廉有之

御差戻し相成候ニ付 取揃右一件書類一円差進候

一 先般沢町入口橋積書差出候処 御入費相高候趣ニて御差戻し相成 此度

積り直し差進候 尤右橋之義は従前欄干付ニ有之候間可相成は従前之通欄干

付にいたし度被存候 御申立有之度

一 当郡沢町飯牟町番家積書 先般御精算ニて御差越し相成候処 当方精算

いたし候得は少數違算之廉も有之候ニ付 為念壹通差進置候

右差進候条御落筆之上可然御取計有之度 此段得御意候也

未 八月十八日

与市詰 ㊟

札幌 庶務掛 御中

別紙伺書御附紙之分御廻置およひ候也

八月廿二日

庶務掛

余市詰 御中

77 (九月四日至ル)

㊟

一錢 貳拾六貫四百文

大板附 貳寸釘 三千本

是は塀板并目防板 猿頭打附

但老本二付 八文八分

一錢 五拾六貫貳百五拾文

小板附 壹寸五分釘 七千本

是は作身板目廻り打渡

但老本二付 七文五分

一錢 三拾七貫八百文

鉛釘 四拾貳本

是は牢柱土台居附打留

但老本二付 九百文

一錢 六拾三貫文

障子 七枚

但老枚二付 九貫文

一錢 三拾貫文

疊 五丁

但老丁二付 六貫文

一錢 九百四貫五百文

大工手間 貳百老入

但老日老入 四貫五百文

一錢 貳百四拾貫文

地形平均支業 土方職人八十八人

但老日老入 三貫文

一錢 貳百拾貫百八拾八文

右大工土方 喰料

米貳石八斗壹升(ママ)

但直段三十四匁 老升二付七百四十八文

合錢 三千四百五拾貳貫貳百貳文

此金 貳百八拾七兩貳分永百八十三文五分

右は当郡沢町江御取建ニ可相成牢番家 前書絵図面之通地形高底平均御建方

之儀は 継手臍口手丈夫ニ相成釘打附等可成丈入念可申候 御普請御入用積り書面之通御座候 以上

未 八月

余市郡

御本陣守

山谷 橘次郎 ㊦

余市郡

御開拓 御出張所

前書之通図書差出候間奥書印形仕奉差上候 以上

名主 小黒 嘉右衛門 ㊦

73 (未八月四日御検印)

・判官

庶務懸 ㊦

権監事

金穀懸 ㊦

御收税品隠置候者御所置候儀 是迄御確定無御座候処 執計向不都合之趣相聞既ニ今度余市詰より別紙之通金穀掛江申出候ニ付 篤と評議仕候処向後方一心得違ニて隠置候者自然出来候ハ、現品税 一倍之税ニシテ 御取建相成候方 御取締相立可然哉 此段奉伺候也

八月三日

74

当春漁後掛緋改之節 郡民之内心得違之者有之 税品を隠し候処露頭いたし取調之上半方或は三分之一等取揚ケ巨細は別紙ニ認有之右品立直段ニて売払

一錢 六拾貫文

証 五十枚詰 貳百把

一錢 八拾八貫六百七拾文

尺式間角 貳本

是は平均老坪二付千枚ツ、

是は外門柱入用

但百枚二付 六百元

但老本二付 九貫二百三拾五文

一錢 百四貫七百五拾文(ママ)

檜 貳ツ割木 五坪

一錢 拾貳貫五百七拾四文

八寸角 貳ツ割 貳本

是は牢附之方江床下敷込二相用

是は八門傘木并冊江相用

但老坪二付 貳拾貫九百五拾文

但老本二付 六貫貳百八十七文

一錢 拾七貫七百貳拾文

長 老丈巾七寸 破風板 四枚

一錢 八拾貳貫五百文

五分板 貳拾貳坪

但老枚二付 四貫四百三拾文

是は塀板二相用

一錢 拾三貫貳百文

猿頭 数 三拾

一錢 七拾貳貫文

但老坪二付 三貫七百五十文

是は風返二相用之分

門扉 大貳枚 小老枚

但老ツ二付 四百四拾文

但大老枚二付三拾(貫)文

一錢 四拾三貫五百九拾六文

八分板 長式間 巾老尺 九枚

一錢 百貳拾貫文

小老枚二付拾貳貫文

是は破風風返雨蓋二相用

門扉并牢圍入り口坪ヒチ

但老枚二付 四貫八百四十四文

合坪 箱鉄 鉄物類代共

一錢 三拾貳貫八百三拾文

屋根石 四百 土台石 貳拾三

一錢 六貫四百八十文

五寸釘 百四十四本

但屋根石老ツ 七十文

是は屋根垂木片付二相用

土台石老ツ 貳百十文

但老本二付 四十五文

一錢 百四拾四貫四百八十文

六寸式間角 四拾二本

一錢 三貫九百六拾文

六寸釘 七拾貳本

塀柱扣木柱傘木共入用

是は牢天井板打附

但老本二付 三貫二百六十文

但老本二付 五十五文

一錢 貳拾貳貫三百四拾四文

貫木 式間 貳拾老枚

一錢 三拾貫八百八拾八文

忍鉄釘 七拾貳本

是は塀江三段二相通候分

是は牢中敷板綴付

但老枚二付 老貫六拾四文

但老本二付 四百貳十九文

天井板厚サ式寸目違取 敷板厚サ式寸目違取 根引木江忍ヒ釘ニテ綴附
 牢附之方式間式間半 此坪数五坪は猶式寸割木敷込 牢土台繼手栓留 鉛次
 込下夕繼手切釘ニテ綴附 覆家作身板延長六間半 落板厚サ壹寸五分板目違
 取 底は窓老間附 高サ壹尺五寸巾六尺 外廻り御門并扉附

右御入用

一錢 貳百七拾六貫二百四拾文

六寸 式間角 八拾貳本

是は牢柱 四十式本 土台拾四本

桁拾貳本梁拾貳本

但老本二付 三貫二百七十文

一錢 六拾四貫貳百四拾文(ママ)

七寸 式間角 拾四本

是は土台上下根引式本相用

但老本二付 四貫五百八十六文

一錢 六拾五貫五百五拾文(ママ)

五寸 式間角 貳拾八本

是は家柱十九本 便所柱老本

塚木 八本

但老本二付 貳貫二百四十文

一錢 四拾六貫八拾文(ママ)

垂木 長式間 四拾八本

是は屋根下夕老間二四本送り

ヒサシ同断格子寄共

但老本二付 九百六拾文

一錢 五拾三貫二百文(ママ)

貫 長式間 五拾枚

是は軒下夕間柱二四段 通風返六枚

一錢 貳百八貫七百九拾四文

但老枚二付 老貫六十七文
 式寸板 八坪半

一錢 貳百八貫七百九拾四文

是は牢天井并敷板水流し便所二相用

一錢 貳百八貫七百九拾四文

但老坪二付 式十四貫五百六十四文

一錢 百五拾九貫八百五拾貳文

老寸板 拾老坪

一錢 百五拾九貫八百五拾貳文

是は牢附之方作身板落板二相用

一錢 百八拾七貫五百文

但老坪二付 拾四貫五百三十式文

一錢 百八拾七貫五百文

五分板 五拾坪

一錢 百八拾七貫五百文

是は屋根板裏板小屋根ハ敷板并作身板
 目塞板二相用

一錢 百八拾七貫五百文

但老坪二付 三貫七百五拾文

一錢 百八拾七貫五百文

巾老尺 厚五寸物 四本

一錢 百八拾七貫五百文

是は平もの并間閑入用

一錢 百八拾七貫五百文

但老本二付八貫百三拾四文

一錢 百八拾七貫五百文

五寸 式寸割 拾本

一錢 百八拾七貫五百文

是は窓并間仕切敷居鴨居二相用

一錢 百八拾七貫五百文

但老本二付 老貫五百四十式文

一錢 百八拾七貫五百文

板戸 拾式間半戸 貳枚

一錢 百八拾七貫五百文

是は入口雨戸便所戸 窓戸共

一錢 百八拾七貫五百文

但本戸半戸老枚二付 六貫文ツ、

一錢 百八拾七貫五百文

割木舞 貳百貳拾枚

一錢 百八拾七貫五百文

是は屋根根柢押ひ二相用

一錢 百八拾七貫五百文

但老枚二付 五十三文

71

・判官
・権監事

庶務掛……
余市詰
金穀掛・

牢屋ケ所余市詰より積書指出候処 余り入費過等二付積替精算可差出旨御附
紙致 別紙積替金式百八拾七両式分永百八拾三文五分 篤と勘弁仕候処 不
相当ニも御座候趣 御取建相成候様仕度 可然哉 此段奉伺候也

未 八月九日

72

余市郡牢家御普請御入用積書

余市郡牢家御普請御入用積書

一 牢家老軒

此坪数拾坪半

但 梁間式間半 六尺
桁間四間 外差掛 三尺

屋根桁葺三寸勾配軒先式尺
破風風返附外板囲目防板打留

内

牢囲老ケ所

但

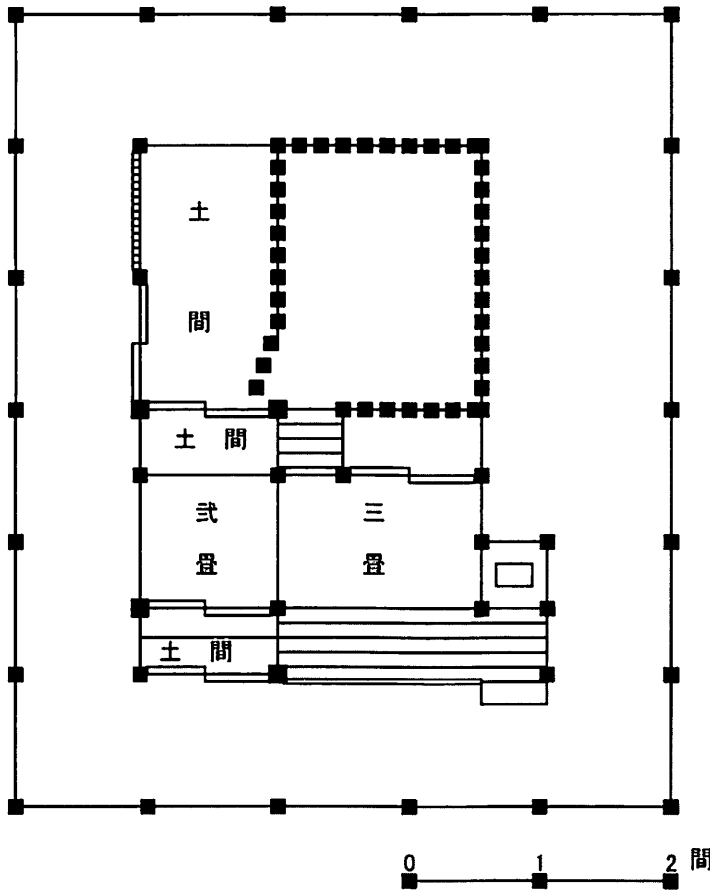
式間 九尺

此坪数三坪

外

板塀延長式拾老間 但 先窓付貫式段通
横板打附柱二尺置

御門 巾六尺扉式枚附
袖門 巾三尺同老枚附



但 牢囲式間九尺仕揚五寸角相用透間五寸明 高サ八尺 貫間式尺ツゝ三段
通柱式本置 条栓留牢入口高サ式尺五寸巾式尺開戸之内ニは水流し并便所附

67

七月廿二日附 其地行倒死人有之二付 別紙請書御差回し処 右前々仕来之
通其地詰検使出張云々申上書并検儀見分書口書とし有添御差越有之候 仍て
別紙を以返却ニおよひ候也

未 八月五日

余市詰 御中

札幌 庶務係

蒲団

十五才以上

三布 壹枚

四布 壹枚

十四才より四才迄

四布 壹枚

三才以下

不被下

桶

手桶 壹箇

三ツ組米研桶 壹組

一 扶持米

十五才以上 玄米五合

十四才より七才迄 〃 四合

六才以下 〃 三合

一 塩増料 壹人二付銀五分ツヽ

但三ヶ年限扶持米塩増料被下候 内第二ヶ年目之分代金三積り 初年二繰

上ケ本資金として相渡候事

右之通

70

別紙仮取建方御詮議済 差遣申候 御入掌可被成候也

八月十日

庶務掛

余市詰 御中

68

宗也より移替相成候其地住居留民共 御手当向別紙之通被下候間 御渡し方
御措置可有之候 右申進候也

未 八月八日

余市詰 御中 主典殿

庶務掛

69

宗也より移替留民御手当向

一 留家老棟

附 畳四枚 薄縁六枚

一 家具

鍋 貳枚

釜 壹枚

椀 四才以上 壹人前
三才以下 不被下

一 五拾八貫五百文

引木舞 貳間物 百八拾枚
是八屋根下ニ相用候分

壹枚ニ付 三百貳十五文

一 三拾六貫文

疊 六丁

壹枚ニ付 六貫文

貳拾貳貫五百文

障子 三枚

壹枚ニ付 七貫五百文

一 拾貳貫文

連子障子 貳枚

壹枚ニ付 六貫文

一 拾貳貫文

半蔀戸 四枚

壹枚ニ付 三貫文

一 九貫文

五寸釘 貳百本

是八屋根置木打付

壹本ニ付 四十五文

一 拾七貫六百文

大板附釘 貳千本

是八目塞板 敷板 猿頭等ニ相用

壹本ニ付 八文八分

一 三拾貫文

小板附釘 四千本

是八作身板其外内造作ニ相用

壹本ニ付 七文五分

一 四百五貫文

大工手間 九拾人工

壹坪ニ付 六人工

壹人壹日ニ付 四貫五百文

一 百九拾貫文(ママ)

地形盛方其外 四拾人分

壹人壹日ニ付 三貫文

一 九拾七貫貳百四拾文

右人数 百三拾人飯料

米壹石三斗

壹日壹人ニ付 壹升ツヽ 直段三十四匁

壹升ニ付 七百四十八文

合錢 千五百九拾壹貫百貳拾八文

此金 百三拾三兩貳分永九拾四文(ママ)

但兩替 十貳貫文

右字 モイレ村江 壹軒

// ハルト口江 壹軒

// 沢町江 貳軒

// 山臼谷地江 三軒

都合七軒分

惣金九百三拾四兩三分永百三拾八文(ママ)

右は当郡移任人江御渡可相成建家 前書絵図面之通地形高底平均御建方之儀

は 継目臍口等丈夫ニ出来可申候御普請仕様御入用積り書面之通御座候

以上

未 七月

山谷 橋次郎

御開拓

余市郡

御出張所

㊦

此御入用

- 一 百三拾四貫四百文
口六寸 長式間 四拾本
是八桁梁土台其外相用候分
老本二付 三貫三百六拾文
- 一 七拾貫貳拾文
口五寸 長式間楫角 三拾本
是八内外柱塚等二相用
老本二付 貳貫三百二十四文
- 一 拾七貫六百六拾八文
口老尺 巾五寸長式間半 込平物 貳本
是八梁二相用候分
老本二付 八貫八百二十四文
- 一 拾二貫文
口老尺 長式間〃五 平物式本
是は入口 間閑木等二相用
老本二付 八貫文
- 一 三拾八貫四百文
垂木 四十八本
是八屋根に老間二付四本送り
老本二付 八百文
- 一 六拾七貫五百五拾文
七分板 十三坪(ママ)
是八敷板二相用
老坪二付 四貫五百文
- 一 三拾六貫文
横木 数四十五枚
是八作身江四段二通其窓閑二相用
老本二付 八百文
- 一 百五拾貫文
五分板 四十間
- 一 拾五貫四百貳拾文
是八屋根廻り作身板等二相用
老本二付 三貫七百五十文
五寸 式ツ割物 拾本
是八敷居鴨居二相用
老本二付 老貫五百四十貳文
板戸 五枚
- 一 三拾貫文
是八入口押入等二相用
老枚二付六貫文
半透戸 老枚
- 一 九貫文
是八入口障子戸二相用
木舞 三百枚
- 一 拾五貫九百文
是八屋根柱押江二相用
老枚二付 五十三文
柱 三百把
此坪老万五千坪
百枚二付 六百文
- 一 九拾貫文
式間半 破風板四枚
老枚二付四貫四百三十文
猿頭 数三十四
老ツ二付 四百四十文
- 一 拾七貫七百貳拾文
屋根石 六百 土台石式十五
老ツ二付 七十文ツ、
土台石老ツ 貳百五十文ツ、
- 一 拾四貫九百六拾文
- 一 四拾八貫貳百五拾文

別紙移住民建家仕出書并銀山精査之云々御検印済相成候間差進申候也

未 八月四日

余市詰 御中

札幌 庶務懸

64 (八月三日御検印

印

印

余市詰 (印) (印)

当郡字ルへしべ山ニ銀山有之趣ニ付 出張之上黙檢致し候得共 何分工者之もの無之甲乙之義は確と難窮決ニ付見合として 同所之金石相添候 右にて御詮議之上 工者之もの志人検査として御使し相成候様仕度 其上金生宜敷候得は鉱山御開設相成得ハ郡中潤沢之一端ニも相成 追々御答相立候得ハ開拓之御一助と被存候間 此段奉伺候也

辛未 七月

65 (未八月三日御検印

判官

権監事

庶務掛

庶務掛

金穀掛

与市詰 (印) (印)

移住民建家仕様積書差出候ニ付 評議之処格別不相当之廉々も無之候間 右にて申付可然哉 此段相伺候也

辛未 七月

七軒分

合金 九百拾三兩貳分永五十壹文壹分

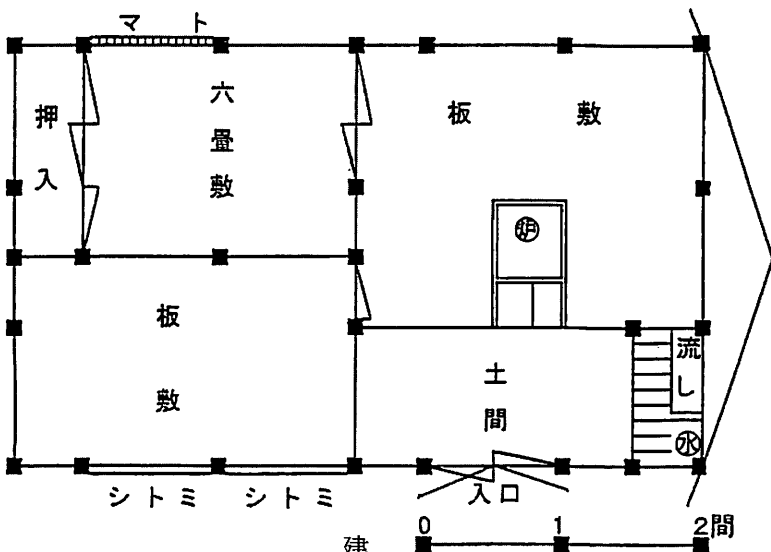
イ 老棟金百三拾兩貳分永七文三分

老坪に付金八兩貳分永貳百文五分

66

余市郡移住人建家御普請仕様御入用積書

空窓炉縁水流し付



建家老軒 但屋根葺葺板囲
此坪数 拾五坪
畳建具付
家根三寸勾配軒先式尺
破風風返し付外廻り板囲
囲目塞板打留
空窓炉縁水流し付

以書状申入候 然は林源左衛門より別紙之通 当地江願出候条其地収税金之内を以 御仕任上勘定帳御仕組可有之 別紙申添 此段申入候也

未 七月廿二日
余市詰 御中
札幌 庶務掛

60

乍恐以書附御内意奉伺上候

一 御内意奉伺上候義 誠以恐多奉存候得共 此度別紙之通出願仕度奉存候
二 付 右之段余市郡御出張所江奉伺候処 当御役所江奉歎願候ても別段御差支之儀無御座候趣被仰渡 随て奉願上候も実ニ恐至極ニ奉存候得とも 別紙之通当御役所江奉願上度候間 乍恐宜敷御内意被仰付被下度奉願上候 以上

未 七月 余市郡
永住 林 源左衛門
代 清 蔵 印

61

乍恐以書付奉願上候

先般小樽御出張所より御用ニ付罷出候処 巳年十月中余市郡御出張所にて御買上ニ相成候諸品代金別紙之通 五月中御下ケ金被下置候趣被仰付ニ御座候得共 其後未夕御沙汰無御座候ニ付 右之段余市郡御出張所江奉伺上候 随て御場合柄も不願奉出願候も誠以恐入奉存候得とも 乍恐内実不如意之折柄 奉願上候間 可相成御儀も御座候ハ、何卒格別之以御憐愍 余市郡御出張所より御下ケ金ニ相成候様御沙汰被仰付被下置度 乍恐此段以書付奉願上候

未 七月

御本府 御役所

62

覚

御買上ニ相成
惣高金 六千八百五十式両式歩ト 永八十八文四分 御買上諸品代
内訳
一 金 千七両式歩ト永百九十三文三分 立替分 高

右之通御座候 以上
未 七月廿日 林 源左衛門
代 清 蔵 印

63 (未八月二日至ル)

啓上いたし候 然は

一 移住民建家仕様積書 式通
一 当郡字ルヘシヘ山鉦山御開見込伺い書 式通
一 行倒死人有之右一件書類 巻綴
右差進候条御落筆可然御取計有之度候也
未 七月晦日 与市詰 庶務掛 御中

右御入用

一 銭 六拾壹貫三百八拾文

五寸式間角 三拾壹本

此遣ひ方 柱 拾四本

桁 拾壹本半

根引 塚木 傘木共 五本半

但壹本二付 壹貫九百八拾文

貫木 式間 拾八枚

但壹枚二付 八百五拾文

七分板 拾三間半

此遣ひ方 屋根板 拾壹間

床板 式間半

但壹間二付 六貫文

五分板 七間六分六リン

此遣ひ方 三方作身板打附

但壹間二付 三貫七百五十文

同 六間

此遣ひ方 漏留目板打附

五寸釘 拾本

此遣ひ方 傘木打留

小板附釘 拾八把

此遣ひ方 作身打留//目板打附等

但壹把二付 七百五拾文

一 銭 拾貫五百六拾文

大板付釘 拾式把

此遣ひ方 屋根板并床板打留

但壹把二付 八百八拾文

大工 三拾三人三分三リン工

但壹坪二付 五人工

壹人二付 四貫五百文

右大工 喰料

米三斗三升三合三勺

但壹人二付 玄米壹升

壹石二付 金六兩永式百三十二文三分

かへ

合銭 四百八貫三百三拾文

此金三拾四兩永式拾七文五分 但兩替 拾式貫文

桐屋峠七曲峠稲穂峠三ヶ所

合小休所三軒分

合金 百式兩永八拾式文五分

右は余市領字ヌツチより稲穂峠迄之内 小休所三ヶ所地形高底平均御建方之

儀は 風雪烈敷場所柄二付 柱堀込立可相成丈手丈夫ニ出来可仕候 依之御

普請御入用積り書面之通御座候 以上

未 六月 与市郡

御本陣守 山谷 橋次郎 ㊤

与市 御開拓 御出張所

錢 貳拾七貫五百文(マ)

是は土抱杵取繕ひ二相用
但老本二付 錢三貫百拾文
大直鋸 拾貳本
是は釣木片杵留付

錢 四拾八貫百六拾文

但老本二付 錢貳貫貳百五拾文
手違録 百拾貳丁
是は橋板老杵每式挺ツ、打留
但老丁二付 錢四百三拾文
袖柱 八本 其外手摺上ニ下夕
鉄物具相用候分

錢 貳百四拾貫文

但八組下継手鉄具 貳十組也
大工 六拾四人工 給料
是は橋切組之分
但老日老人二付 錢四貫五百文
土方職人 七拾人分雇料

錢 貳百八拾八貫文

是は橋両瓜土抱片杵組立候分
但老日老人二付 錢三貫文

錢 貳百拾貫文

米 老石三斗四升
是は大工土方 百三十四人喰料
但老人二付老升ツ、此石代金六兩

錢 八拾五貫貳百七拾貳文

永貳百三十二文二分

合錢 千三百壹貫百五拾六文

此金 百八兩壹分永百七拾九文七分 兩替 錢拾貳貫文

右橋御仕建之儀は当領伐出椽材相用 橋板老杵每釣木江手違録ニて式ヶ所宛
綴留 板合口互栓打込 手摺繼目鉄具打留 手摺駒除上下夕上面雨走相附
橋百斤杵兩岸土持杭震込 都て入念出来可仕候 依之御普請見積書奉差上候
以上

未 六月

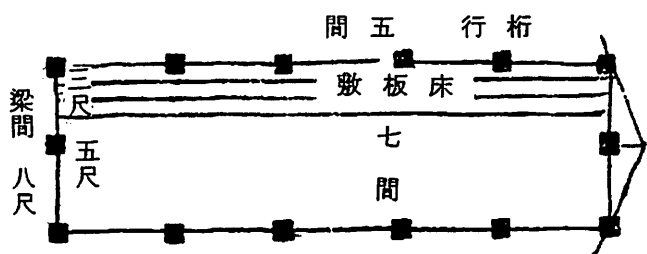
余市郡 御開拓 御出張所

余市郡 山谷 橋次郎 ㊦

58

余市郡御小休所御普請御入用積り書

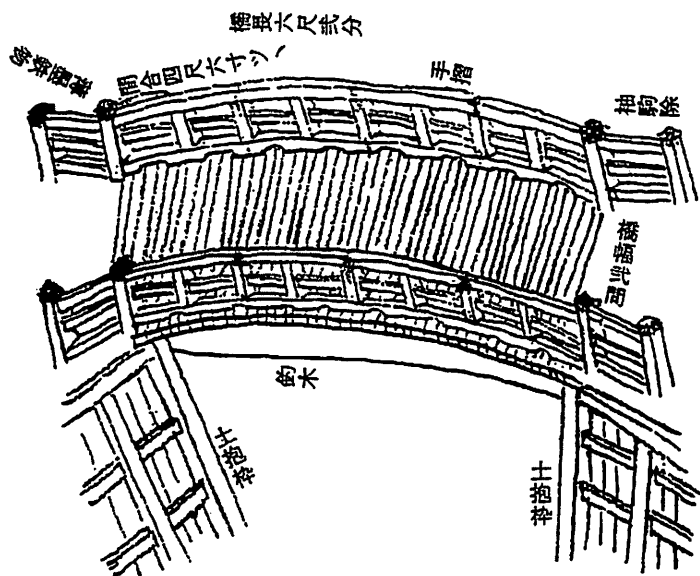
余市郡 山谷 橋次郎



余市郡御小休所御普請御入用積書

小休所老ヶ所二付坪数六坪六分六厘

但 屋根七分板葺 漏留板打附片
鉋削三方作身五分板打留 目
板打附 貫木四段打通 中梁
式本通 床板三尺敷込 内廻
り片鉋掛 都て絵図面之通
軒下夕六尺五寸



釣木 元之俣相用 古橋板は双方土抱柱にて用 駒除袖柱

錢 六拾貳貫六百拾八文

六寸 貳間角 貳拾本

但老本二付 錢貳貫三百六拾文

錢 貳拾三貫六百文

七寸 貫木 拾枚

是は手摺 駒除中貫木二相用

錢 拾五貫五百五拾文

六寸 貳間角 五本

是は三ツ伐手摺 駒除間柱二相用

錢 拾貳貫四百四拾文

六寸 貳間角 四本

是は兩袖駒除 手摺二相用

錢 五拾九貫貳百七拾六文

七寸 貳間角 拾四本

是は勾配附手摺と下夕二相用

錢 貳拾貳貫百貳拾文

八寸 貳間角 四本

是は貳ツ伐 袖柱八本二相用

錢 貳百六貫五百五拾文

但老本二付 錢三貫八百貳拾五文

右御入用

橋板厚サ四寸 長延六間式分

六寸五分

此板巾七寸 五拾四枚之見込

余市領沢町入口橋御普請御入用積書

共鉄具附 手摺繼目鉄具付 橋板老枚每合栓捻り 手違

余市郡 山谷 橋次郎

鑿打附 橋板厚サ三寸八分 袖柱七寸五分角 柱間四尺

一 錢 三拾貫八百八拾八文

忍鉢釘 七拾貳本
是八牢中敷板綴付

一 錢 貳拾六貫四百文

但老本二付 四百貳十九文
大板附 貳寸釘 三千本
是八目防 猿決打附

一 錢 五拾六貫貳百五拾文

但老本二付 八文八分
小板附 老寸五分釘 八千五百本(ママ)
是八作身板門廻り打附
但老本二付 七文五分

一 錢 四拾三貫貳百文

船釘 四拾八本
是は牢柱土台居附打留
但老本二付九百文

一 錢 九貫文

鉛 五百匁
是ハ土台繼手栓ノ代り次込
但百匁二付 壹貫八百文

一 錢 千百貳拾九貫文五百文

大工手間 貳百五十老人工
但老日老人 四貫五百文

一 錢 百九拾貳貫文

地形平均支業土方
六十四人工
但老日老人三貫文

一 錢 貳百三拾五貫六百貳拾文

右大工土方喰料
米三石老斗五升
但直段三十四匁 老升二付七百四十八文

合錢二千九百九拾三貫二百貳文

此金二百三拾貳兩三分永貳拾五文貳分 但兩替 拾貳貫文

右は当郡沢町江御取建可相成牢番家 前書絵図面之通地形高底平均御建方之
義は継手臍口手丈夫ニ出来釘打附等 可成丈入念可申候 御普請御入用積り
書面之通御座候 以上

未 七月

余市御本陣守

山谷 橋次郎 印

御開拓

余市郡 御出張所

前書之通図書指上ケニ付 奥判仕奉差上候 以上

名主 小黒 嘉右衛門 印

56

〔付札〕「小休処之義御詮議之筋も有之

二付当年は見合可申事」

東村 少主典 印
余市詰 印

別決小休所ニケ所取建并橋老ケ所御普請積りより相洩候分 書面之御入用ヲ
以取計可然哉 此段奉伺候也

未 七月二日

57

余市領沢町入口橋御普請御入用積り書

- 一 錢 百貳貫文
是八屋根桎押ひ二相用
但老枚二付 五十三文
桎五十枚詰 三百四拾把
是八平均老坪二付千枚ツ、
但百枚二付六百元
- 一 錢 百八拾三貫三百拾貳文
檜式ツ割木 八坪七分五リン
是八牢附之方法床下敷込二相用
但老坪二付 貳拾貫九百五拾文
長式間 巾七寸 破風板四枚
但老枚二付四貫四百三拾文
- 一 錢 壹六貫貳百八拾文
猿袂 三十七
是八風返へ相付候分
- 一 錢 四拾八貫四百四拾文
八分板 長式間 巾壹尺 拾枚
是八破風風返雨蓋二相用
但老枚二付四貫八百四拾四文
- 一 錢 五拾三貫九百文
屋根石 六百八拾
土台石 三十
但屋根石老ツ二付七十文
土台石八貳百拾文
六寸式間角 三拾本
塀柱扣木柱傘木二相用
但老本二付 三貫二百六十文
- 一 錢 三拾壹貫九百貳拾文
貫 貳間 三拾本
是八塀三段にて相通候分
但老枚二付 老貫六十四文
尺式間角 貳本
是八外門柱入用
但老本二付 九貫三百三十五文
八寸角式ツ割 貳本
是八門傘木并門江相用
但老本二付 六貫貳百八拾七文
- 一 錢 拾貳貫五百七拾四文
五分板 貳拾貳坪
是八塀板并目防板二相用
但老坪二付 三貫七百五十文
門扉 大貳枚 小老枚
但大老枚二付 三拾貫文
小老枚二付 拾貳貫文
- 一 錢 七拾貳貫文
門扉 大貳枚 小老枚
但大老枚二付 三拾貫文
小老枚二付 拾貳貫文
- 一 錢 九貫文
合坪 箱金 鉄もの類共
五寸釘 貳百本
是八家根垂木打付二相用
但老本二付四拾五文
- 一 錢 五貫貳百八拾
六寸釘 九拾六本
是八牢天井板打付
但老本二付 五拾五文

- 但 牢囲式間四方 仕揚五寸角相用 透間五寸明 高サ八尺 貫間式尺ツ、三段二通柱式本置 条捨留 牢入口高サ式尺五寸巾式尺開戸也 内ニ水流し并ハ便所附 天井板厚サ式寸目違取 敷板厚サ式寸同目板違取 脇引木江忍ヒ釘ニテ綴附 牢附之方式間半三間半 此坪数八坪七分五リンは檜式ツ割木敷込 牢土台継手捨留鉛次込 下夕継手切釘ニテ綴附 覆家作身板延長八間半 落板厚サ式寸五分板目違取 底は窓五尺二寸 間附但高サ式尺五寸巾式尺 外廻り奴門并扉附
- 右御入用
- 一 錢 式百七拾六貫三百四拾文 六寸式間角 八拾式本 是は牢柱四拾式本 土台拾四本 桁拾式本 梁拾式本 但壱本二付 三貫三百七拾文
- 一 錢 七拾三貫三百七拾六文 七寸式間角 拾六本 是は土台上下根引式本二相用 但壱本二付 四貫五百八十六文
- 一 錢 八拾六貫五百八十八文 五寸式間角 三拾七本 是ハ家柱式十六本 便所柱壱本 塚木十本 但壱本二付 式貫二百四十文
- 一 錢 六拾四貫二百拾拾文 垂木 長 式間 六拾七本 是ハ家根下夕壱間二四本送り ヒサシ同断 格子骨とも
- 一 錢 七拾式貫五百五拾六文 貫木 長 式間 六拾八枚 是ハ軒下夕 間柱江四段通風返し六 但 壱枚二付 壱貫六十四(七)文 式寸板 拾壱坪 是ハ牢天井并敷板水流便所相用 但壱坪二付 式十四貫五百六十四文 壱寸板 拾四坪 是ハ牢屋附之方作身落板二相用 但 壱坪二付 拾四貫五百二十式文 五分板 五拾七坪 是は屋根表板 小屋根同敷板并作身板 目塞板二相用 但 壱坪二付 三貫七百五十文 巾 壱尺厚サ五寸五 平物四本 是は平物并間閑入用 但壱本二付八貫 八百三拾四文 五寸式割 拾四本 是ハ窓并間仕切敷居鴨居へ相用 但壱本二付 壱貫五百四十式文 板戸四間 半戸式枚 是ハ入口雨戸便所戸窓戸等 但 本戸半戸壱枚二付六貫文ツ、 割木舞 三百五拾枚

53

昨午年十月迄永住人家

一 合 百五十七軒

昨午十月より当六月迄新二相増候分

一 合 八十老軒

此人別 二百九十三人

内 男 百七十六人

女 百十人

右之通有之候也

七月

余市詰

54

東邨 少主典 印

余市詰 印印印

先般伺済相成候町番家并仮牢別紙積書之御入用ニテ新規取建可然哉 此段奉
伺候也

(付札) 「仮牢屋并揚屋別紙絵図面之通 更ニ仕様積替精算之上可被伺候事

但町番屋之儀も仕様積精算之上可被伺候事」

辛未 七月

55

余市郡牢番家御普請御入用見書

余市郡牢家御普請御入用積書

一 牢家老軒

此坪数拾七坪

但 梁間三間半

外二差掛式間半二三尺

桁間四間半

屋根桁葺三寸勾配 軒先式尺破風

風返附外板囲目防板打留

内 牢囲老ヶ所

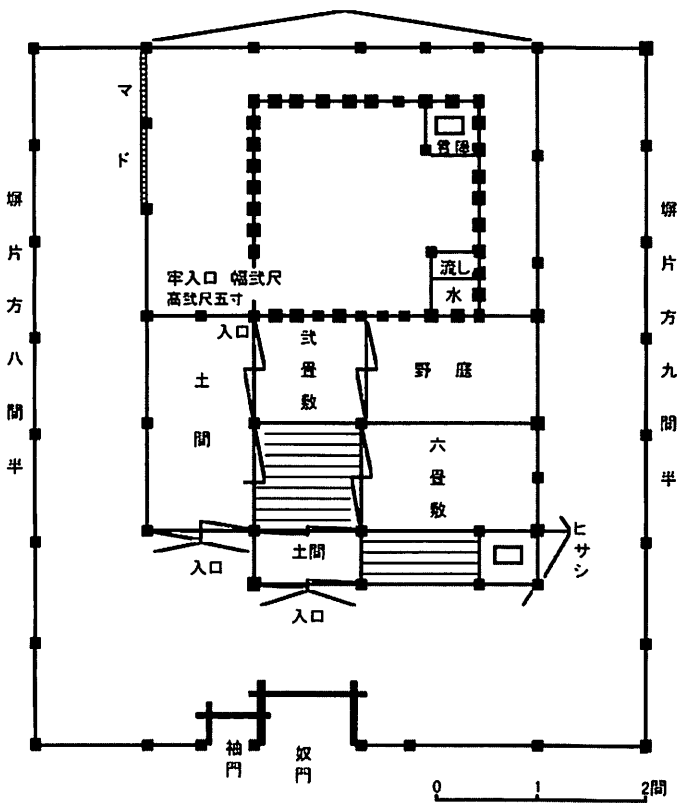
但式間四方

外 板塀延長 拾八間

此坪数四坪

奴門巾 六尺扉式枚附

袖門巾 三尺同老枚附



何頃を期し被成候哉 一切之御入費仕様積絵図面ヲ以御伺可被成候 且同人共より業の本資とシテ被下方等之定則ハ追て御廻し可申候 此段申進候也

六月廿九日

庶務掛

余市詰 御中

追て (以下空白)

50

〔七月七日至ル 同十日返事差出ス〕

今般宗也より御移替相成候民勝尾庄蔵外六人 当郡永住被仰付候趣承知いたし 差向仮住居之義云々御申越 右は差向七人位ニて有之候得は 御差向相成候共差支無之候 尚当人共見込之地所相応割渡可申 其手許ニ委細承知いたし 至急取調差進可申候 右御披旁如斯候也

未 七月四日

余市詰 ㊦

庶務懸 御中

追て右建家等は銘々壹軒宛各家御取建可相成哉 亦は式軒或は三軒之長家之積可申哉否 御序御申越可被成候也

51

本月四日附同七日相達披見致し 兼て御掛合および置候宗谷より移替申付候橋本重兵衛外六戸明十一日爰許出立申達候間 其地着候ハ、可然様御執斗可有之候 此段御達および候也

未 七月十日

庶務掛

余市詰 御中

追て老戸建家坪数十五坪ツ、御定有之候間 仕様積書ヲ以御伺可被成候也

51—2

別紙御伺書等と御評議相成候処 別紙絵図面之通積直シ差出候様 判官衆御談に付 則絵図面相添差遣申候 右ニて御承知可有之候 此段申入候也

七月十三日

庶務掛

余市詰 御中

52 〔未七月七日 同十八日差立済〕

去月廿九日附御書状本月二日相達披見いたし候 然は御仕入増之義ニ付云々御申越 則昨十月より当六月迄新ニ相増候永住取調書老通

一 明細短冊可差出旨承知いたし候 大山監事殿ハ過日日出京相成候条 依て菊地重之助認直し并寺沢兵衛兩人分差進候

一 当郡道普請積書ニ相洩候橋壹ヶ所并小休所ニヶ所新規取建積書式綴

一 溺死人有之 其一件書類老綴并届書相添

一 仮牢并町番家取建積書式通

右夫々差進候条御落握之上可然御取計有之度 最も仮牢等之義は少數入念ニ付御入用等も格別高直ニ相成候得共 右は大山監事殿よりも兼て御談も有之 当方見込より間広ニ積立為致候間 御入費も相高候 左様御承知有之度 右之段可得御意如是候也

未 七月四日

余市詰 東邸 少主典 ㊦

庶務掛 御中

追て別紙書状大山監事殿出達後相達候ニ付 其仮返却いたし也

二て御承知可有之候

一 山道筋柵川辰三郎拝借金云々之儀尚又前同断

一 元請負人竹屋源左衛門より御買上相成候諸物品云々之儀 先達て本人小

樽江呼出ス 各郡之振合ニ従ひ直下等をも申達置候儀ニて其郡限ニ至り

候ハ、当掛より下渡可申候

一 其本陣元より左右へ三拾六町老里杭建直し之儀致承知候

右件々御報如此御座候也

辛未年六月廿九日

余市 少主典東村守節殿

札幌 庶務懸 連印

46

其御表御備馬三十六疋有之候処 当時全ク通行ニ相用候分纒ニ 十疋位すら

無之 屢差支候ニ付 今三十疋も御備増之義 本陣守より願出之趣御申越

右ハ各郡江差響キ候間 御詮議難及義ニ可有之 本陣御任セ相成候上ハ 郡

中有馬ヲ以流用差支無之様為取扱候方ニ可有之 全ク郡中馬不足ニて差支候

訳ニ候ハ、願下被仰付可然筋と存候 右御報申遣候也

辛未 六月廿九日

余市 東村少主典殿

庶務掛

47 (未六月廿八日至ル)

当郡御備馬三十六疋之処 当時全ク馱馬通行ニ相用候分纒ニ 十疋位有之

屢通行ニ差支候ニ付 今三十疋も御備増相成候様 願出候ニ付 東地様似浦

河三石右三郡之内ニは多分ノ御備馬有之趣 兼て承知致候間 若三十疋も当

郡御備馬ニ可相成候得ハ 当本陣守より馬追二人差立申度趣願出ニ付 御評
決之上先郡詰合迄兼て御通達有之 其上御報答有之候様致度 此段得御意候
也

辛未 六月廿四日

札幌 庶務懸 御中

48

今度宗谷より御移替相成候留民小樽表永住願 金子伝兵衛外十人 旅費受取

次第差立可申候 御承知可被成候 余市永住願之分 勝尾庄蔵外六人義ハ即

差立候ても住居等ニ差支可申候間 尚開墾掛打合同之上別紙之通取計候間

御承知可被成候也 此段申進候也

六月廿三日

黒沢大主典殿

庶務掛

追て本文移民江被下方御評義濟 小樽詰より控不相廻 大ニ差支候間 御

申談可被下候也

一 余市之分報知ニ寄 取計候方都合と存候也

49

庶務掛 ㊦

開墾掛

今度宗谷より御移替相成候民勝尾庄蔵外六人 其御地永住被仰付候ニ付ては

即差立候ても仮住居ニ差支無之哉否 早々御申越有之度 尤追て家作被下候

筈ニ付 孰れも小留之渡世之者ニ付 其都合ニて老軒分建坪十五坪之積を以

拜借被仰付度 上納之儀は年々五月中急度相納可申候間 何卒格別之以御憐
愍右願之通御聞届被下置候様 乍恐此段以書付奉再願候 以上

未 五月

願人

脇御本陣守 榊川 辰三郎 ㊟

証人

御本陣守 山谷 橘次郎 ㊟

余市郡

御開拓 御出張所

前書之通願出候二付 奥印仕奉差上候 以上

名主

小黒 嘉右衛門 ㊟

43

余市山中鉾石薄井監事殿江御差出し可被成候也

六月廿五日

庶務掛

庶務掛 御中

44 (未六月廿八日至ル)

以書状致啓上候 然は

一 昨午年御収納納稅殘品取調書 尙通

一 当未年出産物出石高調書 尙通

右差進候条御落掌有之度被存候

一 当郡本年御仕入半品見込御定額之内 土人撫育品并郡民拜借米等 御仕

入不足之様勘定致候二付 既二四月中小樽表迄申立候通 御仕入増取計
可申候間 兼て申進置候

一 山道筋脇本陣守榊川辰三郎拜借金之義二付 再願書差出置候筈二付 是
亦前同断之事

一 元請負人より御買上相成候諸品并蔵々其外建物代金下渡之義 追て御下
渡可相成趣 昨年御仕法替之節申渡置候 右は本年何程乎御下渡二相成
可申哉 最も当五月中元請負人竹屋源左衛門代小樽表より御呼出相成
其節右代金先々直段下二相成候趣 則差出候代人より届出候得共 小樽
表より何等之申越も無之 如何取計可申哉 右代積書附を以 下渡可申
哉 且本年下渡之歩合等も承知致度候

一 先般道路里数等自今二十六町壹里二取調可差出趣有之 取調差出申候
右は今般当本陣元より左右江更三二十六町壹里二改正 壹里杭建直し可
然哉 為念及御問合候

右廉々至急御達有之候様致度 此段可得御意 如此候也

辛未 六月廿四日

余市詰 東邸 少主典 ㊟

札幌 庶務懸 御中

45

本月廿四日附御状当廿七日相達致披見候 然は

一 昨午年御収納納稅品取調書 尙通

一 当未年出産物出石高調書 尙通

右兩通正二致落手候

一 其郡本年御仕入米品有之儀 右は先般申立濟之上御達二及候通二候条否

札幌 庶務
金穀 懸 御中

追て同人より之証書ハ当庁江取置申候也

39 六月廿一日差立ル

其郡山道字ルヘシへ脇本陣守榊川辰三郎より再願之義 三ヶ年賦ヲ以御聞届
相成候条仕 右證書ヲ以当金穀掛より御受取可有之候 則御評議濟写相添差
遣申候 以来諸願伺之類式通 届之類書冊ニて可然 右之御心得ヲ以御差出
可有之候 此段申遣候也

六月廿一日

余市詰 御中

庶務掛

40 未六月十九日御検印

長官

印 監事

印 判官

印 権監事

庶務掛

金穀掛

余市郡山道字ルヘシへ脇本陣守榊川辰三郎より再願之趣 余市詰申立候に付
篤と評議仕候処 前段御手当等無之事実無余儀次第相聞候間 来ル申年より
向戌年迄三年賦ヲ以 金貳百兩御貸渡相成可然哉 此段奉伺候也

未 六月

41

長官

判官

権監事

余市詰

東邸 少主典 印

三浦 少主典 印

当郡山道脇本陣守榊川辰三郎より先般拜借金願出候所 難被及御詮議段御達
二付 其相違候所 事実屋根其外多分之破腐ニて素より御手当等も無之 自
力及兼候趣ニて 尚亦今般再願申出候間 右願之通御貸附相成候て可然様奉
存候也

辛未 五月

書面再度申出候ニ付 宜輔御下知有御座度 此段申上候也

小樽詰

42

再願書

余市郡

脇本陣守

榊川 辰三郎

乍恐以書付奉再願候

御当領字ルベシへ脇本陣之儀御座敷雨漏外廻修覆 且御通行扱諸道具取調申
度奉存候ニ付 金四百兩八ヶ年賦を以拜借奉願上候処 難被及御詮議之段被
仰聞承知奉畏候 何分可相成丈は諸道具調度之儀は繰合 御通行等御間欠ニ
相成不申様精々取調可申候得共 屋根相腐れ差証も不利候故漏候時々御止宿
中夜分等御座敷廻り畳放退候儀も度々ニて 恐入候次第第二奉存候 依之再応
奉歎願候も恐多奉存候得共 来ル申年より向子年迄五ヶ年賦を以 金貳百兩

一 犯刑徒罪以上ニ相当候重罪人有之候節ハ 仮口書相添其時々本府迄差上可申事

一 答林不致謹慎亦ハ押込等は当官庁ニ於テ吟味詰仮口書ヲ以同之上処置仕り然るべく哉

但し新律御布告之中何条幾部以下答刑ニ致し候儀ニ相心得可然哉

一 他郡之人民ト当郡民ト混合喧嘩口論疵付人殺其外異変有之檢使願出候節

ハ当郡境内ニ有之候節ハ当郡迄罷出 其地第一件失費迄当郡ニ於テ取計

ひ罪可申 亦当郡民他郡ニ於テ前条之事件ニ及罪候節ハ猶其他郡取計可申事

但諸藩其外之管轄江相懸候儀ハ 都て先方ト懸合之上取計 猶始未落着之上御届可申事

一 窃盜

正金 楮弊

錢 品物

右盜取候員數外品物代金之積何程より伺を不經何刑ニ取置仕可然哉

一 出火

但自火類焼并小間何程より何答申べく哉之區別等承知仕度事

前條之外郡中官庁ノ手限を以 取置出来候べくハ兼て御達有之通自然郡中ニ些聊之盜賊或ハ訴訟向等出来候節ハ 落着難決其時々引合人迄も札幌表迄差

立候てハ 官之出費も多分ニ相懸其上難決之者共も出来可申哉ニ奉存候 其

他郡中之村役人共より非常之番小屋老軒取建 右江仮牢設度旨御願も有之候

二付 取締筋ニも可相成義ニ付 取建可然哉 右ニ付可奉候也

辛 未六月

少主典 東村 守節

36

以御用状致啓上候 然ハ先般御申越有之候里數調書老綴差進申候御落掌有之

度

一 刑律之義ニ付伺書老綴是亦差進申候可然御取計有之度

一 会田元之并菊地金之助明細短冊八葉差進申候 右彼是得御意度 如此候

也

未 六月五日

余市詰 東邸 少主典 印

札幌 庶務懸 御中

追て金穀懸江之老書 御届有之候様致し度候也

37 〔長官 監事〕

〔 〕

庶務掛 印

以書状致啓上候 然ハ当本陣守山谷橋二郎江旅費御手当御差越相成落手下渡

申 是證書差進申候御落掌有之度 右之段御報旁如此候也

未 六月八日

余市詰 東邸 少主典 印

札幌 庶務懸 御中

副啓 当郡山道普請追々出来相成候間 為念申進置候也

38

證

一 金三兩三分永百二十五文

右は当本陣守山谷橋次郎旅費御手当正ニ受取候処如件

未 六月八日

余市詰 東邸 少主典 印

札幌 庶務掛 御中

31

別紙余市郡より之伺書之通貴辺迄差出候条飛御取計有之度存候也

五月三十日

村山 少主典 印

里沢 権大主典殿

32

長官

判官

権監事

小樽詰 印

別紙余市郡より伺出之趣 勘弁いたし候処 追々蕃殖之折柄尚開墾之一端二

も可相成被存候 就ては既二伺済相成候美国郡同様二御差許相成 可然哉二

奉伺候也

五月

33 (六月二日御検印)

(貼札)「従前之通たるべき事」

(この貼札のため四行見えず)

女抱置 内実茶屋同様渡世致候者も有之 甚不都合二付 今般更ニ改て茶屋

渡世永無株式願出候者も有之候二付 郡中相応差許申度 最右株式差許候上

八年々相当冥加金為相納候ても可然義と奉存候間 此段奉伺候也

辛未 五月

34 (六月八日御検印)

・長官

・判官

・監事

・権監事

庶務掛 印

刑法掛 印

刑律之義二付余市詰より別紙之通伺出候間 御附札案取調奉伺候也

辛未 六月

第一条

伺之通

第二条

罪犯并怪敷者等時宜次第捕縛ハ勿論ニ候得共 吟味詰之上仮口書を以都て

可被伺出事

第三条

伺之通

第四条

都て伺之上可及差凶事

第五条

刑役人江預ケ申付置可被伺出事

第六条

兼て難及差凶仮牢之義ハ承届候間 絵凶面仕様積書ヲ以可被伺出事

35

軽重刑律區別郡中処置方之儀二付奉伺候

25

以書状申進候 然は鈴木平三郎義在務中一昨年已来当方用度品之義二付引合筋有之候処 其地滞留罷在候趣二付 当方江罷出候様御申渡可有之候 此段判官殿江申立之上申進候也

二月十八日

余市詰

札幌 庶務掛

鈴木 少主典 殿

少主典 鈴木 近長 殿

26

與市詰

〈小樽詰〉 ㊦

少主典 東郷 守節 ㊦

少主典 三浦 直郎 ㊦

與市郡詰合官員少主典式人等外 付屬式人被仰付罷在候 然処当節漁事時二て屢出役旁万事手廻兼候廉等も偶相生し 御人配賦之義少敷不都合之様奉存候 右は当今之模様ニては少主典等は老人ニても使掌係部之内別段老人被仰付候方可然奉存候 右等定て御趣意之筋等も御座候哉 都て恐入候得共 今日御用便に相叶候様致し度奉存候間 此段奉申上候也

辛未 四月

27

以書状致啓上候 然は別紙申上書巻綴并明細短冊拾六葉差進申候 御落筆可有之候也

未 五月廿日

札幌 庶務懸 御中

余市詰 ㊦

28 五月廿二日到來

当郡本陣守山谷橋次郎御用向有之候趣御申越 則同人御達罷在候ニ付 可然御取計有之度候也

未 五月廿日

札幌 庶務懸 御中

余市詰 ㊦

29

以書状致啓上候 然は其郡本陣守山谷橋次郎義 先達て有珠新道之義ニ付御呼出し相成候ニ付 旅費御手当とシテ金三兩三分永百式十五文相廻し候間 則御渡し方取計 証書御廻し可被成候 此段申進候也

六月二日

庶務掛

余市詰 御中

30 六月朔日到來

別紙里沢権大主典宛書状之通 同人出発後ニて懸れ相成候 即今御掛ニて御開村有之度 此段申入候也

七月三十日

小樽詰 ㊦

22

以書狀致啓上候 然は先達て御達申候当方職人人足賃銀 定則別紙之通改
候間 先達て御伺之修繕向廉々右にて可然御取計可有之 御見合之為相廻し
申候 右得御意如斯候也

四月十二日

札幌 庶務掛

余市 詰

岩内 御中

証

一 大工 老人二付

銀 二十三匁

玄米 壹升

味噌 三十目

前同断

一 木挽 老人二付

銀 十三匁

玄米 壹升

味噌 三十目

一 材木 百石二付

金 六十兩

一 桎 壹丸 十式 把定

金 壹分二朱

一 割木 舞 壹丸 五十枚 定

金 壹分

右之通

未 四月八日

23

以書狀致啓上候 然は

大工

岩内

平作 富吉 安八

大工

余市

仙太郎 多助 十次郎

右は兼て御掛合及ひ候通 三月限御用済相成候ニ付差立候間 御承知可被成
候 此段申進候也

四月五日

札幌 庶務掛

余市 詰

岩内 御中

24

以書狀致啓上候 然は有珠新道之義ニ付 其本陣守山谷橋次郎より相尋度義
有之候間 来月十日頃より廿日頃迄之間ニ 当方江罷出候様いたし度 其段
御達可被成候 右ハ其郡御都合も可有之ニ付兼て御掛合及ヒ置候也

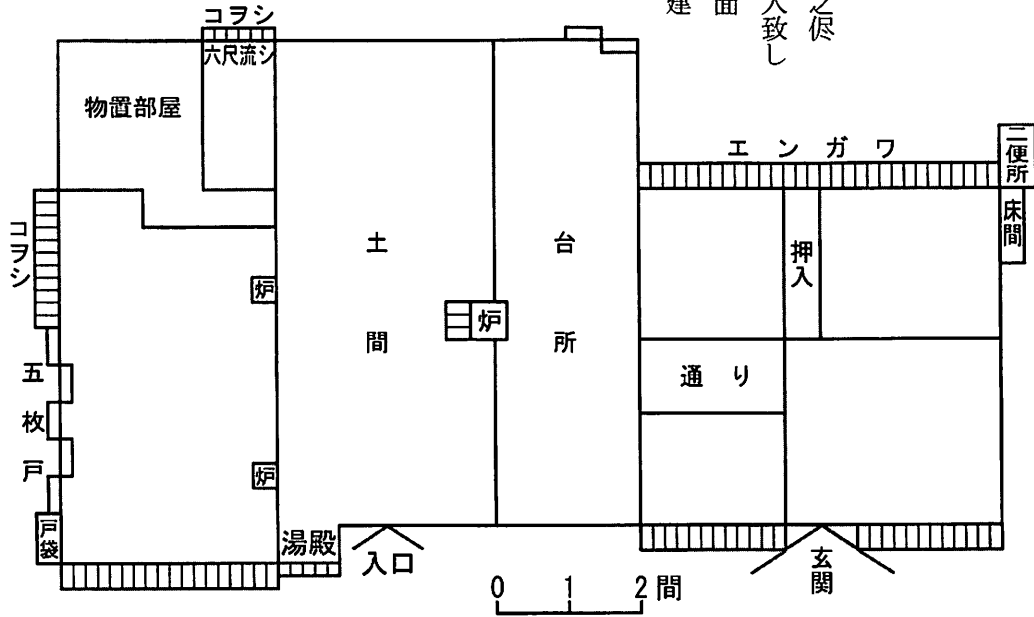
四月廿四日

札幌 庶務掛

余市 詰 御中

在来建家之図

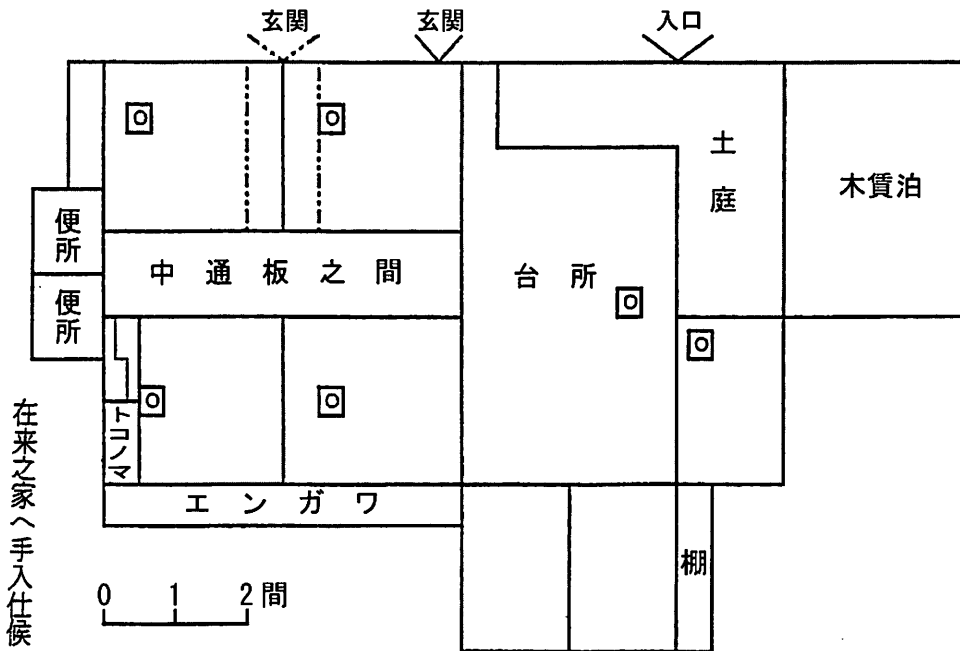
当年之所在来之俣
破損ヶ所ノ手入致し
明早春別紙図面
之通座敷廻り建
直し可申候



工藤 林兵衛

間口拾三間

在来建家儼絵図
裏行 七間



在来之家へ手入仕候

余市山道

然別永住 大越 慎兵衛

四月六日

余市詰 御中

庶務掛

糸引之座敷廻り
明早春図之通
建替可奉存候

20 (四月三日到来)

以書状致啓上候 陳は過日権監事殿御通行之節 御談有之候然別永住林兵衛
慎兵衛両家之絵図面二枚并受書写差進申候 可然御取計有之度 右申進候也

與市詰 印

札幌 庶務係 御中

副啓 当郡山道七曲と申処先達中山崩致し 近々人間之往履ニも差支候
次第二付 過日西村権監事殿御見分ニも相成候二付 至急御沙汰有之候
様致し度候也

21

上

乍恐以書付奉申上候

一 今般私共兩人江御米金等拝借被仰付候二付ては 来五月中迄ニ急度建家
普請仕 御役々様御通行之砌御差支不相成様精々手配可仕奉存候 依之此段
以書付奉申上候 以上

未 三月廿七日

然別

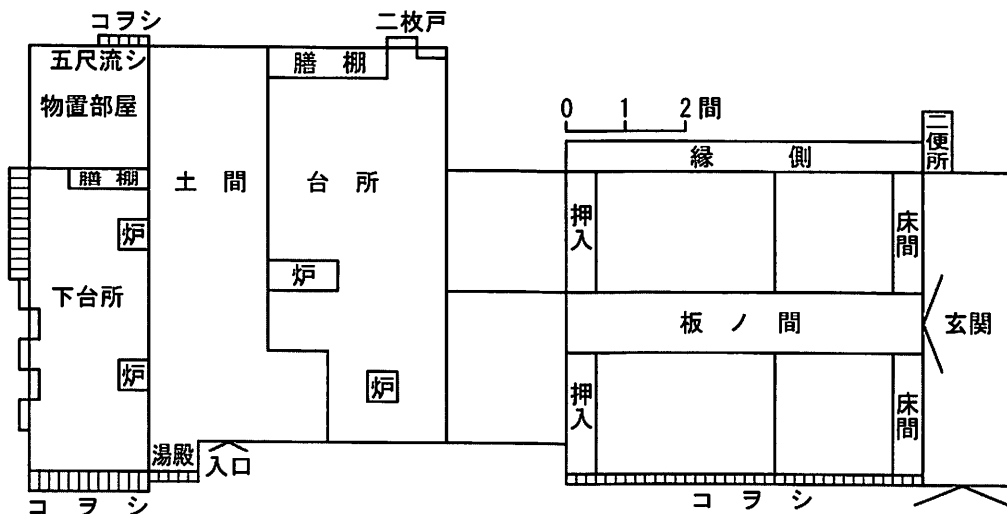
大越 慎兵衛 印
工藤 林兵衛 印

余市 御出張所

前書之通奉申上候間 奥印仕候 已上

名主

小黒 嘉右衛門 印



余市山道
然別 永住
工藤 林兵衛

右兩人八カ年賦ニテ拝借候事

17

乍恐以書付奉願上候

一 御金 百兩

玄米 四斗入三拾俵

私義 余市郡山道然別ニ住居仕旅籠屋渡世罷有候ニ付 御役人様御通行御小
休御昼食の節御茶等差上候義ハ御冥加之心得ニテ仕来申し候 然ニ家作後年
数相立所々破損いたし 殊ニ間取不宜候ニ付 建直し申度心配罷有候へ共
累年諸物高価劣行届兼苦心罷在申候 随て奉願上候も奉恐入候へ共 前書之
御米金拝借被仰付度奉願上候 然上ハ当年之所ハ在来之小家早速繕普請いた
し 御役人様御昼休等御差支不相成様仕 当年冬山ニテ材木伐出 明早春建
直し申度奉存候 尤御米金之義は来申年より八ヶ年賦ニ無相違上納可仕奉存
候間 何卒格別之以御憐愍 右願之通被仰付被下置度 此段奉願上候 已上
未 三月

拝借願人 然別永住 百姓代 工藤 林兵衛

証人 組頭 久末 周藏

百姓代 柏谷 理兵衛

組頭 近江 次郎兵衛

余市 御開拓

御出張所

前書之通奉願上候間奥印仕候 已上

名主 小黒 嘉右衛門

18

乍恐以書附奉願上候

一 御金 百兩

玄米 四斗入三拾俵

私義 余市山道然別ニ永住旅籠屋渡世仕来候ニ付 御役人様方御通行御小休
御昼食之砌ハ御茶等差上候義ハ 御冥加之心得ニテ致来申候 然ニ家作後年
数相立所々致破損候得共 累年諸物高価劣手入普請之工夫も付兼 苦心罷在
申候 随て奉願上候も甚奉恐入候得共 前書之御米金拝借被仰付度奉願上候
然上ハ早速普請ニ取掛り 御役々様御通行之砌は御昼休等之御差支不相成様
精々手配可仕 尤御米金納方之義は来申年より七ヶ年賦ニ無相違可奉納候
間 何卒格別之以御憐愍 右願之通被仰付被下置度 此段奉願上候
未 三月

拝借願人 然別永住 大越 慎兵衛 印

証人 山白村 市川 太右衛門 印

百姓代 工藤 林兵衛 印

組頭 近江 次郎兵衛 印

余市 御出張所

前書之通奉願上候間 奥印仕候 以上

名主 小黒 嘉右衛門

19

以書状致啓上候 然ハ先達て西村監事殿御出張之節 御見分相成候其郡山道
七曲山崩之場所 至急積書御差出し可有之候 此段御談ニ付 得御答候也

皆出来之上御下渡奉願上度奉存候 依之此段以書付奉願上候 已上

未 四月 余市郡 本陣守

山谷 橋次郎 印

余市 御開拓 御出張所

13 (四月十日到来)

以書狀致啓上候 陳は別紙恐入書面書通差進申候 可然御取計有之度 此段得御意候也

四月五日 余市詰

東邸 少主典 印

札幌 庶務係 御中

副啓 三浦少主典義母病死二付引籠中二付 至急御沙汰有之度事

14 (四月廿七日御達)

上

写

判官

小樽詰

権監事

書面脇本陣守榊川辰三郎願意 無余義相聞候間 願之通被仰付候様宜御沙汰被成下度奉存候 已上

未 四月

余市詰 小印

〃

15

乍恐以書付奉願上候

私義 昨午年冬御当領字ルベシへ脇御本陣守願之通被仰付 難有仕合奉存候 就てハ追々御通行繁多之折柄右脇御本陣之義 屋根柱相腐風雨雪降之節ハ 御座敷一凹雨漏いたし 作身海走板等目透ニ相成 吹雪入込候ニ付右修復仕 且御通行御取扱器械 都て取調申度 仍て奉願上も恐多奉存候へ共 金四百 兩拝借被仰付被下置度 右返納之義ハ来ル從申年以八カ年賦 年々五月中急 度可奉上納候間 何卒格別之以御憐愍 前願之趣御聞届被下置候様 此段以 書付奉願上候 已上

未 四月

願人 余市郡 脇御本陣守 榊川 辰三郎 印

証人 御本陣守 山谷 橋次郎 印

余市郡 御開拓 御出張所

16 (御聞濟之分)

扣

〇岩村判官

〇西村権監事

書面然別旅籠屋上藤林兵衛 大越慎兵衛兩人願意無余義相聞へ候間 願之通 拝借被仰付候様宜御沙汰被成下度奉存候 已上

未 三月

余市詰

但 林兵衛義ハ当年之所差向普請ニ付 願高之内米金共半方当人ニ拝借被 仰付 残半方当冬杣入ニ至 御下し方可然奉存候 已上

一金 百兩

玄米 四斗八三十俵 宛

此人足 七十二人

一 橋 長サ七間半 巾七間 四ヶ所 但 老ヶ所二付人足共七人

此人足 貳拾八人

一 橋 長サ三間 巾老間 拾貳ヶ所 但 老ヶ所二付人足共拾人

此人足 百貳十人

一 橋 長サ三間半 巾老間 六ヶ所 但 老ヶ所二付人足共拾三人

此人足 七拾八人

一 橋 長サ四間 巾老間 六ヶ所 但 老ヶ所二付人足共共十三人

此人足 百三拾八人

一 橋 長サ四間半 巾老間 老ヶ所 但 老ヶ所二付人足共共十四人

此人足 貳拾四人

一 橋 長サ五間 巾七尺 三ヶ所 但 老ヶ所二付人足共共四十五人

此人足 百三拾五人

一 橋 長サ六間 巾八尺 貳ヶ所 但 老ヶ所二付人足共共五拾五人

此人足 百六拾人

一 橋 長サ七間 巾八尺 老ヶ所 但 老ヶ所二付人足共共貳百人

此人足 貳百人

水除等二用

橋數五十五ヶ所

人足 九百八拾四人 (ママ)

但 大工人足共老人二付金老分老朱

玄米老弁

此金 三百七兩貳分

此米 九石八斗四升

但 本文橋木掛替之内 古木品丈夫之分は 橋両端并駒留二相用候積り

右は余市郡領分字ヌツチ沢奥より岩内境稻穂峠下 道之橋々御普請御入用見

積書面之通奉書上候 以上

未 四月

余市郡 御本陣守

余市郡 御出張所

山谷 橋次郎

11

奉差上御受書之事

余市郡字沢町従已奥岩内領境稻穂峠迄 道橋別紙書面之通以御入用御普請被

仰付 難有仕合奉存候 尚又手丈夫ニ出来郡限見積可申立趣承知奉畏候 御

差函ニ基入念仕立方仕 六月中旬迄ニ急度皆出来可申候 依之此段御受書奉

差上候 已上

余市郡 本陣守

未 四月

山谷 橋次郎 印

余市郡 御開拓 御出張所

12

乍恐以書付奉願上候

今般余市郡字沢町より領境稻穂峠迄 道橋御普請被仰付奉畏候 早々取掛可

申 就てハ職方より前借等願出候者も有之候間 御普請御入用之内ニケ老此

金千八十老西三分永百七十七文 米三十四石六斗二升五合六勺 此度御下ケ

渡ニ相成候様仕度 跡ニケ老ハ道橋八分形出来之上御下ケ渡 其後ニケ老ハ

但 道幅前同断 落地水满地割柵木敷 両側水通堀割水拔仕揚共 人

足耆人二付耆間半分

此人足式千三百八十人

一 間敷 千八百六拾間

但 字イナヲ峠桐谷峠其外所々柵木敷砂利敷込 其外前同断 人足耆

人二付耆間ツゝ

此人足 千八百六拾人

右道双方延長式万八千百十四間

但 道両側六尺ツ、竹伐取倒木の片付 人足平均耆人二付拾三間ツゝ

此人足 式千五百四十九人

惣合人足 九千四百三人七分

但 耆人耆日二付金耆分耆朱ト 玄米耆升

此賃金 式千九百三拾八両二分永百五十六文二分

玄米 九拾四石三升七合

9-3

余市又ウチより

イナヲ峠迄

一 橋五拾五ヶ所

此人足 九百八拾四人

此賃金 三百七両式分

米 九石八斗四升

此金 六十八両三分永百八十文

此金 三百七両二分永百文五分

三間半 六ヶ所

四間 六ヶ所

四間半 耆ヶ所

五間 三ヶ所

六間 式ヶ所

七間 耆ヶ所

此長延 百六十三間

但 耆間口二付 六人半二当ル

二口合

金 三千式百四拾五両三分永三十耆文二分

玄米 百三石八斗七升七合

右は余市領字又ツチ沢道より岩内領境稲穂峠迄 道橋御普請御入用惣積書面
之通御座候 以上

未 四月

余市郡 御本陣守

山谷 橋次郎

10

余市領山道橋普請人足積書

一 橋 長サ耆間 巾耆間 五ヶ所 但 耆ヶ所二付人足杣共三人

此人足 拾五人

一 橋 長サ九尺 巾耆間 三ヶ所 但 耆ヶ所二付人足杣共五人

此人足 拾五人

一 橋 長サ式間 巾耆間 拾式ヶ所 但 耆ヶ所二付人足杣共六人

8 (四月十六日到来)

本月十三日付御用状今十五日朝相達致拜見候所 余市山道修繕之義 七曲り新道ハ見合在来之方ニ御改 其地云々御申越之趣 委細致承知候 則橋次郎(相札)候処 兼て差出候積書之通ニて 余市領丈の所は同人一手ニ引受来六月中旬迄ニ屹度皆出来可致候間 別紙積書之通り申出候

一 前郡山道普請ニ不日取掛候ニ付てハ 金千八拾一兩三分余 米二拾四石六斗余 前借之儀 別紙之通願出候間 早速御下金被成度存候 右等之趣御報秀可得御意如此御座候 以上

未 四月十五日

余市詰

少主典 三浦直道 (印)

少主典 東村守節 (印)

札幌 庶務掛 御中

9 (印) (印)

(貼札)

「金 千八拾老兩三分永百七十七文

其米 三拾四石六斗式升五合六勺

右余市山道修繕 扱又橋懸入費之内三ヶ一前借願出之分 小樽金穀懸より

余市詰へ相渡候様 小樽へ懸合之事」

但米之義ハ忍路御備米より相渡可然 若不足も候ハ、余市ニて買入候様

手筈可相付事

(貼札)

「入費金三ヶ一之前借は小樽より請取 其跡は追て御収税品払代之内より

相渡 追て差引精算可相立事」

9-2

余市郡山道御普請御入用積書

当御本陣より岩内境迄道法七里八丁

但 沓里三十六丁積

此間数 老万五千六百間

間数 千三百八拾間

但 本陣よりヌツチ沢ニ銘々拝借地は自分道普請可致分除之

一 間数 百六拾三間

但 橋々惣間数之分除之

一 間数 四千五百間

但 道中式間より九尺迄野合堅道

人足老人二付式十間ツ、

此人足 式百式拾五人

一 間数 三百式拾間

但 道中式間より九尺迄 字七曲峠之内崩土極難之処道山手に切替

沓間二付人足七人ツ、

此人足 式千式百四拾人

一 間数 三千八百七間

但 道中式間より九尺礫石交道 人足老人二付七間ツ、

此人足 五百四十三人八分

一 間数 三千五百七拾間

四月二日

札幌 庶務掛

小樽 庶務掛 御中

追て写至急差出し候様御申達可被成也

第一条

御收納蔵半方向之通

第一条

今般改修覆船役大小二不拘被廢候事

第二条

是迄之通月々之相場を以 可相納事

5 (四月十日到来)

小樽詰 小印

余市詰

少主典 東村 守節 小印

少主典 三浦 直道 小印

與市郡御收納蔵壹棟 昨年元請負人より御買上之分 梁間四間桁行拾六間
右蔵年数等も相立 所々破腐之処 已ニ去月中烈風のため押潰れ 此上繕普
請等いたし候とも 長く御用ニ難相成 却て御無易之義ニ付 今般新規八拾
坪壹棟取建申度 依之別紙積書差出し申候 右御出金相成候様仕度 此段至
急御沙汰奉待候

一 先般商船規則御廻し之節 御用状書中ニ向後合船役并修復役とも相廢し
候趣 右は商舟ニ不限漁業相用候小船共総て大小を不論 合船并修復役とも
向後御廢し相成候様 相心得候得共為念相伺申候

一 官員願受米穀之義 小樽平均相場を以代価上納いたし来候義ニ有之 右
ニては元仕入直段とは是非過不等有之甚不都合ニ付 以来官員願受之米穀等
は諸品願受同様ニ元仕入直段を以 代価上納相成候得は 悉皆元仕入直段江
取纏相付可然事前条伺之内 自然御用途差支候廉も可有之候ニ付 迅速之御
沙汰有之候様仕度候也

辛未 三月

6

以書状致啓上候 然は別紙余市山道修繕其外橋掛渡共 合金千八十壹兩三分
永百七十七文 玄米三十四石六斗二升五合六勺 米金共ニヶ壹前借願出之分
其金穀掛より相渡し候様可被成候 但米之義ハ忍路御困米より相渡可承り不
足も候ハ、余市ニて入候様被申遣し可被成候 此段御達ニ付申遣候也

辛未 四月十九日

小樽 庶務掛 御中

追て別紙積書御一見済直々同所江御廻し可有之候也

札幌 庶務掛

7

以書状致啓上候 然は別紙山道修繕御附札之通相濟 兼て御申立之通日限等
相違無之様手締相立至急為取掛候様 御取計可有之候 且拝借米金等之義ハ
小樽詰より委細之訳御達候答ニ付 右申遣候也

四月十九日

余市詰 御中

札幌 庶務掛

(下げ札)「未年 余市往来」

1 二月廿八日達

本月十六日附御状 同廿二日相達致披見候 然ハ鈴木平三郎儀在務中一昨年
已来 其地用度品之儀二付 御引合筋有之候二付 出頭可為致旨判官殿へ
被仰立之上申越候趣承知致候 則右之趣達し候処 折節一両日前より病氣腹
裏罷在候二付全快次第出頭可仕 暫時御猶予相願度段申立 事真相違無之候
間 左様御承知可被成候 此段御報如此御座候也

二月廿三日

余市詰

少主典 鈴木 近長

庶務掛 御中

追て押々ニも歩行出来候見込相付候ハ、出立為致候様可取計候 以上

2 三月廿八日御一覽済

以內状致啓上候 然ハ貴様義元寿都御詰合中 島牧郡弘前藩江御引渡之節
独談専断を以土人撫育浜方貸附見込仕入米 同藩江御貸渡方取計管轄江御届
等無之 其後御收税金一同 金穀掛迄證書共御差廻し被成候のみにて改て
御届無之とし「其歳御收税仕上帳等違算の廉 其筋より本庁精算之義申遣し
仕出振案添相廻し候処 其形を以認メ直し御差出し」并島牧御收税金之内よ
り 同郡手代其外之者江勉勵致し候趣ヲ以 手当差遣し 御收税金上納之節
差引相納候とし 兼て不都合ニ相聞候間 自然御上之御聞ニも入候哉ニ被存
御沙汰之程も難計候間 其廉恐入之書面御差出し被成候方 穩便ニ可有之哉
内々御風達申候也

三月廿八日

札幌 庶務掛

余市郡

少主典 東村守節殿

3 印 印

寿都郡取調候廉申上候書付

昨午年島牧郡弘前藩江引渡之節 少主典東村守節儀 独談を以土人撫育浜方
貸付見込仕入玄米七百拾六俵 此石三百四拾三石式斗 同藩江御貸渡方取計
前段御届書等差出不申候 尤十月廿三日至り御税金一同金穀掛迄 證書共差
越候のみにて改て御届等不仕候事

一 御收税仕上帳等違算之廉有之 不都合ニ付用度掛より再応精算仕出 振
案添申遣置候処 其形ヲ以認メ直し差出候義ニ有之候事

一 嶋牧郡御收税金之内より 七百五両永百七十六文五分 同郡手代以下之
者勉勵致候趣ヲ以 手当として差遣候段 御收税金上納之節差引 相納申候
何レも 独談にて何之誰江差遣候と申仕訳と不申趣候得と哉 今般出張之節
夫々取調候之処 別紙名前之者江儘ニ差遣候二付 相違無御座候事

右は少主典東村守節取扱候始末一応取調置候廉々申上置候也

未 三月

権大主典 黒沢 正吉 印

4

以書状致啓上候 陳

別紙之通余市詰御收納蔵建方 其外同濟書綴相廻し候間 御達可被成候 尤
右御入費之義 半方ハ其出張所より御出方 後半方ハ同所御收税之内より遣
払 追て精勘申出候様御申達可被成候 此段御談ニ付得御意候也

史料紹介 『開拓使 明治四年 余市郡関係書類』

駒木根 恵蔵

北海道余市郡余市町入舟町21 (余市町史編纂室)

解題

本史料は、開拓使札幌本庁と開拓使余市出張所の詰役人との明治四年における往復文書である。札幌本庁庶務掛が「余市郡往来」として編綴したものと思われる。翻刻に当たっては、北海道立文書館のマイクロフィルム『開拓使 明治四年余市郡関係書類』一九四コマをコピーしたものをテキストとした。昭和53年6月、函館市立図書館所蔵のものを北海道行政資料課が撮影したと記録されている。

余市詰からの文書は、庶務掛宛が大半をしめるが、金穀、開墾、刑法掛宛としたものもある。それらには必ず各掛の検印が押されているが、権監事、監事、判官、なかには長官までの検印があるものなど段階がある。

開拓使各掛からの文書の用紙は、中央の折り目に「北海道開拓使」と記された七行罫紙が用いられている。

前号で紹介した明治三、四年の『余市郡調』が最後のヨイチ場所の姿を描いたものであるならば、『明治四年余市郡関係書類』は、旧請負人から離れた余市郡としてはじめての具体的で前進的な施策を示したものと見えよう。文書の内容は、ほとんどが施設にかかわる予算の要求に関するものである。

次に主な人物について触れておく。

少主典 東村守節 最初余市詰の権少主典であったが、寿都詰に転じ、

再び余市詰 元弼之助。自分では苗字を東邸と書く。

少主典 鈴木近長 元鈴木平三郎。明治四年二月古平詰に転ずる。

少主典 三浦直道 元三浦小一 歌棄・岩内詰を経てヨイチ郡に転入。

本陣守 山谷橋次郎 明治三年から余市本陣守。元静内場所支配人として経験豊富。西地に関係するのは初。

脇本陣守 栢川辰三郎 かつてルベシベ通行屋といわれた稲穂峠下の宿

泊施設を明治三年冬から経営する。

永住 林源左衛門 元ヨイチ場所請負人三代目林(竹屋) 長左衛門

の隠居名。

名主 小黒嘉右衛門 明治四年十二月改名して徳光喜多郎。古くから

のヨイチ場所への出稼人の系列の人。鯨場の親方。

百姓代 工藤林兵衛 古くからシカリヘツ昼所を経営し、余市郡内陸部

の最初の有力な永住者。

なお、函館中央図書館の本文と直接照合していないので、朱書きや張り札、下げ札など不明確なところもある。コピーの濃淡や痕跡を見つつ内容的に整合するように気を付けたが、不完全な点もあり、機会をみて本文に当たりたいと思う。

余市水産博物館研究報告 第 12 号

平成 21 年 3 月 31 日 発行

編集・発行 余市水産博物館
〒046-0011 北海道余市郡余市町入舟町 21
TEL&FAX 0135-22-6187